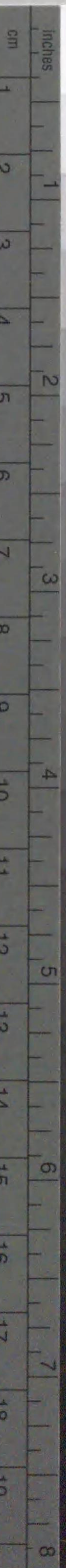


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue

Cyan

Green

Yellow

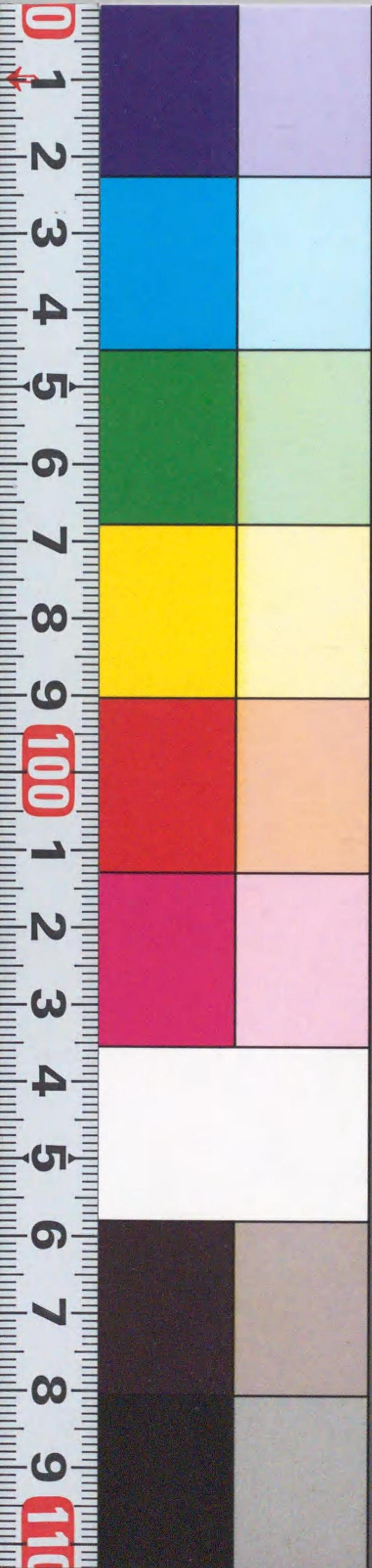
Red

Magenta

White

3/Color

Black




GB22

7



00392392



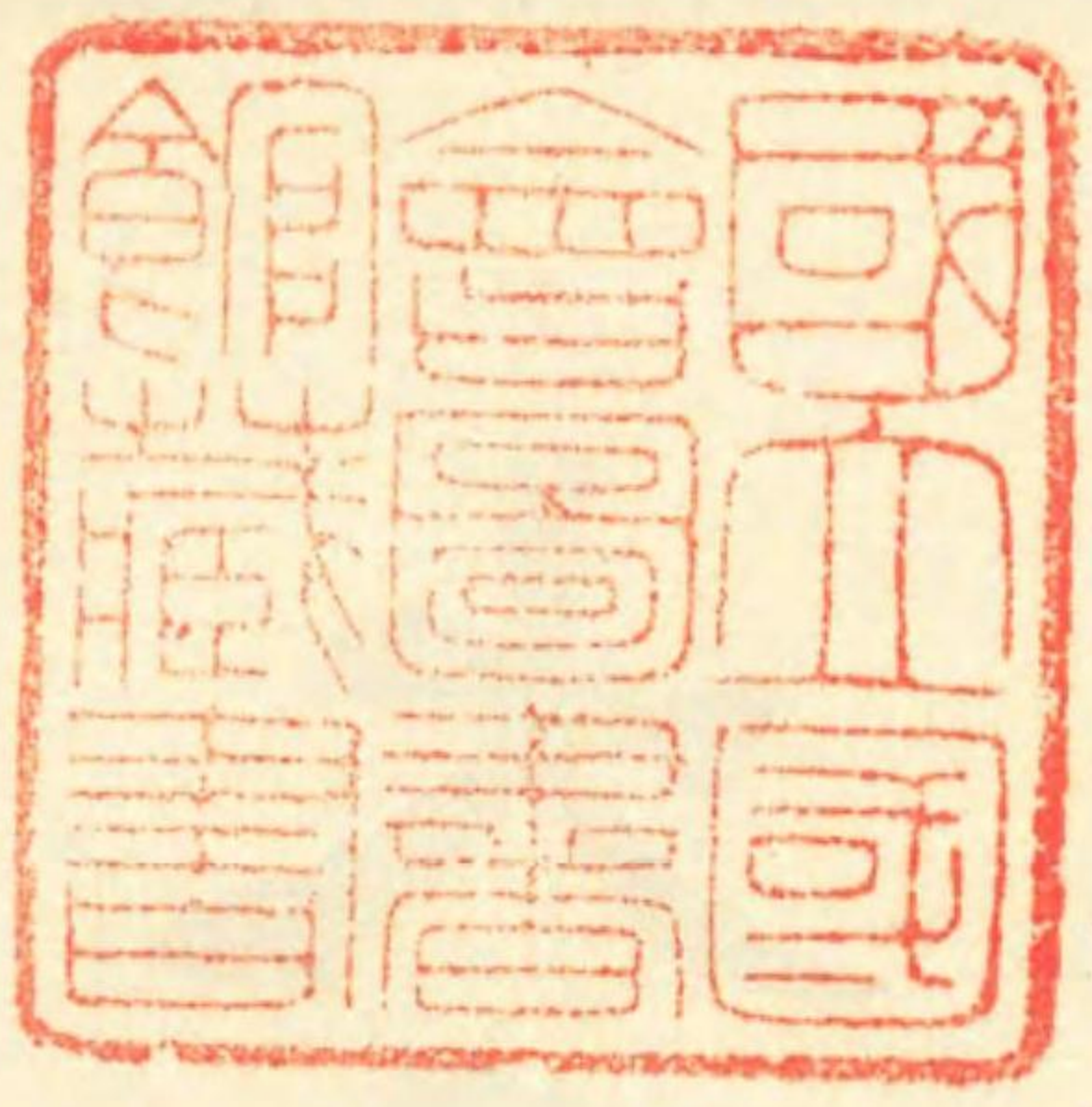
東京大學史料編纂所編纂

大日本史料

第十二編
之三十七

東京大學藏版

210.08 T6456d



GB22
7



392392



大日本史料

第十二編之三十七目次

後水尾天皇

元和七年

正月

十一日 神宮奏事始、

内宮藤波友忠ヲ敍爵セントス、

除目、

寛永三年正月十一日、九條忠象拜賀、

公家衆・門跡等、歳首ヲ京都所司代板倉重宗ニ賀ス、

秀忠、下總古河城主奥平九八郎・美濃加納城主菅沼千松ニ元服ヲ加へ、

偏諱ヲ與フ、九八郎ハ忠昌、千松ハ忠隆トイフ、

十二日 右大臣花山院定熙ヲ罷メ、内大臣一條兼遐昭ヲ之ニ代へ、權大納言二

目次 元和七年正月

條康道ヲ内大臣ニ任ズ、……………一二

十五日 女院御所御日待、……………一五

土御門家ノ日待、

女御徳川和子、御疾アリ、……………一五

十六日 踏歌節會、……………一六

十七日 舞御覽、……………二四

御庚申待、……………二五

コノ後本年中ノ御庚申待、

女院御所御庚申待、

西洞院家ノ庚申待、

秀忠、江戸城内紅葉山東照社ニ詣ス、……………二七

出羽久保田城主佐竹義宣ノ紅葉山東照社參詣、

尾張名古屋城主徳川義利義直・紀伊和歌山城主同頼信宣頼・常陸水戸城主同

頼房、金地院崇傳心以ノ坊ニ臨ム、伊勢安濃津城主藤堂高虎・下總佐倉

城主土井利勝、之ニ陪ス、……………三〇

十八日 三毬打アリ、……………三〇

女院御所及ビ諸家ノ三毬打、

山城梅津長福寺元廣有雅、寂ス、……………三六

十九日 和歌御會始、……………三八

コノ後本年中ノ月次和歌御會、

近衛家ノ和歌會始、

中院家ノ初卯和歌會、

左衛門佐從三位富小路秀直薨ズ、……………四九

二十日 幕府、具足祝并ニ連歌、……………五三

廿一日 御甲子待、……………五三

コノ後本年中ノ御甲子待、

幕府、筑後柳河城主立花宗茂ニ暇ヲ給ス、是日、宗茂、江戸ヲ發シテ、

國ニ歸ル、……………五四

廿四日 尾張名古屋城主徳川義利義直、ノ江戸ノ新亭火ク、陸奥仙臺城主伊達政宗・

出羽米澤城主上杉景勝・長門萩城主毛利秀就・肥前佐賀城主鍋島勝茂・
薩摩鹿兒島城主島津家久等諸大名ノ亭、災ニ罹ルモノ多シ、……………七二

廿五日 秀忠ノ使吉良義彌、參内シテ、歳首ヲ賀シ奉ル、……………九〇

廿六日 後陽成天皇ノ御忌日ニ依リ、青蓮院尊純ニ命ジテ、法華懺法ヲ修セシ
メ給フ、後毎月之ヲ行ハシメ給フ、……………九一

廿七日 中和門院、參内アラセラル、……………九二
コノ後本年中ノ中和門院御參内、

廿八日 京都、火災アリ、……………九七
十七日ノ京都火災、

廿九日 幕府、罹災ノ諸大名ニ銀子ヲ給ス、……………九八

備中足守邑主木下利房、江戸ニ參觀ス、是日、京都ヲ過ル、……………一〇三

長門萩城主毛利秀就、桂元綱及ビ神村元種ヲ毛利就隆ニ附屬セシム、……………一〇三

二月

一日 中和門院ト共ニ、女御御殿ニ幸シ給フ、……………一〇四

二日 御香アリ、……………一〇四
三日、御變六等ノコト、

四日 幕府、薩摩鹿兒島城主島津家久ニ暇ヲ給ス、尋デ、家久、江戸ヲ發
シテ、國ニ歸ル、……………一〇六

大和郡山城主松平忠明、江戸ニ參觀ス、……………一一二

六日 御樂始、……………一一二
興福寺薪能、……………一一二

陸奥會津若松城主蒲生忠郷、同國長橋村新宿ノ市日ヲ定ム、……………一一四

七日 近江膳所城主本多康俊卒ス、子俊次嗣グ、……………一一六
本年、康俊ノ三子俊昌・同五子景次、始メテ秀忠ニ謁ス、

八日 權中納言中院通村ヲシテ、源氏物語ヲ進講セシメラル、……………一二七
女院、中院通村ヲシテ、源氏物語ヲ進講セシメラル、

十二日 春日祭、……………一三三
十六日、土御門久脩、春日社ニ參詣ス、

出羽久保田城主佐竹義宣、江戸ニ參觀ス、……………一三五

七月二十九日、佐竹家臣梅津政景、久保田ヲ發シ、江戸ニ向フ、

伊勢長島城主菅沼定芳、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、……………一四八

十四日 公家ノ從僕ニ、身元不詳ノ者ヲ抱ヘ、及ビ長脇差ヲ佩ブルヲ禁ジ、

且、夜中禁門ノ出入ニ係ル令ヲ頒ツ、……………一四八

十六日 中和門院、新上東門院一周忌御法會ヲ山城般舟三昧院ニ修シ給フ、……………一四九

七日、曼殊院良恕親王、新上東門院御追善ノ論議ヲ行ハセラル、

十七日、三宮好仁親王、新上東門院御追善ノ連歌ヲ行ハセラル、

十八日 中和門院、紀伊蓮永寺日乾孝順ヲシテ、法華經ヲ講ゼシメラル、……………一五一

出羽久保田城主佐竹義宣、川井佐大夫組下ノ足輕ノ訴訟ヲ裁決ス、……………一五二

出羽黒川村百姓、佐竹義宣ニ出訴ス、

出羽久保田町人若狭屋藤兵衛ノ訴訟、

廿二日 水無瀬宮法樂和歌御會、……………一五八

廿三日 和漢聯句御會、……………一五八

コノ後本年中ノ和漢及ビ漢和聯句御會、

十一月十六日、曼殊院良恕親王亭ノ漢和聯句會、

中院・一條・竹内・綾小路・坊城等諸家ノ和漢及ビ漢和聯句會、

廿四日 秀忠ノ獻ゼシ御池釣殿文庫竣ルニ依リ、御本奉行等ヲシテ、書籍・

樂器等ヲ移シ藏セシメ給フ、……………一七一

辰巳御庫・御池御庫ニ書籍・物品出納等ノコト、

觀世身愛・同重成父子、江戸御成橋ニ、勸進能ヲ興行ス、……………一七四

廿五日 北野社法樂和歌御會、……………一七六

コノ後本年中ノ北野社法樂和歌御會、

曼殊院良恕親王亭聖廟法樂和歌會、

廿七日 無品大覺寺尊性親王ヲ二品ニ敍ス、……………一八五

廿八日 中和門院、觀花ノ御宴ヲ獻ジ給フ、……………一八六

是月 八條宮智仁親王、紀伊高野山ニ參詣セララル、……………一八七

幕府、紀伊和歌山城主徳川頼信宣、ニ暇ヲ給ス、頼信、江戸ヲ發シ

テ、國ニ歸ル、……………一八七

幕府、豊前小倉城主細川忠利ノ父宗立忠興ニ暇ヲ給シ、物ヲ與ヘテ、
 優勞ス、尋デ、宗立、國ニ歸リ、中津城ニ入ル、……………一八九
 京都、痘疹流行ス、……………二〇三

三月

三日 上巳節句、御鬪鶏アリ、女御御殿ニ幸シ給フ、……………二〇五
女院御所御鬪鶏、
 諸社寺・諸家上巳ノ節句、
 幕府、上巳ノ儀アリ、……………二〇八
 六日 大御乳人某、伊勢大神宮ニ參詣ス、是日、京都ヲ發ス、……………二〇九
 七日 奈良奉行中坊秀政、江戸ニ之ク、是日、奈良ヲ發ス、……………二〇九
 九日 宴ヲ公家衆ニ賜フ、……………二一〇
十日・十一日、御宴ノコト等、
 十一日 近江多賀社僧不動院慈性、江戸ニ之ク、是日、多賀ヲ發ス、……………二一四
 十二日 隨心院増孝ヲシテ、清涼殿ニ、仁王經法ヲ修セシメ給フ、……………二一七
 十五日 播磨明石城主小笠原忠政忠真ノ若黨、京都萬里小路ニ、番人ト争鬪ス、……………二一九

十七日 常陸水戸城主徳川頼房、領内ニ東照社ヲ勸請ス、是日、正遷宮、勅
 使權大納言轉法輪三條公廣・參議西園寺實晴、之ニ臨ム、……………二二〇
 十八日 筑後久留米城主有馬豊氏、始メテ、城地ニ入部ス、……………二三一
 廿一日 家光、兵法ヲ柳生宗矩ニ學ブ、是日、家光、誓詞ヲ宗矩ニ與フ、……………二四一
圖版 徳川家光誓書
 廿三日 常陸牛久ノ由良貞繁卒ス、幕府、其所領ヲ收メ、尋デ、貞繁ノ養子
 貞長ニ、舊領常陸牛久ニ於テ、一千石ノ地ヲ與ヘ、貞繁ノ後ヲ嗣ガ
 シム、……………二四四
 廿五日 前南禪寺・東福寺住持清韓英文、寂ス、……………二五二
圖版 清韓英文筆古則
 廿八日 對馬府中城主宗義成、江戸ニ參觀ス、是日、大坂ニ著ス、……………二七六
 是月 幕府、福島正則ノ、江戸ノ舊亭地ヲ備前岡山城主池田忠雄ニ與ヘ、
 白銀千枚ヲ給シ、營作ノ料ニ充テシム、……………二八〇
 僧日奥、京都妙覺寺ヲ再興造營セントシ、普ク其資ヲ勸募ス、……………二八三
 是春 幕府、諸大名ノ例月登營シテ、將軍ニ謁スル序次ヲ定ム、……………二八九

四月

二日 禁中番所ノ法度ヲ定ム、……………二九〇
 幕府、江戸城ヲ修築ス、是日、金地院崇傳^以、矢倉作事ノ日時ヲ勘申ス、……………二九一

三日 武家傳奏廣橋兼勝・同三條西實條ヲ江戸ニ遣シ、秀忠ノ賀正ニ答ヘ給フ、……………二九九
三月一日、廣橋兼勝、薰物調合ヲ日野資勝ニ依頼ス、
 權大納言日野資勝・參議西洞院時慶等ヲシテ、源氏物語ノ詞ヲ書カシメ給フ、……………三〇一

六日 御拍子アリ、……………三〇二

七日 奈良興福寺大乘院信尊、江戸ニ之ク、……………三〇二

八日 法相宗論義アリ、……………三〇二
 醍醐寺三寶院新門主覺定、金剛王院賢昌ト共ニ、比叡山ニ登リ、延曆寺戒壇院ニ受戒ス、……………三〇四

十日 豐受大神宮前三禰宜松木雄彦代官七郎大夫、私ニ、兩大神宮ヲ加賀ニ勸請セントス、是日、大宮司河邊辰長、之ヲ訴フ、神宮傳奏中御門資胤、コレヲ斥ク、……………三〇五

十六日 幕府、因幡鳥取城主池田幸隆^光政、ニ暇ヲ給ス、是日、幸隆、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、……………三〇六

十七日 醍醐寺三寶院義演、禁中及ビ女院御所竝ニ女御御所ニ、苺ヲ獻ズ、……………三〇七
十二日、日野資勝、禁中及ビ女院御所竝ニ女御御所ニ筭ヲ獻ス、
 林道春、攝津・紀伊ニ遊ビ、攝津有馬ニ浴ス、是日、山城伏見ヲ發ス、……………三〇七

廿四日 伊豫松山城主加藤嘉明ノ嫡子明成、江戸ニ之ク、是日、京都ヲ過リ、權大納言日野資勝ヲ訪フ、……………三二三

廿六日 右大臣一條兼遐ヲ教誡シ、學問ヲ勵マシメ給フ、……………三二四

廿七日 筑前福岡城主黒田長政、同國博多町年行事ノ輪番ヲ定ム、……………三二五

是月 京都、盜多シ、又屢火災アルヲ以テ、煙草ノ禁ヲ嚴ニス、……………三二六
 常陸水戸城主徳川頼房、老臣中山信吉ニ、五千石ヲ加増ス、……………三二七

五月

- 一日 幕府、近江ノ鍛冶國友壽齋等ヲシテ、鐵炮ヲ鑄造セシム、……………三二八
- 尾張名古屋城主徳川義直、老臣成瀬正成ニ、同國丹羽郡ノ地二千百餘石ヲ加増シ、又領内諸社寺ニ所領ヲ寄進ス、……………三二九
- 三日 幕府、豊前小倉城主細川忠利ニ暇ヲ給ス、尋デ、忠利、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、……………三三二
- 四日 幕府、肥前大村城主大村松千代純信ニ暇ヲ給シ、十五歳ヲ期シテ、參觀セシム、……………三三四
- 五日 女院御所及ビ女御御所、端午ノ祝、……………三三五
- 諸社寺・諸家等ノ端午ノコト、……………
- 十三日 前大徳寺住持宗勝春岳、寂ス、……………三三八
- 十五日 御日待、……………三四三
- 十月十五日、御日待、……………
- 九月一日、東大寺金藏院ニ於テ日待ノコト、……………

醫法印吉田盛方院、淨珍歿ス、……………三四五

承應二年五月十五日、三十三回忌、

- 十六日 是ヨリ先、勅使武家傳奏廣橋兼勝・同三條西實條、江戸ヲ發ス、是日、京都ニ歸ル、……………三四九
 - 十七日 京都出水町、火災アリ、……………三五〇
 - 蝦夷松前ノ松前公廣、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、……………三五一
 - 十八日 京都烏丸本願寺光從宣如、江戸ニ之ク、尋デ、京都ニ歸ル、……………三五二
 - 十九日 相國寺心華院承良文嶺、寂ス、……………三五三
 - 廿一日 山城法輪寺住持有以ヲシテ、同寺ヲ再興セシム、……………三六〇
 - 是月 山城霖雨、落雷・洪水等アリ、……………三六三
 - 安藝廣島城主淺野長晟ノ老臣淺野忠吉歿ス、……………三七三
- 六月
- 三日 御蟲拂、……………三八三

二月二日・三日、六月十四日、西洞院時慶亭蟲拂、

幕府、猿樂アリ、……………三三七

五日 金地院崇傳^以、ヲシテ、碧巖錄ノ外題ヲ書セシメ給フ、……………三八八

幕府、讚岐高松城主生駒正俊ニ暇ヲ給ス、正俊、歸國ノ途、是日、京都ニ卒ス、子小法師^{高俊}、嗣グ、幕府、其ナホ幼ナルニ依リ、外祖父伊勢津城主藤堂高虎ヲシテ、國事ヲ監セシム、……………三八八

圖版 生駒正俊自筆書狀
圖版 生駒正俊畫像
正俊室藤堂氏ノコト、……………

七日 祇園會、……………四二六

祇園社怪異、……………

十一日 妙法院二品常胤法親王薨ジ給フ、……………四二八

圖版 常胤法親王御畫像

加賀金澤城主前田利光^{常利}、江戸ニ參觀ス、嗣子犬千代^{高光}、モ亦東觀ス、是日、秀忠、茗讌ヲ設ケ、利光ヲ饗ス、……………四三八

(目次終)

大日本史料

第十二編之三十七

後水尾天皇

元和七年辛酉

正月小盡
甲辰朔

十一日、^{甲寅}神宮奏事始、

〔涼源院記〕一 正月十一日、甲寅、晴、○中略、日野資勝、板倉重宗二年頭ヲ賀スルコトニカ、ル、下ノ條ニ收ム、今朝奏事始有之由也、傳奏中御門、奉行頭中將、^(正親町季世)奏事始折節沉醉之由也、

〔孝亮宿禰日次記〕六 正月三日、丙午、晴、所々申年頭御禮、參九條殿、^(忠愛)仰云、祭主闕之時、奏事始事、有御尋由有仰、則女房奉書并朝芳宿禰三ヶ條目錄調申之、^(壬生)躰令懸御目、

七日、庚戌、晴、奏事始之事、自關白殿就御尋、祭主闕之時舊例懸御目、即此度孝亮^(壬生)申沙汰之儀相濟者也、女房御文以下記奥、
神宮のそうしはしめ、あまりにおそなはり候へり、しよしやのそうをもきこしめされ

元和七年正月十一日

祭主闕ク時ノ例

元和七年正月十一日

二

かたく候、さいしゆ、みふの事にて候へり、せんれいをあさかのしゆくねに御さたを
へられ候て、いそぎ御申さた候へく候よし申とて候、又ふきやうの事(勸修寺晴豊)頭辨とのへお
ほせいたされ候よし申とて候、しゆし、

仰元龜二二廿

(柳原資定)日の、一位とのへ○神宮傳奏柳原資定ニ、神宮奏事始ヲ催促アラ
セラル、コト、元龜二年二月二十日ノ條ニ見ユ、

神宮奏事始
三箇條目錄

神宮 奏事始三ヶ條目錄

太神宮

遷宮事

神領再興事

社中繁昌事

祭主忌服

今度祭主(藤波慶忠)、甘露寺遠行(經元)○權大納言甘露寺經元薨去ノコト、ニ付而令服事、先代未聞也、然間朝芳

任先例、目錄調進、造替砌候條、遷宮与書之、神領并興(再興カ)、爵之事、三ヶ條例文也、雖然

祭主服者之間、書改而社中繁昌事与書之了、若爲上有御尋、子細可申上覺悟也、傳奏柳

原大納言(資定)、奉行中山頭中將也(俊徳)、爲後記注置者也、

天正參五廿(十號之)

九日、壬子、晴、從今夜構奏事始神事、

來十一日神宮奏事始目錄、早々可付給之狀如件、

正月九日

季俊(正親町)

朝芳○神宮奏事始ノコト、天正十
三年五月二十日ノ條ニ見ユ、

四位史殿(壬生孝亮)

十日、癸丑、小雨降、三ヶ條目錄、引合折番書之、令付正親町頭中將(季俊)、

太神宮

造替事

神領再興事

爵事

左大史孝亮(壬生)

進上

太神宮奏事始事三ヶ條目錄、敍爵事、款狀相副之、

元和七年正月十一日

三

元和七年正月十一日

右進上如件、

正月十日

左大史孝亮

進上 頭右中將殿

十一日、甲寅、今朝神宮奏事始也、傳奏中御門大納言、奉行頭右中將季俊朝臣、略下

十二日、乙卯、晴、○中略、内大臣二條康道拜賀ノコト、本月十二日ノ條ニ收ム、關白殿有御成、鷹司大閣御所同御成、勢

州之事等、依御尋、申御物語、○下略

四月十九日、庚寅、小雨、○中略、和漢聯句御會ノコトニカ、二月二十三日ノ條ニ收ム、神宮傳奏中御門、同奉行頭中將等

勢州之事令言談、返札仰家頼駒井内藏允令調之、○下略

八月四日、癸酉、晴、内宮藤波治部少輔有飛脚、敍爵料五十五文目二分到來、○下略、和漢

コト、及ビ秀思、初鮭ヲ獻ズルコトニカ、ル、二月二十三日ノ條及ビ八月四日ノ條ニ收ム、

十四日、癸未、雨下、自勢州申上敍爵之事、參關白殿申入之處、此度御延引云々、

〔弘誓院亮孝記〕二 正月十一日、甲寅、神宮奏事始、傳奏中御門大納言資胤、奉行頭中將

季俊朝臣、依祭主未補、左大史孝亮宿禰注進、

目錄 檀昏折紙也、

敍爵料

廣橋兼賢ヲ
權中納言ニ
任ズ

九條忠象

花山院定好

太神宮
造替事
神領再興事
爵事

左大史孝亮

○藤波友忠ヲ敍爵セントスルコト、便宜合敍ス、

除目、

〔公卿補任〕五十

權中納言從三位同兼賢、二十 正月十一日任、

權大納言正三位同忠象、十三 正月十四日任、

權中納言正三位藤忠象、十三 左中將、正月十四日任權大納言、

從三位同定好、二十 正月十四日任、

參 議從三位同定好、二十 左中將、正月十四日任權中納言、

元和七年正月十一日

勅授帶劔

元和七年正月十一日
〔廣橋家譜〕 坤 兼賢公 同七年正月十一日、^{廿七}任權中納言、同日勅授帶劔、同日聽

直衣、

〔九條家譜〕 道房 ^{元忠} 同七年正月十四日權大納言、^{十三}

〔諸家傳〕 ^{四上} 花山院 定好 同七年正月十四日權中納言、^{廿三}

〔阿野家譜〕 公業 同七年正月十一日任左少將、^{廿三}

〔甘露寺文書〕 藏 ^武

同 ^{時長朝臣御筆口宣案}

上卿 今出川大納言 ^{宣季}

元和七年正月廿三日 宣旨

藤原弘資 ^{日野}

宜敍侍從、

藏人左少辨藤原時長奉 ^{甘露寺}

〔諸家傳〕 ^{六上} 日野 弘資 同七年正月廿三日元服、昇殿、同日侍從、從五位上、五歲、

弘資元服

日野弘資ヲ侍從ニ任ズ

阿野公業ヲ左近衛少將ニ任ズ

花山院定好

〔附錄〕

〔時慶卿記〕 ^{四十} 正月十三日、天晴、^{〇中} 一九條殿へ時直參上候處、昇進中納言ノ義

御懇被仰旨也、意齋ノ内儀肝煎ト、

十四日、天晴、^{〇中} 一意齋ノ内儀へ、殿下へ御取成ノ儀ニ文遣候處、有返事、又様子被

申越候間、則陽明へモ様子申入、御合點ノ由候、

十五日、天晴、一御禮出所々、女院御所御盃ヲ給、昇進ノ義ニ得尊意、九條殿仰通違

却也、一陽明へ參上、昇進ノ義ニ得尊意候、^{〇中} 一鷹太閤へ御禮、扇二本入箱一獻、

御對面、盃ヲ給、昇進ノ義ニ御談合申入、御入魂也、

十六日、雨天、夜中ヨリ降、巳刻ニ晴、月明也、^{〇中} 一昇進ノ義ニ付、□御理段々之義、

陽明へ申入候處、祝着候由候間、予□大慶、^{亦九}

二月七日、天晴、暖氣也、^{〇中} 一奇齋、平松迄被尋候、予カ昇進ノ事、懇ニ入魂ノ由候、

八日、天晴、^{〇中} 一陽明へ參、御留守也、^{〇中} 一太閤へ參候處、西ノ御所へ御出ト、申

置テ退出、

九日、雨天、晚止、陰也、^{〇中} 一夕ニ太閤御使、可參上之間參上、心靜得尊意候、職原抄

元和七年正月十一日

職原抄

九條忠榮西洞院時慶ニ中納言昇進ノ義ヲ内示ス時慶ノ奔走

元和七年正月十一日

八

持參ノ、三木ノ勞二十年ノ事、中納言昇ノ事等、又攝家モ貫首經歷ノ義等ノ事例申入、御入點ノ義也、○中略一近衛殿へ可參處、御他出ト、

十日、天晴、曉雪、明テモ寸許、風立、北山ニ積而見、一生鯛一雙太閤へ獻、一陽明へモ一雙獻、○中略日常眞へ御出ノ刻ニテ、十右衛門ニ申置候ト、使勘次也、

十一日、天晴、○中略一陽明へ參候、御神事ト、進藤修理ヲ以云々ノ由承、又申入、職原抄ヲ引テ、三木・中納言ノ昇進ノ次第ヲミセ候、○西洞院時慶、コノ後昇進ノコトナク、寛永元年八月二十六日出家ス、

○九條忠象、拜賀ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔孝亮宿禰日次記〕

九 寛永三年正月十一日、乙卯、晴、立春、○中略今日九條大納言

殿御拜賀有之、扈從清閑寺中納言共房・白川宰相雅朝・廣橋左大辨宰相兼賢・前駟康胤

朝臣・高倉嗣良朝臣・竹内孝治朝臣・樋口信孝・舟橋秀雄・唐橋在村・壬生藏人小槻忠利・鹽小路新藏人藤通規・地下諸

大夫四人・隨身三人・布衣六人・侍左右五十人・白丁十六人、

禁中・中宮申次權左少辨經廣、女院申次可尋、九條殿獻御樽肴、

十二日、丙辰、晴、自九條殿御樽肴拜領、

〔九條家譜〕

道房元忠 ○中略、道房、權大納言ニ任ゼラル、コトニカ、ル、上ニ收ム、寛永三年正月十一日拜賀、

九條忠象大納言拜賀ハ寛永三年

公家衆・門跡等、歳首ヲ京都所司代板倉重宗ニ賀ス、

〔涼源院記〕

一 正月十一日、甲寅、晴、板倉周防守へ年頭之禮ニ向、（兼勝）廣橋前内府尋候

へ、同心可有由也、午刻以後廣前内府より使有、防州へ御出候間、跡より可參由、則

中納言同道申參候也、路次にて冷泉中將・（光長）竹屋殿參會にて、同心申候、前内府・（資胤）中御門・

（光廣）烏丸・（高里小路桂哲）万里入道・（正親町三條實有）三條中納言・（綱光・兼賢）廣橋大納言父子など、禮濟申候處へ參候て、座敷へ跡乃

出、禮申候也、（燭）先寒酒にて一返、後鯛吸物にて盃有、此時防州盃飲相申候也、ヌリ物にて

一返、各盃トフリテ、又鴨ノ吸物にてヌリ物にて一返、其後土器ノ盃にて、前内府盃ヲ

防州へ參ヲサメノ所ヲ、中御門沈醉にて、又防州盃ヲ御飲候故、又前内府へ盃、則防州

ヲサメラレ候也、○下略、神宮奏事始ノコトニカ、ル、上ノ條ニ收ム、

十四日、丁巳、晴、○中略板倉防州年頭之禮ニ來臨、門へ罷出、禮を申候也、

〔時慶卿記〕

四十 正月十一日、天晴、○中略一板伊賀守へ鴨番・狀ヲ遣候、（金子）八郎左衛門

へ雄番遣候、（板倉重忠）フカハ源太へ諸白一樽遣候、金子八郎兵衛へ帶二筋、都築次左衛門へ雄番

遣候、半左衛門へ扇五本遣候、伊賀返事在候、（板倉重忠）周防守へ百匹持參、（西洞院時良）右衛門督・同侍從、平

松（時興）一同ニ禮也、無盃ニ立候、前ニハ（九條忠象）關白殿、又二條殿御座候、御供ニ中御門中納言・

元和七年正月十一日

九

重宗日野資勝ヲ賀ス

元和七年正月十一日

一〇

(共房) 清閑寺・白川父子・正親町・久脩父子三人・極藤・官務等也、一於伊州八郎左衛門馳

走、次左衛門奏者也、何へモ無對面、攝家衆ハ光臨ヲ留申候由候、御使計也、

十四日、天晴、○中 一板倉防禮返百匹被持候、(前内府) 前内府ニ有振舞ト、攝家方へモ被參ト、

〔土御門泰重卿記〕 四 正月十一日、甲子、晴、板倉周防守へ家君・予・倉橋同道、

樽代百疋、惡、如例年祝義相濟、罷歸候、○下

〔孝亮宿禰日次記〕 六 正月十一日、甲寅、○中略、神宮奏事始ノコト 二條殿・九條殿、

今日板倉周防守宅有御成、予參御供、持參百疋如例、

十四日、丁巳、曇、○太元法結願ノコトニカ、 板倉周防守入來、賜百疋、忠利同賜之、○下略、

拜賀ノコトニカ、ル、本

〔義演准后日記〕 二十 正月十一日、所司代板倉周防守、攝家衆・門跡衆同道、(新門)

主御出、太刀一振・馬代銀一枚遣之、取次百疋、板倉伊賀守杉原三東、但就煩無御成還

御云々、丑剋御歸寺、直御入堂、

〔慈性日記〕 二 (正月) 同九日、一板倉伊賀守殿・同周防守殿へ禮ニ參入、

秀忠、下總古河城主奥平九八郎・美濃加納城主菅沼千松ニ元服ヲ加へ、

三寶院覺定

尊勝院慈性

二條康道
九條忠榮

惡錢

忠昌ヲ從五
位下ニ敍シ
美作守ニ任

忠隆ヲ從五
位下ニ敍シ
飛驒守ニ任

偏諱ヲ與フ、九八郎ハ忠昌、千松ハ忠隆トイフ、

〔東武實錄〕 七下 正月十一日、奥平大膳大夫家昌カ嫡子(九八郎) 公ノ御前ニ於テ元服ス、

御諱ノ字ヲ賜テ忠昌ト號シ、從五位下ニ敍シ、美作守ニ任ス、時ニ御腰物左文ヲ忠昌ニ

賜ル、

是日、松平攝津守忠政カ男時二十 公ノ御前ニ於テ元服ス、御諱ノ字ヲ賜テ忠隆ト號シ、

從五位下ニ敍シ、飛驒守ニ任ス、時ニ御腰物左文ヲ忠隆ニ賜ル、

〔寬永諸家系圖傳〕 六十 奥平忠昌美作 同七年、十四歳にて、台徳院殿(秀忠)の御前にて

元服、御諱の字をたまひりて、忠昌と號す、すなはち從五位下に敍し、左文字の御腰物

をたまふ、

〔寬政重修諸家譜〕 五百四 奥平忠昌九八 七年正月十一日、御前にをいて元服し、御

諱の字をたまひ、忠昌と名のり、從五位下、美作守に敍任す、時に左文字の御刀を賜ふ、

○豐前奥平家
中津事ナシ、
譜異事ナシ、

〔寬永諸家系圖傳〕 六十 奥平忠隆(實忠) 元和七年、忠隆十四歳にて、台徳院殿の御

前にをひて元服、御諱の字をたまひりて、忠隆と號す、左文字の御腰物を給て、則從五

元和七年正月十一日

一一

元和七年正月十二日

一一一

位下に敘す、

〔寛政重修諸家譜〕

三百

菅沼忠隆千松、元和七年、台徳院殿の御前にをいて元服し、

御諱の字、をよひ左文字の御刀をたまはり、忠隆と名のり、從五位下、飛驒守に敘任す、

○斷家譜
異事ナシ、

〔參考〕

〔元寛日記〕

三

一二月十五日、奥平美作守信昌之孫、松平攝津守忠政之子、今日於

御前元服、賜御諱字、號松平飛驒守忠隆、拜領左文字太刀、

十二日、乙右大臣花山院定熙ヲ罷メ、内大臣一條兼遐昭ヲ之ニ代ヘ、

權大納言二條康道ヲ内大臣ニ任ズ、

〔公卿補任〕

五十

右大臣從一位同定熙、六十同十二月辭退、

正二位同兼遐、十七正月十二日任、同十六日大將如元、

内大臣正二位同兼遐、左大將、正月十二日轉任右大臣、

從二位同康道、十五正月十二日任、同十六日大將如元、

權大納言從二位同康道、十五右大將、正月十二日任内大臣、

花山院定熙

一條兼遐

二條康道

前右大臣從一位同定熙、六十正月十二日辭、

〔諸家傳〕

四上

花山院 定熙 同月十二日辭、

〔一條家譜〕

昭良

元兼

同七年

正月十二日、十七轉右大臣、

同月十六日大將還宣旨、

〔二條家譜〕

康道

同七年

正月十二日任内大臣、同月十六日大將如元、

〔涼源院記〕

一

正月十二日、乙卯、晴、

○中略、日野資勝、理性院觀助ニ物ヲ贈、今夜二條殿内

大臣ノ奏慶也、

〔時慶卿記〕

四十

正月十一日、天晴、○中

一及夜、二條殿ヨリ清閑寺子ニテ、明日

内府御拜賀扈從ノ義御語候有文、可應旨申入、

十二日、天晴、一二條殿へ拜賀珍重ノ御祝義ニ、詰樽ニツ・昆布三束・スルメ十連・

雪魚五獻、清閑寺ヨリ預狀、今夜ノ拜賀相延ト、○中一二條殿内府今日勅許ト、花山右府

者二日ニテ今日辭退也、一條殿内府ヲ右府轉任モ今日也、花山ハ五日ノ間ノ御約束ニテ

今日迄抑留ノ儀如何之由、關白殿ヨリ被仰遣而被上候、其故ニ拜賀無本、及晚テ相濟、

故ニ遅々、予御見舞ニ、衣冠ニテ先參上候、清閑寺ニ會候、同中御門中納言等也、松明

ハ被仰テ、十結被相渡候、白張四人・笠持一人・侍三人、但予ハ四人召連入、布衣一人

也、備後ヲ成候、束帶ハ時直、時興ハ前ヲ直、扈從四人、中御門中納言・清閑寺中納言・

元和七年正月十二日

一一三

二條康道内
大臣拜賀奏
慶

康道西洞院
ヲ命ズ

時慶康道ノ
拜賀ヲ賀ス
拜賀延引

花山院定熙
拜賀ナシ

元和七年正月十二日

一四

御對面ナシ

予・白川二位也、前駐堀川中將・竹中刑部卿・藤谷少將・樋口少將・四條・白川侍從、以上、諸大夫歩行ノ松明ヲ取候、夜半ニ出門〔主上カ〕御心惡トテ無御對面、女院へハ西ヲ通テ被入、飯リモ同路也、勿論無御對面候、申次ハ冷泉爲頼朝臣也、禁中ニテハ〔正親町〕頭中將申次也、飯リニ門ノ前へ進、清閑寺ニ對珍重申テ飯、各〔面殿カ〕被留、理テ通、白川同前也、一御所内侍三人助三・嘉右衛門・菅十郎也、下人一出テ、曉ニ各飯也、二番雞ニ予モ臥、

十四日、天晴、○中略一二條殿ヨリ御樽諸白一荷・雪魚甘・昆布五束・スルメ甘連給、

〔孝亮宿禰日次記〕六 正月十二日、乙卯、晴、一條殿右大臣御轉任、才、十七二條殿〔康通〕

二條康道拜賀

内大臣有御勅許、才、十四今夜内大臣殿御拜賀有之、扈從公卿中御門中納言宣衡・清閑寺中納言共房・平宰相時慶・白川二位、殿上前駐頭右中將季俊朝臣・堀川中將・竹内刑部少輔・藤谷・樋口・白川侍從・四條侍從・藏人小槻忠利・清藏人・鹽小路新藏人、地下諸大夫左右四人、白丁廿人、○中略、九條忠榮・鷹司信尚、壬生孝亮ノ亭ニ臨ムコトニカ、ル、本月十一日ノ條ニ收ム、二條殿御拜賀御祝、獻三ケ三種、

十三日、丙辰、晴、參二條殿、昨日御拜賀之事奉祝、

踏歌節會ニ内辨奉仕ノタメ拜賀

十四日、丁巳、曇、○中略、太元法結願ノコト等ニカ、ル、本月八日ノ條ニ收ム、自二條殿、御拜賀御祝儀三ケ三種拜領、即參御禮之處、關白殿御成、其外公家衆等祇候、予・忠利祇候、及大酒、○下略、中和門院御所三穗打ノ條ニ收ム、弘誓院奉記、異事ナシ、

〔義演准后日記〕二十 正月十一日、〔三〕二條殿内大臣御拜賀、曆々云々、十六日内辨ノ御爲云々、

十五日、〔戊〕女院御所御日待、

〔時慶卿記〕四十 正月十五日、天晴、○中略一女院御所御日待ト、

〔土御門泰重卿記〕四 正月十五日、〔午〕雨天、○中略午刻從女院御所御日待可致伺公之由御使被下候、畏之由申入候、景物香御興行、予吉野紙十束、〔名〕銘ハ水分神社ト打也、大和國吉野郡十一座之第一也、神明帳有之也、

〔附錄〕

〔土御門泰重卿記〕四 正月十五日、〔午〕雨天、從午下刻家君・和泉・倉橋、御日待也、今朝神事如常、○下略

三月十五日、丁巳、雨天、午時晴、○中略家君日待也、晚雨降也、○下略

女御德川和子、御疾アリ、

元和七年正月十五日

一五

土御門家ノ日待

香御興行

御虫氣

元和七年正月十六日

〔時慶卿記〕

七十

正月十五日、天晴、○中

一（徳川和子）女御殿御虫氣御吐逆ノ由候、無御心元

旨、權中納言局へ文ニテ申候、

十六日、雨天、夜中ヨリ降、巳刻ニ晴、月明也、○中

一女御殿御煩御快氣ト、

十六日、己未踏歌節會、

内辨二條康道

〔公卿補任〕

五十

内大臣從二位藤康道十五、踏歌内辨、

〔涼源院記〕

二

正月十六日、己未、微々雨降、午刻以後晴、空曇、○中略、日野資勝、年

外辨

トニカ、ル、本月（日野光盛）中納言今夜外辨にて、拙子所にて束帶、則參内、先着陣、去年從二位加級也、參仕辨

勸修寺辨、中納言着陣之中、（二條康道）内辨御伺公也、樋口・極藤・諸大夫一人、四足門より松明

ヲ取、阿野中納言着陣也、參仕辨甘露寺辨、踏歌節會、晴、（陣義）陣始時分ヨリ猶

内辨内大臣殿、（二條殿）二條殿、奉行頭中將季俊朝臣、先内辨着陣、奥座第一間被着了、次移端座、

々々も奥座ノトヲリ也、沓揖・座揖如例、次召官人仰沓軾、次參仕辨（此時甘露寺）官方吉書持參、有

懸紙、乍笏持以左手吉書ヲ前ニ引寄テ、次ニ笏ヲ置、衣文刷テ、懸紙ヲ披、上下ニ上、

如恒歎、又衣文刷テ、吉書上覽ノ、不結卷、了中同所ニ置、次文ヲ上覽、端ヨリクリ見

也、是もカタネスノ、如元二通ヲ一ニ懸紙ヲ加テ座前ニ置、取笏後辨ニ下也、辨も如内

辨一々見了、目ヲ請テ退、次又藏人方ノ吉書持參、此時參仕辨勸修寺辨也、如先乍持笏、

官方吉書

上覽

藏人方吉書

上覽
仰詞

九條忠榮參
内

外任奏

宜陽殿ノ儀
出御

文ヲ左手ニテ引寄、置笏、上覽、カタネテ仰せ詞ヲウケ、内辨目ス、作法ハ如恒、辨も

披見シテ吉書ヲ持退、則史ニ下也、次撤軾起座、内辨着陣之間ニ、（九條忠榮）殿下參内也、

内辨着奥座、奉行頭中將至奥座、仰内辨、次内辨起座ノ移端座、次召官人仰沓軾、次諸卿

着仗座、烏丸大納言・日野中納言・右大辨宰相、柳原、次殿上ニ着諸卿衆西園寺大納言・阿

野中納言・三條三位中將、次以官人召大外記、（御外務卿生）先大外記小庭ニ立、依請奏着軾、問諸司退、

更又召大外記仰外任奏、退テ外任奏ヲ持參、内辨笏ヲ乍持、左ノ手仁天箱ヲ引寄テ、置

笏披見、作法如恒、宮ヨリ少上へ取上披之、則加懸紙入宮、目外記、々々退、次召奉行、

奏聞如恒、奏了、奉行・内辨こも今度上覽、奉行仰詞ヲ請テ、文ヲ卷入宮、奉行目ヲ請

テ退、次召外記奏ヲ下、仰詞ヲ請テ外記退、次内辨向奥座、仰外辨第一目ス、次下藤ヨ

リ諸卿起仗座、（但三木一人居殘、内辨三木座過時平伏）次内辨於陣腋着靴、取替笏、次近衛引陣、次内辨着宜陽

殿兀子、（中央ノ間南ノ柱ノ方）次天皇出御、劍璽内侍所、次將フチス、命婦等、出御ノ跡フ

チ、六位藏人、御裾殿下、御簾頭中將、殿下ノ裾頭辨也、次内侍臨西檻、次内辨立兀

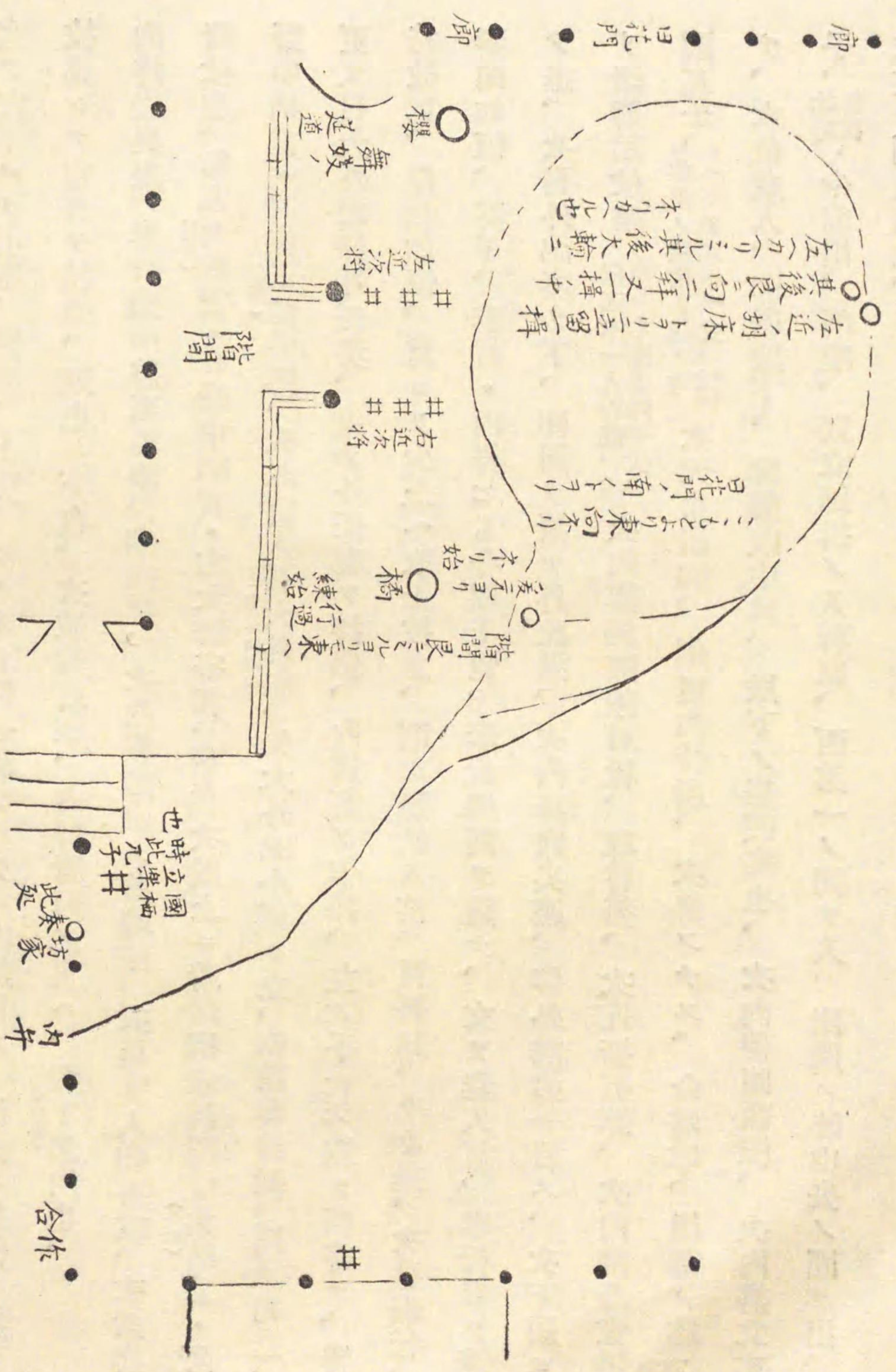
子、（此時）無揖、少進出、稱唯、則立歸揖ノ入軒廊、西第一ノ間ヲ入、謝座ノ時中央ノ間ヲ出、

衣裳ヲ刷進出也、

元和七年正月十六日

一七

元和七年正月十六日



謝座練

開門

群臣再拜

晴御膳
腋御膳
餛飩

次謝座、軒廊中央ノ間ヲ進出、異向進行、橋ノ南階間ヲ良ニ見ルヨリモ東へ進テ練始、
 異ニネリ行、日花門ノ南ノ廊ヲ東ニ見テ練行、左近ノ次將ノトヲリニテ練留、東向ニ一
 揖、次良ニ一兩歩進、退立テ再拜、次一揖ノ中ニ左ヘカヘリミル也、其後良へ練、大輪
 ニネリカヘル、左仗ニ當程也、練ノ輪ノ様子大方圖ニ書付候也、謝座了入軒廊、南面
 ノ立、顧來路休息、刷衣裳昇西階、昇時南、下時北、西時南、下時北、着兀子有揖、次開門、官人申子細、次闌
 司着、次召舍人、二音、次少納言就版、西時南、下時北、官人申子細、次内辨宣、大夫達召せ、切聲、少納
 言稱唯退、向外辨ノ第一揖、次外辨公卿鴈列、如白馬時、次少納言・外辨出合一揖、此時外辨
 第一進出テ答揖、少納言退去、次外辨入承明門、庭中立標、異位重行、正二位大納言・
 從二位大納言一列、從二位中納言兩人少ヲメリテ立、從三位兩人入大納言後ニ立、次官人
 公卿御參列ト申也、次内辨宣敷尹、次造酒正授空蓋於外辨上首、次群臣再拜、又造酒正
 取空蓋、又群臣再拜、此時後ノ一拜ヲ、外辨ノ上首乍居拜ニ合揖ス、次外辨着堂上座、
 次内辨仰云、御臺盤ノ把トレヤ、次内辨問晴御膳、次内辨問腋御膳、度々參由職、次問餛飩、
 今度不問カト覺候也、參由ハ奉行告來候也、次賜臣下餛飩、仰三位中將、仰詞、左ノ近マモリノツカサ藤原朝臣、
 次三位中將實秀起座、内辨後ニ參、（餛飩下同也）次内辨仰云、昆屯モヨヲサシメヨト仰ニ、下殿催

元和七年正月十六日

御箸鳴
御飯

一獻

國栖
二獻
御酒勅使

三獻
立樂
坊家奏

之、復座、次内辨以下立兀子前、敬折ノ候天氣、次御箸鳴、次内辨昆屯ニ立箸、箸ヲヨセ、カクル也、
 次問羹、職事參由、告來也、次問御飯、仰詞、コハンハマイリヌ、ルヤト也、參由奉行告來、次問進物所・御厨子所、仰詞、シン物所・ミツシ、所ハマイリヌルカト仰、
奉行參由、次賜臣下飯汁物、仰三木催之、實秀勤之、仰詞、左ノチカキマモリ、ノ司藤原朝臣、ハンシウモヨウサシメヨト仰ス、實秀卿起座、北妻戸ヲ出
 テ、妻戸ノ入口ニテ、内豎ニ仰復座、次内辨以下立兀子前、敬折候天氣、次御箸鳴、
 臣下應之立匕箸、次三節ハマイリヌルカ□、内辨問、三節ノミキマイリヌル、カトキコユ、體不聞、次一獻、一獻參リヌ、ルカ、奉行
參由、次賜臣下、仰三木催也、仰云、左ノチカキマモリ、ノ司藤原朝臣、一獻催サシメヨト仰、如飯汁之時、起座催之、次國栖、内辨下殿催、
軒廊ノ兀子ニ着テ、ノ元、次二獻、如、次賜臣下、仰三木如一獻、次御酒勅使、内辨起兀子、御
子、帳ノ方ニ向テ敬折ノ奏之、大夫達ニ御酒給ハレ、勅許之後微揖ノ、如元居兀子、召參木
ナシ、右大辨宰相藤原朝臣業光卿、御也、起座、内辨後ニ參時仰云、マチキンタチニミ
 キタウヘ、參木下殿取交名、作法以下如例、次三獻、如二、次賜臣下、仰三木、次立樂、内辨
 下殿ノ催之、軒廊ノ兀子ニ着、暫聞之後昇殿、先音トリ、次奏、次坊家奏、白木、立樂了、内辨
 下殿ノ、於軒廊取奏狀、東第一間柱ト平等ニ立、中央ヨリ少西ヘヨリテ立、次將奏杖ヲ
 取次、庭田少、笏を懷中ノ、奏ヲヌキとりて披見、先懸紙ヲ左ノ手ノ指ニハサミ、又小文有、
 是ヲ披見ノ卷、又左手ノ指ニサシ、次坊家奏ヲ披見、端ヨリクリ、右ノ手ニ持テ、半分

舞

計見テ卷テ、文兩通ヲ懸紙ニ卷籠テ、杖ニハサミ、次將ニ持セテ、階下ニテ請取、堂上、
今度階、北ノ妻戸ヲ入、北ノ間ヲ通、賢聖障子ニツキテ東行、大宋屏風ツイテ、内侍ニツ
 ケテ奏ス、白木御所ニ留、則内辨復座、次舞妓下殿ノ、櫻ノ良ノ方ニ薙道ヲ敷、三返是
 ヲ廻、樂前大夫引導、官務勤之、次舞有、左右各三曲、次内辨以下々殿ノ、舞妓ノ拜有、
 舞踏也、

中納言

中納言

大納言

同 正二位大納言

同 參木

内辨
内大臣

橘

次内辨直ニ向陣、宣命・見參祿法ヲ見る也、外辨ハ、先以官人、内記ニ宣命ヲ召、則内記持
 參、目ヲ請テ軾ニ着、披見、上覽、了座ノ右ノ方ニ置、目ヲウケテ内記退、次外記ニ見參祿
 法ヲ以、官人召外記、持參文二通ヲ一度ニヌキ取テ座前ニ置、先カケ紙ノナキヲ見テ、座

元和七年正月十六日

二二

不故實不有
職ノ至

鼻高

出御

入御

ノ右ノ方宣命ト一所ニ置、次懸紙ヲ披、上下ニ上ノ、文ヲ開見也、懸紙ヲ半分程卷、イ
マ一通ヲ懸紙ニ卷籠テ、後宣命ト二通ヲ外記下、杖ニ挿シム、則官人進テ軾ヲ撤ス、就
弓場奏聞、々々了テ昇殿、階下ニテ宣命・見參祿法ヲヌキトリ、笏ニ持ソヘテ、揖ノ具、
復座ノ、召宣命使給宣命、日野中納言、内辨ノ後ニ進テ、給宣命、笏ニ取ソヘテ復座、次
右大辨宰相業光卿ヲ召テ、見參祿法ヲ給、内辨後ニ進テ、給之、復座、次内辨以下下殿
ノ、宣命ノ拜有、宣命使異位重行、立定而下殿、日花門ノトヲリニテ、南向テ曲折ノ揖
テ、次着版、○内閣文庫所藏ノ一本、四折揖、次版ニ着テアリ、揖有、次宣命ヲ披見シテ、右ノ方ヘカタネ、左ヘ見
カヘル時、内辨以下再拜、又披見してカタヌル時、内辨以下舞踏有、後一拜ニ宣命使揖
ヲ合、良ニ廻テ、列ニ加立也、次右大辨着祿所、次内辨以下向祿所退出、今度烏丸大納
言軒廊出入中央ノ間也、不故實・不有職之至也、○内閣文庫所藏ノ一本ニヨリテ校合セリ、

〔時慶卿記〕四十 正月十六日、雨天、夜中ヨリ降、巳刻ニ晴、月明也、○中略 一平松ハ
節會御脂燭出仕候、（西河院時慶）予見物ニ出候、練ノ一兩歩殘中ヨリ見之、練ハ鼻高也、内辨二條殿
（康道）内大臣也、初參也、所作出來、一御膳參ヲ悉拜見、其間一時計、一節會、出御、關白
被候、入御、宣命ヲ内辨被取テ後也、其ヨリ予モ退出候、奉行頭中將季俊朝臣也、御

簾、御裾、關白、御草鞋、外辨烏丸大・西園大・阿中・日中、三木ハ柳右大辨宰相、
轉法輪三位中將也、以上、獻三位中將御酒、柳原宣命、日中祿所、脂燭九人、（飛鳥井）雅胤朝臣、
水無瀬・冷爲頼朝臣・高倉嗣良・平松、
十七日、天晴、（康道）一二條殿ヘ昨日珍重申入、

〔孝亮宿禰日次記〕六 正月十五日、戊午、晴、入夜雨降、

踏歌節會、任例、可被致沙汰之狀如件、

正月十四日

（正親町季俊）
右中將

（壬生孝亮）
四位史殿

十六日、己未、雨降、○中略、壬生孝亮、二條康道ヲ訪フコトニ踏歌節會、出御、内辨内大臣、二條殿
カ、ル、六年十二月二十五日ノ條ニ收ム、宣命使、（雜事催）轉法輪三位中將、
外辨烏丸大納言・西園寺大納言・阿野中納言・日野中納言・柳原宰相・轉法輪三位中將、
少納言——、次將——、（從四位上）大外記師生朝臣・左大史孝亮・外記安倍亮盛・史三善英芳、
（從五位下）少内記安倍盛勝、右史生宗岡孝昌・外記史生——、左官掌氏行・同氏房・右官掌——、
召使生行・同亮行、（壬生孝亮）樂前役予勤之、依中務大輔也、
二月六日、戊寅、晴、○中略、荒木田經寄赦免ノコトニカ二條内大臣殿、今年踏歌節會之時着

元和七年正月十六日

二三

元和七年正月十七日

二四

官方吉書料

陣、御訪今日被下行、三石五斗云々、右大史・英芳・主殿兩人・大藏省等沙汰之、官方吉書料五斗令請取之、

十五日、丁亥、晴、節會御訪五石分官務三石、中務二石、切手自大外記到來、以此切手、來十七日、於二條藏可請取云々、

三節會下行

三節會御下行之事、

合五石者、官務分、中務大輔分、

元和七年二月十七日

大外記判

右請取申如件、

板倉周防下代

二條御藏

十七日、己丑、曇、三節會下行五石、遣人於二條御藏令請取之、○下略、旗雲立ツコトニカ、年末雜載天文・氣象・災

異ノ條ニ收ム、

康道越度ナク奉仕ス

〔義演准后日記〕

二十

正月廿一日、

○中略、二條康道、年頭祝儀ヲ義演ニ贈ルコトニカ、ル、本月一日ノ條ニ收ム、踏歌節會内辨御

沙汰、御年十五歲、無御越度無事令遂之給、奇特々々、

十七日、庚申、舞御覽、

鶴包丁

〔涼源院記〕

一

正月十七日、庚申、晴、禁裏舞御覽如例年、

○下略、京都火災ノコトニカ、ル、本月二十八日ノ條ニ收ム、

〔孝亮宿禰日次記〕

六

正月十七日、庚申、晴、禁裏舞御覽、鶴包丁有之、（壬生）忠利參、

鶴包丁高橋家奉仕也、○下略、伯耆安養寺相續ノコトニカ、ル、年末雜載佛寺ノ條ニ收ム、

御庚申待、

〔土御門泰重卿記〕

四

正月十七日、庚申、晴、○中略、女院御所御庚申待ノコト、コト等ニカ、ル、下ニ收ム、禁中御庚申如

常承及候、

○コノ後本年中ノ御庚申待、及ビ女院御所御庚申待ノコト、便宜左ニ合敘ス、

〔土御門泰重卿記〕

四

正月十七日、庚申、晴、○中略入夜、從女院御所召候、則伺公、

御庚申御とき申候、○下略

三月十八日、庚申、日出時分從御所庚申御觸、精進之衆也、御番也、御鬮、すゝの鉢三（本尊）

ッ拜領也、中御門宣衡卿はさみ箱、万里小路入道（精尊）塗重箱（水磨）高倉ちりめん一卷、園綿三巴（把）

姉小路あやしま一たん、五辻杉原二束、各拜領也、晴天、

五月十八日、己未、晴、○中略、中院通村、源氏物語進講ノコトニカ、ル、二月八日ノ條ニ收ム、明日御庚申伺公可申之由仰也、

十九日、庚申、晴、今日愚詠十首書付、中院へ遣候、晚炊以後禁中伺公、四辻・阿野（季藏）・（實忠）

元和七年正月十七日

二五

女院御所御庚申待
鬮取

元和七年正月十七日

二六

念佛躍

中御門・中院・白川二位・高倉・予七人也、予ハ西園寺殿番代、宿計也、女院無御出之、御雜談共也、(近衛信尋)左大臣殿・一乘院殿御參也、丑刻御鬪取有之也、予綿三把拜領也、四辻杉原、阿野銀子一枚、中御門中納言薰衣香、白川まき物一、中院板物一、拜領也、七月十九日、己未、晴、○中略、金地院崇傳、參内ノコト等明日御庚申可致伺公之由勅定也、廿日、庚申、晴、今日綾小路漢和興行出座也、入夜相滿、頓而朝參、遲參也、今夜女院御所御領所成等寺淨土ヨリ念佛躍まいり、御見物也、御雜談共及鷄鳴、御鬪有之、洒布一疋拜領也、九月廿二日、庚申、晴、庚申御觸有之也、申刻御用有之、伺公可仕之由仰也、則伺公申候、晚之召候衆各伺公也、万里小路入道・中御門大納言父子・阿野中納言父子・正親町三條・園(實有)・中院中納言兄弟・白川・高倉・予等也、御鬪取有之也、中御門大ひき三束、万入さや一包、正中吉野紙十束、北畠湯續三、白川あやしま一たん、阿野侍從茶椀十、園綿三把也、○下十一月廿三日、庚申、御番也、晴、庚申精進之由御觸、畏之由申畢、早朝伺公、學文講也、入夜御鬪取有之也、予しらか糸一結拜領也、

學文講

〔附録〕

〔時慶卿記〕四十 正月十七日、天晴、○中 一北野へ一巡草ヲ遣候、庚申也、三月十八日、天晴、庚申也、

〔時慶卿記〕四十 五月十九日、天晴、一庚申也、

〔時慶卿記〕四十 七月廿日、天晴、此中ノ天氣也、庚申也、

九月廿二日、天晴、○中 一庚申也、於端亭有粥田樂等、到鷄鳴、

〔時慶卿記〕五十 十一月廿三日、天晴、夜中ハ雨、明止、○中 一庚申也、○中 一内義ハ脇中書女中へ庚申トテ、重箱・サケ錫持セテ、晚ニ被飯、長野殿同道也、

秀忠、江戸城内紅葉山東照社ニ詣ス、

〔相良家文書〕二

以上

一筆申入候、仍貴殿事、諸大夫之被仰付候間、其御心得候而、明日之御社參可被成御供候、恐々謹言、

安藤對馬守

元和七年正月十七日

二七

相良頼寛諸
大夫ニ任セ
ラレ社參ニ
供奉ス

三月十八日
五月十九日
七月二十日
九月二十二日
粥田樂
十一月二十三日

元和七年正月十七日

正月十六日

重信(花押)

土井大炊助

利勝(花押)

相良長次郎殿

尙以、無御氣遣、裝束御とりよせ被成、明日之御社參御供可被成候、以上、

一筆申入候、仍貴殿之儀、諸太夫之被仰付候間、其分御心得可被成候、裝束之儀ハ、我等所之御座候間、御とりよせ被成、明日御社參之御供可被成候、爲其申入候、恐々謹言、

安藤對馬守

正月十六日

重信(花押)

相良長次郎殿

〔参考〕

〔寛永諸家系圖傳〕

百六 相良頼寛壹岐守

元和六年八月、從五位下に敍せられ、壹岐

守に任す、

安藤重信頼
寛ニ裝束ヲ
貸與ス

義宣中村左
近ノ不勤ヲ放
ツ謹メ之ヲ

梅津政景義
宣ニ扈從ス

〔相良氏系譜〕

二十一代

頼寛 元和六年庚申五月二十六日、朝廷下宣旨

上卿清閑寺中納言降房、
辨官右近衛中將藤原季俊、於
〔共〕
〔正頼守〕

頼寛、敍從五位下、任壹岐守、

〔寛政重修諸家譜〕

八百九

相良頼寛

初頼尙、
長次郎、
〔元和〕

六年八月、從五位下、壹岐守に敍任す、

○出羽久保田城主佐竹義宣ノ、紅葉山東照社參詣ノ本年中ニカ、ルモノ、便宜左ニ合敍ス、

〔梅津政景日記〕

十

八月十七日、

一朝もみち山へ御參詣有、一中村左近身上相

果候、様子ハ、朝御參詣ニ付、御長袴取參候へと被仰付候處ニ、手違、常の御半袴を持參候へリ、御腹立ニて、御長袴之有所尙被仰聞、被遣候處ニ、御かた衣ヲ取落、御袴計持被參候、彌々御腹立ニて、御自身ニ御取出し、御めし被成候、何も有相候衆啖止ニ存候處ニ、同ひる御書院之取次おなんとこの屋ねむり候間、内々おしへ候てふかせ候へと被付置候處ニ、有他界、御取次ノ屋ね掛、やねふきまたせ候て、御尋ニ相罷出ニ付、兩條之科を以、右之様子ニ御座候、一ひる天氣吉、夜雨ふる、○中一もみち山之内へ御腰物持ニ被仰付、〔同〕半丞・我等始御供致候、

九月十七日、一紅葉山へ御社參、御供致候、天氣能、

霜月十七日、一紅葉山へ御社參、御供仕候、一四ツ時〔天〕太雨ふる、風吹、

元和七年正月十七日

元和七年正月十八日

三〇

同十七日、(梅月)一朝紅葉山へ御參詣被成候、御供致候、○中一晝天氣よし、夜雪五寸ほどふる、

尾張名古屋城主徳川義利直義・紀伊和歌山城主同頼信宣頼・常陸水戸城主同頼房、金地院崇傳ノ坊ニ臨ム、伊勢安濃津城主藤堂高虎・下總佐倉城主土井利勝、之ニ陪ス、

〔本光國師日記〕二十 一(正月)同十七日、尾州・紀州・水戸三御所様御成、藤泉殿御相伴、(藤堂和泉守高虎)兩國之年寄衆各勝手へ御出、土井大炊殿も御出也、

十八日、辛酉、三毬打アリ、

〔涼源院記〕 一 正月十八日、辛酉、晴、禁裏左義長如例年、○下略、和歌御會始ノコトニカ

〔時慶卿記〕四十 七 正月十八日、天晴、暖氣也、○中一禁中三毬打、平松・時良モ參候、(時興)

〔孝亮宿禰日次記〕六 正月十五日、戊午、晴、入夜雨降、○中略、踏歌節會ノコトニカ

禁中吉書三毬打有之、(壬生)忠利參、三毬打十二本、自山科出之、カル、本月十六日ノ條ニ收ム、

十八日、辛酉、晴、禁中三毬打、忠利奉行之、殿上人六十四人令催之、折番也、

來十八日三毬打三本可令持參給之由被仰下、各得御意候也、

御料所山城
山科郷十二
本ヲ出ス
壬生忠利奉
行ス
殿上人六十
四人ヲ催ス

正月十四日

忠利

宿番拂底

追而、十七日可被進之由仰云々、宿番拂底之間、先内々申入候也、

頭(正親町季俊)中將殿

頭(鳥丸光賢)辨殿

左衛門(土御門久隆)佐殿

右衛門(高倉水應)佐殿

飛鳥井(雅胤)中將殿

滋野井(季吉)中將殿

堀川(康胤)中將殿

高倉(嗣良)中將殿

冷泉(爲頼)中將殿

中山(元親)少將殿

竹内刑部(季治)少輔殿

藤谷(盛賢)中將殿

元和七年正月十八日

三一

元和七年正月十八日

北畠少將殿(親題)
園少將殿(基實)
大内記殿(東坊城長雄)
庭田少將殿(重秀)
平松侍從殿(時興)
菅少納言殿(五條爲通)
藏人辨殿(竹屋光長)
左少辨殿(甘露寺時長)
權左少辨殿(勸修寺經廣)
中務少輔殿(土御門泰重)
冷泉少將殿(爲賢)
樋口少將殿(信孝)
西坊城殿(資長)
兵部少輔殿(坊城俊定)

元和七年正月十八日

鷲尾侍從殿(隆量)
河鱒侍從殿(基秀)
櫛笥侍從殿(隆長)
綾小路少將殿(高有)
左衛門權佐殿(清開寺共綱)
姉小路少將殿(公景)
山科少將殿(實經)
中御門侍從殿(宗保)
高辻侍從殿(資長)
右少辨殿(日野西經盛)
六條少將殿(有純)
四條侍從殿(隆衡)
西洞院侍從殿(時長)
園侍從殿(基教)

元和七年正月十八日

右兵衛佐殿〔左〕
久世少將殿〔通式〕
飛鳥井侍從殿〔雅尊〕
難波侍從殿〔宗種〕
式部少輔殿〔長〕
持明院侍從殿〔基定〕
廣橋侍從殿〔經光〕
右兵衛佐殿
清水谷侍從殿〔實任〕
橋本侍從殿〔實村〕
小倉侍從殿〔公根〕
花園侍從殿〔公久〕
油小路侍從殿〔隆基〕
裏辻侍從殿〔季福〕

拍子

岩倉侍從殿〔其起〕
阿野侍從殿〔公兼〕
白川侍從殿〔雅陳〕
船橋民部少輔殿〔式〕
西大路侍從殿〔秀忠〕
七條侍從殿〔隆裕〕
差次藏人殿〔會藤泰吉〕
晴藏人殿〔信〕
新藏人殿〔伏原賢忠〕

○女院御所及ビ諸家ノ三毬打ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔土御門泰重卿記〕

四

正月十四日、丁未、晴、〔略〕○中略、晚從女院御所、御三毬打可致伺

公之由御使來、畏之由申上候、則伺公、大なる御三毬打五本、小キ十本有之、下北面侍・仕丁可庭上伺公拍子也、珍重也、其以後御通御盃之伺公之衆まいり申候、

〔孝亮宿禰日次記〕

六

正月十四日、丁巳、曇、〔略〕○中略、太元法結願ノコト等ニカ、ル、中和

元和七年正月十八日

吉書

西洞院時慶
板倉勝重ニ
物ヲ贈ル

元和七年正月十八日

三六

門院御所三毬打十五本有之、忠利依召參、

〔涼源院記〕 一 正月十五日、戊午、晴、入夜雨降、吉書左義長二本、板倉伊州(勝重)へ四雉

ツ・昆布三束・諸
白兩樽遺申候也、

〔時慶卿記〕 七十 正月十五日、天晴、略 一吉書誇ス、三毬打端ニアリ、見之、一

祓看經別而也、

十七日、天晴、略 一爆竹ヲ平松申付候、

山城梅津長福寺元廣有、寂ス、

〔本光國師日記〕 二十(正月廿八日) 一同日、語心精侍者カ飛脚下ル、正月十九日之狀來ル、廣(有雅)

西堂正月十八日遠行之由之註進狀也、螺鈿小食籠硯一つ、文挾一つ、爲遺物來由、是ハ

久右手前へ相渡之由也、良西堂十九日之狀來ル、語心院跡之事、諸式可然様ニ頼入ト

の書中也、略 〇下

〔長福寺志稿〕 〇京都府志稿五十五所收 大梅山長福禪寺名籍

第五十五世 有雅元廣禪師 嗣梅印 元和七年辛酉正月十八日 正法院

〇元廣、南禪寺南院國師祖圓庵 三百年忌辰ノ半齋ニ舉揚ヲ勤ムルコト、慶長十七

年四月二日ノ條ニ、家康ニ駿府ニ招カレテ文ヲ作ラシメラル、コト、同十九年三月

法系

九日ノ條ニ、江戸城ニ秀忠ニ召サレテ詩文ヲ作ラシメラル、コト、同年五月十一日
ノ條ニ、長福寺住持トナルコト、元和元年十月一日ノ條ニ、院御所和漢聯句御會ニ
參ズルコト、二年正月十二日ノ條ニ、秀忠ノ、朝鮮來聘使ニ與ヘシ返翰ノ下書ヲ清
書スルコト、三年九月五日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔舟橋家譜〕 清家系圖

國賢 大藏卿、從三位、侍讀

一秀賢 式部少輔、從四位下、改稱號爲舟橋、二代侍讀、慶長十九年六月廿八日卒、四十歳、贈正二位、僧

一元廣 南禪寺僧、心院、有雅西堂

女子

〔鹿苑日録〕 四十 慶長十二年閏四月十五日、齋了赴舟橋殿之私宅、南禪友雅來臨故、(元廣)

不得對面而去矣、

〔鹿苑日録〕 五十 〇前缺ク、慶長十九年正月ノ八日又ハソノ以前ノ日ノ記事ノ後半ニシテ、所叙顯暉ノ、該處ニ歳首ノ禮物ヲ贈ルコト等ニカ、ル、南禪大寧最岳西

堂來、賜色墨五挺、語心有雅西堂賜唐紙五枚、略 〇下

廿四日、赴大坂之次、到南禪寺、到語心院、友雅西堂遣砂糖一桶・毛穎三雙、略 〇下

元和七年正月十八日

三七

鹿苑院所叙
顯暉トノ交際

俗系
舟橋國賢ノ子

元和七年正月十九日

三八

〔本光國師日記〕 十四 （慶長十九年十二月十二日） 舟橋大炊頭殿を使者來、十二月十一日之狀來、并菓
子一折來、此便宜廣西堂極月十一日之狀、并山椒皮漬一桶・梅漬一桶來、○下
十九日、壬戌、和歌御會始、

〔涼源院記〕 一

正月十五日、戊午、晴、入夜雨降、○中略、三稜打ノコト等ニカ、ル、本月十日及ビ同十八日ノ條ニ收ム、禁裏

御會始之御觸有、御題對龜爭齡、出題冷泉中將、

十八日、辛酉、晴、○中略、三稜打ノコトニカ、ル、本月十八日ノ條ニ收ム、中院黃門へ、明日禁裏御會始愚詠草談合ニ遣

候也、兩首、諸白一樽遣候也、持參にて、申置候也、

十九日、壬戌、晴、雪微々之降、晚之又晴、夜之入又下、中院黃門より昨日返禮アリ、

歌合點可來也、愚詠

池水のにこりなき世にすむかめのよひひの君か春にかそへん

冷泉殿より今日之歌談合に來り候也、返禮申候也、

君ならて誰かかそへん万代の春もみとりのかめのよひひを

申下刻之參内、亥上刻之御會始候也、出御清涼殿、御座ノ右之方之硯筥ノフタ之御懷紙

有、御左ノ方之御劍有、御引直衣也、文臺中段之間中計、長押ヨリ間有、文臺ノ前之燭

臺有、

兼題
日野資勝詠
草ニツキ資
院通村ト談
合ス

冷泉爲頼詠
草ニツキ資
勝ト談合ス

出御

讀師
發聲
講頌

入御
酒肴ヲ賜フ

讀師三條新大納言（鳥丸）實條、講師頭辨光賢朝臣、發聲右兵衛督（五辻）之仲、文臺ノ右ノ方之着了、

其後講頌ノ衆後座之着了、中御門大納言・予・廣橋大納言・三條中納言・阿野中納言・

中院中納言・伯二位、殿上人飛鳥井中將・高倉少將・冷泉中將・綾小路少將、此衆也、

烏丸大納言・今出川大納言・中山中納言・清閑寺中納言・日野中納言・平宰相・左大

辨宰相・右大辨宰相・前宰相（水無瀬）・右衛門督（時直）・頭中將・頭辨、講師右衛門佐・北畠

少將・菅少納言・内藏頭・阿野侍從・白川侍從、右之衆下段之伺公也、左大臣・式部卿

宮・兵部卿宮・座主宮（梶井）、青連院宮前大僧正、右之御衆ハ御詠進也、御會席之作法如

例年、入御ノ後、如例年清涼殿ニテ御酒有、折二合ニテ、別ノ御肴例年無之ヲ、當年ハ

御硯ノ蓋ノ御肴、又土器之モリタル御肴色々出申候也、アイニテ二盃、五度之三盃ハカ

リ也、謠アリ、令沈醉、各退出、

二月八日、庚辰、天晴、清十郎不來、表具屋來、中院へ禮狀遣申候、次之禁裏御會懷紙

寫申度由申遣、北畠所持之由申來、禁裏へ飛入椿上申度由申遣、伺可申由返事也、

三月十日、壬子、午刻、雨晴申候、朝間少々、雨降也、中院殿へ御會始寫返申候也、

大福庵へ右之借用之兩冊返申候、○下略、著傳授ノコトニカ、ル、

年末雜戰學藝・遊戯ノ條ニ收ム、

元和七年正月十九日

三九

元和七年正月十九日

四〇

御會始

〔時慶卿記〕

四十

正月十六日、雨天、夜中ヨリ降、巳刻ニ晴、月明也、〇中 一御會始兼題被相觸候、加奉、對龜爭齡ト也、

十八日、天晴、暖氣也、〇中 一詠吟未熟、

十九日、天晴、曉ハ曇、一詠吟草ヲ三西へ持參候、砂糖桶二進、陽明ノ御會始ノ草ヲ

談合候、有孟、暫語候、右衛門佐・清閑寺同參也、〇中 一懷紙二清書、〇中 一公宴和歌

御會始ニ、西御院時慶・同時直 父子如例年參勤、出御遅々間、外様番所ニ候、各其中ニ物語アリ、四過ニ出

御也、入御後盃出、折二合如例、又硯ノ蓋二三出、是新義ナリ、謠發聲予仕之、五度

二ツ廻也、一予ハ當番也、但時直勤之、〇中 一今日前内府ハ依所勞不參也、法中ハ如

例懷紙計進上也、又伏見殿・八條殿・陽明モ詠進也、

〔孝亮宿禰日次記〕

六

正月十九日、壬戌、晴、禁中和歌御會始、〔壬生〕 忠利參仕、

題 かめによいひをあらそふ

御製 池水ものどけき宿とよろつ代をわれに契りて龜やすむらん

〔京都御所東山御文庫記録〕

甲百九十二
公宴御會始

〔元和〕
同七十九

對龜爭齡

御製

出御遅延

〔禁中御會〕

元和七年正月十九日

禁裏御會始

對龜爭齡

御製

池水ものどけき宿と万代をわれに契りて龜もすむらん

〔元龜〕
左大臣 信尋公

君そみん春をかさねて万代にふるてふかめの末のよひも

式部卿宮智仁

をよひしな万代をふるかめすらも君かたもたんよひおもへは

兵部卿宮貞清

池のおもの水底かけてすむかめのおなしよひや君に契らん

尊純 青蓮院大僧正

萬代をへぬへき池の龜もなをしらしや君かつきぬよひは

〔堀井〕
叡胤 座主宮

うき木よりもあふや嬉しき君か代になれつゝ龜のよひのはへ

〔三條四〕
權大納言藤原實條

元和七年正月十九日

四一

年なみをかさねてすめる池の龜ハ君か萬代の春をかそへん

權大納言藤原資胤(中御門)

君か代の久しきかすを池の龜も此春よりや猶も契らん

權大納言藤原資勝(日野)

池水のにこりなき世にすむ龜のよひひや君か春にかそへん

權大納言藤原光廣(鳥羽)

今よりの春の千とせの龜もやの君かよひひ和歌のうら鶴

權大納言藤原綱光(藤原)

君か代のつきぬ例の春の池のすむてふ龜のよひひにそしる

權大納言藤原宣季(今出川)

池にすむたからの龜の萬代を君かよひひのためしにそしる

權中納言藤原實有(正親町三條)

すむ龜のよひひも君かためなれ万代うつす庭の池水

權中納言藤原宣衡(中御門)

万代の春をかさねてすむ龜や君かよひひにかけをならへん

權中納言藤原實顯(日野)

限なき君かよひひにをよはめや人ともいふ龜にはありとも

權中納言藤原共房(清閑寺)

くり返しなをかさぬへき万代の君かよひを龜にならひて

權中納言藤原光慶(日野)

君かためよもきか嶋のる龜のよひひあらそふ契ならまし

權中納言源通村(中院)

うつしみよ君かよはひの万代もすみぬる池の龜のかゝみに

參議平時慶(西洞院)

長閑なる御前の池にゐる龜のこうつくすをも君そかそへん

參議左大辨藤原兼賢(廣德)

萬年とかきりある龜もよはひ猶君にひかれん行末のはる

參議右大辨藤原業光(御原)

君かへん春にをよはし砌なるいはほの龜のよはひなりとも

神祇伯雅朝王

君かためかしこきかけをうつしをきてよひひ龜をためしにそみる

從二位藤原氏成

こゆるきの磯の浪わけよる龜も君にひかるよひひなるらん

右兵衛督源之仲

かそへみよ君かよひひ龜の尾の山よりあまる瀧のしら玉

右衛門督平時直

萬代もなれみん君か心かな龜のすむなる池のかゝみに

藏人頭右近衛權中將藤原俊季

君か代のつきせぬ御代にあひにあふ龜うきゝをしるこゝろかな

藏人頭左中辨藤原光賢

綠そふ春の御池にすむ龜は君かよはひやうけてたもたん

右衛門佐藤原永慶

限なき君かよひひ池の龜の萬代ふへき後に見えなん

左近衛權中將藤原雅胤

我君のつきぬよひひ万代をふるてふ龜もいかゝしるへき

左近衛權中將藤原爲頼

君ならてたれかかそへん万代の春にみとりの龜のよひひを

左近衛權中將藤原嗣良

するかけて君にや契るすむかめのをのかよひひ万代の春

左近衛權少將源親顯

我君はたゝうこきなき龜のおの山としつもるよひひ成へし

少納言菅原爲適

いく春もよひひかさねて万代をふるへき龜も君そみるへき

右近衛權少將源高有

君か代のめくみあまねくうかみいて、汀の龜もよひひのふらし

内藏頭藤原言綱

元和七年正月十九日

四六

萬代の春と契りし池の龜もえやのをよのし君かよのひに

侍從藤原公業

海童に万代かけてすむ龜も君かよのひにえやの及はん

侍從源雅陳

萬代もかきらぬ君にならひなゝ龜のよのひもみやのはへん

爲頼朝臣

出題

〔後水尾院御集原名〕 雜 對龜爭齡

萬代をこゝにかそへて百敷の外にもとめぬかめのうへのやま○コソ

孝亮宿禰日記所載ノモノト異レリ、同書所載ノモノハ、御集ニ漏レタリ、

〔貞清親王御筆和歌之寫〕

懷紙之寫
○伏見宮御記録亭七所收

春日詠對龜爭齡和歌

兵部卿貞清親王

池の面のみなそこかけてすむ龜のおなしよはひや君に契良舞

〔未書〕
「右一枚」

〔黄葉和歌集〕

八上 祝 對龜爭齡公宴

烏丸光廣

中院通村

今よりの春の千とせの龜もやの君かよわひのわかの浦つる

〔後十輪院殿中院通村御詠〕

雜 對龜爭齡

元和七正十九内御會始 うつしみよ君かよはひの万代もすみぬる池の龜のかゝみに
君のみやかそへもそへんよろつよの龜もをよはぬのちのよのひに

○月次和歌御會ノ本年中ニカ、ルモノ、便宜左ニ合敘ス、

〔後水尾院御集原名〕

秋 刈萱

元和七六御當座 しきたへのたかまくらにかかるかやの末葉みたるゝ野へのあさ露

〔附録〕

〔涼源院記〕

一 正月廿日、癸亥、雪微々降也、今日陽明ノ御會始由也、冷泉中將

詠草談合之來候也、○下

二月三日、乙亥、○中 中院黃門ヨリ初卯法樂之短尺來、一首、瀧下 清十郎來、

六日、戊子、天晴、清十郎來、中院へ、初卯歌瀧下藤一首談合書狀遣申候也、即報有也、

彦山ヨリ角左衛門上申候、○下

七日、己卯、天晴、今朝早々中院へ短尺清書遣申候也、初卯會之中院へ未刻之參候也、

元和七年正月十九日

四七

近衛信尋亭
和歌會始

初卯和歌會

元和七年正月十九日

四八

夕飯以後碁有、秉燭以後吸物酒、大御酒有、如例、參會候衆清閑寺中納言・三級藤右衛門佐・土御門中務少輔・久我少將(通前)・北畠少將(親顯)・白川侍從(雅興)・御靈法眼等也、

三月六日、戊申、晴、○中 中院殿ヨリ夏菊ノ種・御會始之寫持給候也、

十日、壬子、午刻雨晴申候、朝間少々、雨降也、中院殿へ御會始寫返申候也、○下

〔時慶卿記〕四十 正月十七日、天晴、○中 一陽明ヨリ御會始ノ題ヲ給、寄若菜祝言、

廿日、天晴、夜ハ雪少降、明テモ時々散、風立、○中 一陽明へ詠草時興持參候、予カモ

言傳候、一庭白玉纒二三開、一三宮御方へ内々來廿七日之會尋申候處、一定ト、

一陽御會始參集、秉燭也、初リハ初夜半時程歟、人數多、烏大(鳥丸光廣)・廣大(廣橋總光)・予(柳原業光)・柳宰(柳原業光)・

五辻三位(源朝院時也)・右衛門督・藤右衛門佐・飛中(飛鳥井雅忠)・滋野井(季吉)・冷泉(言繼)・竹内(季也)・時興(公根)・小倉(季

辻(滋野井實忠)・禪昌(長後)・玄仲(長後)・玄與(長後)・友甫(長後)・進藤(長後)、以上、御所ハ烏帽子直也、上壇ノ御座中央ニ被着

候、中壇ニ烏ヲ初公卿直ル、雲客ハ中壇ノ下ヨリ一列也、シキキヲ隔テ地下ハ着座也、

讀師廣大、講師時興勤之、讀ニ無事也、發聲五辻ニ、歌ハ飛鳥井發聲也、讀畢而二獻、

入麵吸物也、二獻メニ從御座被下御盃ヲ、上壇へ上テ、如御通ニ各給、地下ハ中壇ノ下

ニテ給之、公卿一々ニ進出テ可給事不審、又御座ニ被上丁如何、但家禮ノ衆計ノ時ハ如

亂舞

此モ可在之歟、重而可一決義也、後ニハ下壇へ被下候、亂舞在之、江口一番、十才ニ成子舞也、奇特之義也、時直卿、時興ヨリ先へ立、夜半過也、

〔時慶卿記〕四十 四月廿二日、天朝陰、午晴、○中 一歌會ニ中御門大納言・白川兩

人也、御所へ被召テ、茶後急被立、

〔土御門泰重卿記〕四 二月七日、己卯、晴、從中院談合可申之由申來候間、則詩

集之事也、今日初卯法樂歌有之也、兼日也、振舞有之也、則難遁雖非衆連座、夜入歸申

候、

從三位左衛門佐富小路秀直薨ズ、

〔公卿補任〕五十 非參議從三位藤秀直(富小路) 正月十九日薨、五十

〔孝亮宿禰日次記〕六 正月廿日、癸亥、雪降、富小路三位秀直卿去十八日薨云々、

〔富小路家譜〕

種直(從四位上、左兵衛權佐)

秀直(從三位)

賴直

元和七年正月十九日

四九

世系

享年
十八日薨去
說

初卯法樂

元和七年正月十九日

五〇

秀直 永祿七甲子年十一月廿六日誕生、天正四年十一月二十八日補藏人、同日任左近將監、同十六年正月廿八日敍爵、同月三十日任右衛門佐、同十七年正月五日敍從五位上、文祿三年六月廿八日敍正五位下、同九月十日遷左衛門佐、慶長五年二月十日敍從四位下、同九年八月一日敍從四位上、同十六年四月廿一日敍正四位下、同十八年正月六日敍從三位、元和七年正月十九日薨、○諸家傳、異事ナシ、

〔公卿補任〕五十 慶長十八丑癸年

非參議從三位同秀直、正月五日叙、(富小路)

父故種直朝臣男、母、

永祿七十一廿六誕生、天正四十一廿八補藏人、同日任左近將監、十三同八十二廿二任中務大丞、十七同十六正廿八從五下、同卅日任右衛門佐、二十同十七正六從五上、二十六同文祿三六廿八正五下、同九月十日轉左、慶長五二十從四下、三十同九八一從四上、同十六四廿一正四下、四十同十八正六敍從三位、五十

〔系圖纂要〕九 藤原朝臣姓富小路

種直

秀直

〔系圖纂要〕九 藤原朝臣姓富小路

種直

秀直

良直 於大坂戰場討死、

賴直 實左中將基
久朝臣男、

秀直 永祿七年十一ノ廿六生、藏人、左將監、中務大丞、天正十六年正ノ卅左左衛門佐、

慶長十八年正ノ六從三、元和七年正ノ十九薨、五十九、春照院正翁宗本、

○秀直、薨去ノ日未ダ詳ナラズ、姑ク公卿補任ニヨリテ茲ニ掲グ、ナホ勅ヲ奉ジ

テ、烏丸光宣・中院通勝ト共ニ、丹後田邊ニ赴キ、長岡藤孝ヲ諭シテ、城ヲ致サシ

ムルコト、慶長五年九月三日ノ條ニ、從三位ニ敍セララル、コト、同十八年正月五日

ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔古文書集〕

秀直

○卯晦日附
中務宛書狀

元和七年正月十九日

五一

元和七年正月十九日

五二

和歌

〔平野之松〕

松雪 松雪 吹ともしもおほえぬ程の春風を
み山にのさそと思ひし都さへ
ふりつもりたる松のしら雪

秀直(備小路)

〔手鑑短冊〕

○伊勢長谷川次郎兵衛氏所藏



柳

吹ともしもおほえぬ程の春風を
みたれてしるやあをやきの糸

秀直

月似氷

ゆく水の音いたえせぬ山川に
月の氷を秋もしく也

秀直

〔佐佐木信綱氏所藏文書〕

七夕 後朝 立歸る今朝よりハ又七夕の
後朝 たらぬちきりの秋やまつらし

秀直

〔古文書集〕

御月次ノ詠
草ノ添削ヲ
請フ

御月次之詠草共致進上候間、被懸御目候て可被下候、數多相積迷惑仕候、尤致祇候可得
御意候へ共、昨日女院御所様にて給醉、今日ハ平臥之躰ニ候間、乍自由無其儀候、扱多
煩、彌無正躰事共書付申候間、被加御言葉被下候様ニ御取成所仰候、
卯晦日

秀直

中務殿

二十日、幕府、具足祝并ニ連歌、

〔元和年録〕

一 ○中略、幕府諸始及ビ茶湯始、并ニ神職僧侶ノ、廿日、御くそくの御祝ひ、
年頭賀禮ノコトニカ、ル、本月一日ノ條ニ收ム、

御連歌有之、

二十一日、御甲子待、

〔土御門泰重卿記〕

四 正月廿一日、甲子、晴、從一條殿御用之由申來候、畏之由
申入候、行水着衣冠、御甲子御所へ伺公、其次一條殿參候中院・予、御倉へ參、御書籍共取出上
候、召御前、種々御放共也、夜半過大御酒上候、上下共沉醉也、各退出也、丑下刻ヨリ
雨降也、

○コノ後本年中ノ御甲子待ノコト、便宜左ニ合敘ス、

元和七年正月二十日 二十一日

五三

御書籍ヲ取
出ス

三月二十二日
觸ナシ

五月二十三日

七月二十四日

九月二十六日

十一月二十七日

元和七年正月二十一日

五四

〔土御門泰重卿記〕四 三月廿二日、甲子、雨天、○中略、八條宮智仁親王ノ短冊ノコトニ、今年末雜載學藝・遊戯ノ條ニ收ム、今日御甲子無御觸、終蟄居也、

五月廿三日、甲子、飯後晴天、○中略、甲子御觸來也、則點加、返上申候、御番也、

七月廿四日、甲子、晴、○中略、甲子有也、

九月廿六日、甲子、晴、事外霜降、○中略、後陽成天皇御忌日ノコト等ニカ、ル、則禁中へ甲子ニ伺公申候、

十一月廿七日、甲子、雨氣也、晚甲子伺公也、

幕府、筑後柳河城主立花宗茂ニ暇ヲ給ス、是日、宗茂、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、

〔立花文書〕

覺

○上略、宗茂、筑後柳河ヲ與ヘラル、コトニカ、ル、六年十一月二十七日ノ條ニ收ム、

一かのととりノ正月、御暇被下、同廿一日ニ江戸罷立、二月廿四日、筑後へ罷着、同廿

八日ニ柳川入城仕候事、上使衆同日ニ被上候、○下略、宗茂參觀・忠茂元服等ノコトニカ、ル、八年九月是月ノ條ニ收ム、

宗茂柳河ニ入ル

御狀令拜見候、仍路次中御無事ニ、早々御着被成、則柳川へ御移、目出度存候、其許之様子御覽被成、彌忝思召候由、尤存候段、紙面之赴披露仕候處、一段御機嫌共ニ御座候、猶期後音之時候、恐々謹言、

〔元和七年〕
卯月四日

安藤對馬守 重信 花押

土井大炊助 利勝 花押

本多上野介 正純 花押

酒井雅樂頭 忠世 花押

立花左近殿

〔細川家記〕

十五 忠興九

○中略、同廿九日、御國へ被下候御書、

○上略、細川忠利、暇ヲ給セララル、コト、立花宗茂、陸奥棚倉ヨリ筑後柳河ニ、有馬豊氏、丹波福知山ヨリ筑後久留米ニ移封ノコトニカ、ル、六年十一月七日・同二十七日ノ條ニ收ム、

一何も來春可爲下向候、立花被下候刻、馳走之仕様重而可申遣候事、○下略、秀忠、武藏忍ニ放鷹ノコトニカ、ル、六年十二月一日ノ條ニ收ム、十一月廿九日附、小笠原民部少輔・長岡式部少輔宛、細川宗立書狀、

〔細川家記〕

二十一 忠利一

○中略、細川宗立、江戸ニ參觀スルコト、及ビ同忠利、暇ヲ給セラレ歸國スルコト、並ニ歸國ノ途、京都ニ女御徳川氏ノ入内ヲ賀スルコト等ニカ、ル、六年六月二十五日、及ビ同年十一月七日ノ條ニ收ム、

元和七年正月二十一日

五五

細川忠利宗
茂下向ノ日
限決定セラレ
豫報セラレ
立ニ請フ

宗茂蒲池兵
庫助ニ答フ

宗茂柳河城
ニ入リシコ
トヲ金地院
崇傳ニ報ズ

三月二十八
日柳河ニ入

元和七年正月二十一日

五六

一立花殿下向之日限究候ハ、前かところ可申下由、乍去我々煩イ候間之而、四人之者共ニ申付置候事、○下略、後十二月七日附、細川忠利宛、同宗立書狀、

〔蒲池文書〕

以上

今度柳川・同本地致拜領、罷下之付而、預御使札候、畏入候、拙者事、昨日豊前内裏迄（企致郎）罷着候、近日可致入國候條、其節方々可申承候、恐々謹言、

（立花）
立左近

（元和七年）
二月廿二日

宗茂（花押）

蒲池兵庫助殿御返報

〔本光國師日記〕

二十

（三月十八日）
一同日、

立花左近殿カ、二月晦日之狀來、筑後柳川カ來ル、路次中天氣惡敷、二月廿六日、筑後へ着、同廿八日、城請取、罷移候日取故忝候、此儀爲先可申上一書と申來ル也、則返書遣ス、

〔立花事實記〕

宗茂公左近將監

又或書ニ、元和七年辛酉三月十八日御入部ト有之、又或書付ニ、元和七年酉正月廿一日、

ルトノ説

宗茂江戸ヲ
發ス
奥州ニテ召
抱ノ衆

江府御發駕、二月五日京着シ玉ヒ、同十日大坂ニ至玉、十四日ニ御乗船、三月十八日柳河御着ト有之、是ハ船中ノ間、大ニ日數ヲ經玉、但西灘御乗カ、又順惡キカ、定テ子細可有之事也、尤虚説難計、○上下略、宗茂、陸奥棚倉ヨリ筑後柳河ニ移封ノコトニカ、ル、六年十一月二十七日ノ條ニ收ム、

〔立花家雜集〕

（元和）
略

同七酉年正月廿一日、江戸御發駕、

一奥州ニテ被召抱候衆

藤田彌一右衛門

寺山彦兵衛

輪治助左衛門

阿部茂助

吉田仁右衛門

川村次郎兵衛

益子市郎右衛門

太田鴨右衛門

大屋十左衛門

其節公儀ハ御預ケ人

立花民部

米多比源太左衛門

小田部土佐

元和七酉年、柳川ハ御入部之節、

元和七年正月二十一日

五七

公儀ハ預人

柳河入部ノ
際ノ老臣

元和七年正月二十一日

五八

三千石 小野和泉前和泉掣、小野作兵衛子也、
 三千石 由布壹岐後御稱號御免、
 三千石 矢島石見
 三千石 十時三彌雪齋三男、
但初五百石、三千石ハ新地也、

内所方家老

同時、御内所方之御家老、但唯今之中老職也、
 千石 由布美作
 千石 十時雪齋

〔筑後立花家譜〕

乾 宗茂 左近 七年辛酉正月廿一日發江戸、二月廿三日入柳城、

○宗茂、陸奥棚倉ヨリ筑後柳河城ニ移封セラル、コト、六年十一月二十七日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

〔立花系傳〕

六 立花公室略譜 宗茂公 六年庚申十一月廿七日、有賜予筑後柳川舊領之命、

大坂ノ商鍋屋吉左衛門

於是、公、以七年辛酉春、就封、正月廿一日發東都、二月六日抵大坂、在商鍋屋吉左衛門、之

大坂ニテ上船
 細川宗立船二十艘ヲ造シテ宗茂ヲ迎フ
 毛利宗瑞毛利宗瑞鳥銃百挺ヲ贈ル
 柳河ノ商紅粉屋七郎左衛門宗茂祇園社及ビ新宮ヲ修造ス
 立花家侍中屋敷割役ノ先發
 家臣ノ妻子ハ十二月中旬發程

家九日焉、同月十四日未時、上船、十五日、揚帆傳法川而西、是時豐前小倉侯細川忠興宗立、爲公遣艤船二十艘迎焉、公乃見使厚謝之、且乞其船一艘而獲之、名之曰祇園云、泊船長州下關時、長門萩侯毛利輝元宗瑞、貽鳥銃百挺公、同月廿二日造柳川之市、入本街紅粉屋後藤七郎家宿、廿三日吉辰巳時、公入城、時爲國老者小野若狹・由布壹岐後許立 花號・矢嶋石見・十時三彌、是歲修造瀨高上莊祇園社及新宮、是因去年正月元旦且夢之瑞靈也、夢中有翁、告曰、持此符、宜速歸國也、公睡覺見枕頭、有祇園神之符在扇上、書其形以爲家紋、拾八代

〔竹迫家記〕

拾八代 一 五郎兵衛種家之事

元和六庚申年十一月廿七日、宗茂公再柳河御拜領ノ刻、侍中屋敷割ノ役トシテ、池邊彦左衛門・吉田舍人・米多比源太左衛門・後藤勘右衛門、從棚倉先達テ柳河エ被指越、御家中妻子ハ十二月中旬ヨリ段々出立、種家妻モ同斷、伊勢國桑名ノ驛ニテ越年、正月柳河エ着、宗茂公ハ翌酉年正月廿一日江戸御發駕、二月柳河御入城、種家ハ御供ノ處、從遠州濱松、大屋金右衛門ト同追掛ニ被差越、屋敷割相勤、自分ハ柳小路東角ノ屋敷拜領、御入城御安堵ノ上、於宮園村知行百五拾石被下之、生中無役、但棚倉ニテ、後藤勘右衛門隣家ニテ、互ニ致入魂ノ由、依之柳河ニテモ隣家ニ申談、拜領ノ由、仍代々互ニ懇意ニ申談也、○上下略

元和七年正月二十一日

五九

元和七年正月二十一日

〔竹迫家記〕

貳拾代

一 五郎兵衛種元之事

六〇

元和六庚申年十二月、柳河ニ家内引越、時ニ七歳、旅中伊勢國桑名ニテ越年、正月柳河下着、柳小路ニ住ス、○上 下略

〔浅川聞書〕

坤

一 赤楯方柳川の御入部之御祝儀に、鍋島信濃守殿柳川へ被參、御城

こ而、殊外之御酒盛也、信濃守殿被歸候跡こ而、立花壹岐被申上候ハ、田中殿御城之構へハ不及申、御城内侍中居なし迄結構こ被遊置候故、今度之様成御客こも、見苦所無御座候、御意こ、是ハ一々惡敷事也、其子細ハ、か様に手ふとく普請なると云ハ、皆奢りより出るもの也、左様こ物毎餘情かましくしなしてハ、上と下ハ大分遠さかり、上の事も下に直こしらす、下之事は猶上にしれぬもの也、田中は筑後の一國を取居たれ共、御當家此節こ究り、御大事の大坂陣こ用銀無之、人數をつれ候事ハ不被罷成、終滅亡に候、是ハ皆上と下を遠くしなして、役こも不立城普請杯こ物を入、家をつふすのみならず、はつれハ腰ぬけて候、上を學ふ下こ而、下に召仕ふ侍共も、不入居なしなと結構仕候、御前こハ御城もさかわらふきにして小屋かけこ而被召置度被思召候、雨露さへ御凌被成候得ハ能御坐候、居なし之見苦と、衣類のきたなきと、

鍋島勝茂柳河ニ抵リ宗賀ス

宗茂者修ヲ戒ム

召仕者共之田舎者ふこつなと、云ハ、何程人こ笑れ候而も、名字こちりの付事ハ無もの也と被仰出候、壹岐を始、其外感涙を流し、御意を承り候、

一 ○中 其後又柳川先知御拜領被遊、御入部之時、立花七左衛門赤楯之山を切荒し、御迷

惑こ及びし所を、十時與左衛門、道中ハ被遣、首尾能斷申述、別條なく候、黒田筑

前守殿・細川越中守殿方御迎こ、大坂迄船數多被差越候上、越中守殿方御乗船壹艘、

御音信こ被進候、鍋島信濃守殿方も、御迎船可被進由候得共、御斷被仰遣候故不參

候、筑前守殿船ハ御禮計被仰遣、御供中こ而も御乗せ不被成候、是ハ大津御歸陣之時

の首尾かと皆申候、自是後、筑前守殿とさのみ御したしみ不被成候、鍋島殿、上ハ

被仰上、御入部之御祝儀こ柳川ハ被參、終日之御酒盛こ而、御うち送り之草鞋酒迄御

座候、先年清正へ御預置被成候侍中肥後方歸參仕候爲御禮、立齋様肥後へ被成御越候、

忠廣も柳川ハ御出可被成との義こ御座候得共、御斷こ而、御使者計り也、吉弘加兵衛・

小野作兵衛 三池 左京 兩人ハ、忠廣御貫ひ被成候ゆへ、被進候、尤作兵衛ハ關ヶ原前こ、養

父和泉と不和こ而、肥後こ參居候而、清正方貳百石被下候、柳川案内能仕候と御座候

而、千石こ成申候、今度何も罷歸り候こ付、柳川ハ參度由願候へ共、御留被成候、此

能本加藤家ニ預ケ置キス

黒田長政ト親マズ

元和七年正月二十一日

六一

度鍋嶋殿御振舞之上こ而、先年、江上こ而、御紋付候職、私方へ取置候、返進可仕との事なり、夫こ及不申候、折ヲ以被申請事も可有之との義也、

一十時與左衛門赤楯を罷歸り、御代官衆に斷、首尾好申述候由申上候こ付、七左衛門御目見被仰付候、與左衛門奏者仕候、七左衛門退出之跡こ而、十時内匠^{三彌}・立花民部、

其外若き衆居申候こ、人筋に寄者也、親祖父之名を穢し候の覺悟能可仕由御意被成候、何も罷立候跡こ而、戸次法印御前こ出被申候こ、今日安堵致し候山奉行等申分こより、七左衛門其儘難差置被思召候所に、與左衛門首尾好埒明參申候故、別條なきと

戸次中務ハ
田原紹忍ノ
弟

御意被成候而後御咄しに、法印の七左衛門祖父、中務か實父、存知間敷候と被仰候こ付、法印、紛もなき道雪様之御舍弟と計存候由申上候得、しけつらは戸次之名字こ塵を付候間、戸次之一類左程未練なる者無之候か、中務と鎮連は、いかやうの巢守こ而、臆病こ有之候哉と、不審こ存候に、有馬伊賀守か姉いそと申女、采雲院様に御奉公仕居候、是ハ前廣田原紹忍か妻にしたる女也、此いそか夫關甚太夫か能存知て、申聞て、中務は實の紹忍か弟、其子細ハ、中務か母懷妊之時、正光院殿^{此所しかと不得承、兎角御名也}、被申候は、女子なら、母に添いなせよと被申付候、扱産仕候こ、其子女子也、折節紹忍か

戸次統連ハ
白杵刑部子

親之妻も産仕候か、男子也、是ハ又嫌年之子こ而候間、男子ならば、即刻人こくれ候様こと申こ付、由緒有者共、互に沙汰なしに仕、取替たるか中務也と御咄也、法印、初而承候、統連^{戸次}は、親こも祖父こも違、心も剛こ、押立も能、利根に御座候と申たるか、おしき事こ而御座候被申上候、統連は、違ひたるか道理こ而候、是は實白杵刑部か子こ而候、其様子は、于今居候哉、坂東寺こ統連か乳母之子了覺とかいふ僧、是ならては、只今存知たる者有之間敷候、中務か事も、鎮連か不覺悟之後は、御沙汰不被遊候故、却而聞へ惡敷被思召候こ付、誰へも御語不被遊候所、法印こも沙汰は無用こ被仕候様ことの御意也、其後法印坂東寺こ被參候節、右之出家こ被尋候處こ、いかにも御咄之様こ、統連乳母か子こ而、名も了覺と申て居候こ、統連之事を被尋しこ、何として御存し候哉、いかにも白杵刑部か子こ而候、戸次鎮連始て男子を持被申候所こ、一月も不過内こ其子死申候こ付、鎮連殊之外歎き被申候、白杵刑部本妻と妾と同日こ産を仕り、何も男子こて有之候を、鎮連方ハ、妾の子を竊こ乞候て、鎮連之養子に被仕候と語申候由、法印咄こ而、七左衛門ハ豊後落居之時、鎮連ハ薩摩ハ人質こ參候段御聞被遊、御當家へ御寄不被成候故、肥後ハ參り、父子共に、又内に居被申候首尾

元和七年正月二十一日

之而、肥後より奥州に被參、殿様への被召仕候也、

蔣野文嘉等
黒田長政ニ
仕フ

一蔣○伺候公程閑暇、野玄嘉は筑前之罷在候、嫡子吉右衛門妻高橋の紹運様御息女也、殿様より吉右衛門死後之御呼取被成度被思召上候得共、筑前殿御返し不被成候、玄嘉・十時源兵衛杯、筑前へ參候者共、○伺候公程閑暇雜書、此間ニ、歸不申、肥後より歸候ものハトアリ、先知へり申儀承、不罷歸候、

〔淡輪氏記録〕

○福岡縣史資料五所收

一元和六年庚申十一月、再柳川御拜領、從公儀御引渡之目

録前、

石高

高拾万九千六百四拾七石壹斗九升七合 内

五万七千三百七拾壹石五斗四升四合 山門郡八拾六ヶ村

貳万七千五百拾八石五斗四升 三池郡四十七ヶ村

壹万四千五百三拾六石九斗貳升七合 三潞郡十二ヶ村

四千三百三石貳斗壹升六合 上妻郡十六ヶ村

五千九百拾六石九斗七升 下妻郡八ヶ村

郡合 五郡 村數 百六拾九ヶ村

物成

物成合五万五千七拾石

右（立形鹿鹿）、從英山様、公邊へ御届之相成候御所務高を書載、

小物成

外之 小物成

米四百八拾三石五斗貳升 銀貳貫九百拾匁四分六厘 錢七拾六貫百貳拾貳文 かふそ

の木百拾七束 紙三百拾九束三帖 うるし貳貫九百七拾五匁五分 うるし筒壹ツ ひ

ゑ九石六斗五升四合 あわ四石壹斗八升貳合 そば四石三斗九升七合 くり九斗六升

山椒三升

右者、御代官岡田將監様（重尋）・竹中采女正様（重尋）・松倉豊後守様（重尋）・秋元但馬守様（重尋）・内藤左馬助様（重尋）

より、元和七年辛酉二月御引渡之目錄前、

一元和七年十一月、由布美作守殿・十時攝津守殿・小田部土佐守奥書有之候御城附總高

帳ニハ、左之通ニ相見、委ハ別冊ニアリ、

高拾三万九百石 内

拾万九千五百拾石八斗七升御拜領高

殘而貳万三千三百八拾九石壹斗三升改出高

元和七年正月二十一日

拜領高

改出高

元和七年正月二十一日

六六

開高

右之外ニ、開高 千拾石九斗三升七合

〔柳河年表〕

○福岡縣史資料五所收

元和七年二月二十三日、宗茂柳河城ニ入ル、家臣棚倉ニ到リ

仕ヘテ、再ヒ柳河ニ來ルモノ四十五人、棚倉ニテ仕ヘタルモノ十人、肥後ヨリ歸リ來ル

モノ百人、新ニ召出サレタルモノ四人、田中氏ノ舊臣召出サレタルモノ十人、其外豊後

ヨリ來ルモノ若干人、總テ三百數十人ニ達ス、城下ニ邸宅ヲ賜フ、之ヲ家中ト云フ、

〔五七〕道雪菩提ノタメ、城内ニ梅岳寺ヲ再建ス、僧悅堂ヲ以テ住職トス、三池今山ニ高橋紹

運ノ靈牌ヲ安置スル一寺ヲ設ク、之ヲ紹運寺ト號ス、僧古仙ヲ開山トス、杵掛日向直之ノ

玄孫光照、利涉寺ヲ鋤崎ニ移シ、之ヲ光照寺ト改ム、外小路ニ僧順正西形寺ヲ開基ス、

後チ之ヲ沖端ニ移ス、鑑虎ノ代、之ヲ田町ニ移ス、城内ニ寶珠山光國ノ子光信了俊、

一寺ヲ創建ス、之ヲ光國寺ト稱ス、後チ之ヲ沖端稻荷町ニ移ス、宗茂ノ夫人間千代姫

ノタメ、柳河ニ良清寺ヲ創設シ、僧應譽上人ヲ以テ開山トス、宗茂、上ノ庄ニ祇園社ヲ

再建シ、崇敬ス、

祇園社ヲ再建ス

〔御國家損益本論〕

二 ○福岡縣史資料三所收

一御再城ノ時侍數ト、當時ノ侍數トノ差別、

并當時御扶持人ノ員數ノ事

元和七辛酉年正月、〔五七〕松蔭神君柳城ヘ御入部ノ時、御浪々已後、棚倉御在城中、御供又ハ

御跡ヲ奉慕テ、御奉公相勤、又於棚倉召抱ラレ、召使ハレタル面々、又御國元ヘ御先ニ

差下サレタル面々共、侍都合百五拾人餘ナリ、又柳河御開城ノ時、加藤清正公ヘ御預置

レタル侍、都テ百人、又諸々方々ヘ離散シ、浪人トナリテ居タル侍、都テ五十人ナリ、大

身小身共ニ都合三百人餘、何レモ元々ノ如クニ召仕ハレ、知行ハ、給人ノ分ハ、地方ニ

テ是ヲ下サレ、棚倉勤仕ノ面々ニハ、御開城前ノ高割ヲ以テ、知行ヲ給リ、其外ノ面々

ニハ、御開城前、知行半高ヲ減ラシテ、是ヲ下サレ、何モ勤仕、其後追々無據譯有テ召

抱ラレ、又戰死ヲ遂ケタル面々ノ名跡ヲ立ラレ、知行ヲ下シ置ル、者多、又ハ二男・三

男ヲ召出サレテ、新ニ知行ヲ下サレタル者モ有之ナリ、依テ舊家ノ面々ヲ、御普代ノ臣

ト云、新ニ召出サレ、召抱ラレタル面々ヲ新參ノ衆ト云也、依テ御普代ト新參トノ差別

ハ有タルナリ、

〔御國家損益本論〕

十 ○福岡縣史資料三所收

一御山御役

上妻郡大淵村ヨリ、矢部村ニ至テ、山中ノ諸木ヲ御用木トシテ立置レ、御城御普請御用

ト成ノ故ナリ、又山中ノ御堺ヲ能ク正シ置ルベキナリ、不正シテハ、界論ヲ起シテ、公

元和七年正月二十一日

六七

立花家臣ノ數
加藤家ニ預ケタル家臣ノ數

譜代ト新參

御用木

裁トモナリテ、手重クナリ、御隣國ト不睦ヤウニナリテ、互ヒニ心ヲ置様ニナルコトナレバ、御界ニハ木標ヲ立テ、石ヲ立テ、或ハ石ニ銘ヲ彫テ、大木杯ノ根ニ埋置ベキナリ、南部・津輕杯ノ如ク、古ノ争ヒ今ニ續テ、國中ノ萬民モ互ニ争ヒ、主人・臣下ノ面々モ、互ニ心ヲ置キ、公務ノ外、猥リニ往來ヲ不致、音問不通トナリ居ル様ノコトニモ至ル時ハ、公儀ヘ對シテノ御不敬、又互ノ不禮ナレバ、堺境ノ論、公事訴訟ノコトナキ様ニ、慎ミ可有ナリ、

上妻郡ノ價値

元和七年御再城ノ時、如已前、三瀨郡・下妻郡ヲ以テ、大善寺河ヲ以テ、堺ヲ立、東西ニ渡リ、此川ヲ以テ、南筑・北筑ノ界ト極メラルベキカト、公儀ヨリ御内意アリ、依之上妻郡ノ内ヲ、多ク御内願有テ、三瀨・下妻ノ分ハ、如今迄(龜庄)有馬侯ニ渡サレテ、上妻ヲ御拜領有タルナリ、尤上妻ハ、其時ハ三千石ノ高ニテ、山ノ下口割谷ヨリ、矢部三國境筑後・肥後ニ至テ、十一里餘ニ及ブ山中ニテ、深山幽谷ノ堅固ノ地ナレハ、自然ノ時ノ御爲、又ハ地面廣大ニシテ、後年ニ至テ、御内檢ノ御益場ナルベシトノ、深キ御考ニテ、御望ヲ以テ、御領分ト遊レタル由、承リ傳ルナリ、既御先考ノ如ク、少モ不違、今ニ至テハ、表向ハ三千石ノ御所務ナルベケレトモ、追々田畠ヲ開立、耕作ノ場所トナ

平地ト山地

水路

シ、御所務モ増殖シテ、凡一萬石餘之御所務ト成タルナリ、是二百餘年歴テ、七千石餘ノ御取稼モ増殖ヘ、又後年ニ至ラハ、地面モ開立テ、廣クナリ、御所務モ次第々々ニ可増コト顯然ナリ、是(正光宗茂)神君ノ御深慮ノ著キ、後世ヲ鑑ミ給フ處ノ御賢キ御惠ミ、御國家御永久、御子孫御繁昌ノ御基本、誠ニ難有御主意ナラズヤ、亦御領中、平陸ノ地ハ四分ニシテ、山岳ノ地ハ六分トイヘリ、然ハ山ハ廣大ナルコト也、又千歲川(マ)兩筑ノ御界、ヲ境ニ極メラレタルコトモ、御國中ノ水行ヲ自由ナラシメ給ントノ御智略ナリ、久留米御堺モ、上妻ヨリ下本郷ニ至テ、川御堺ニテ、夫ヨリ西小保濱口ニ至テハ、地面堺ナリ、是ハ當大庄屋檀・樺嶋ノ祖檀大炊・樺嶋式部兩人ニ命シラレテ、岡田將監殿ヘ内願シテ、御願望ノ通り相濟、本郷村・吉開村、蒲地村、小保村等ノ村々ヲ取り用ヒテ御領分トセラレタルナリ、是モ深キ慮リニテ、水行ヲ自由ナラシメ、往還ノ防ヲ全フセラレン爲ノ御事ナルベシ、

湿地

清水面ノ坂ヨリ東南眞弓北ノ關ニ至テ、左右ノ田畠、御再城ノ比迄ハ、原野多クシテ、御所務ハ至テ少シ、然ルニ今ニ至テハ、皆悉ク其原野ヲ開發シ、山ノ麓ヲ開立テ田畠トナシ、最上ノ地面トナシ、御所務ノ場ト成テ、御執稼モ増殖セシナリ、又竹井原フケモ湿地

元和七年正月二十一日

七〇

堅田 牟田

本郷村蒲池
村等ハモト
ハ肥後ノ内
ナリ

ニテ、漸ク秋毛一作ヲ取り收メシガ、水行宜クナリテ、フケ泥干堅リ、堅田トナリテ、今ハ夏秋ノ兩作出來スルノ上田トハ成タルナリ、百年前迄ハ、所々ニ牟田モ多ク、野モ林モ多リシガ、追々開立テ、田トナシ畠トナシテ、今ニ至テハ、御所務ノ御場所トハナレリ、可考見ナリ、又四ヶ村ノ地ハ、本肥後ノ内ナリシヲ、大津山資秋カ家臣川上道甫ト云者、謀ヲ以テ、筑後ノ内ニ附屬セシナリ、今ニ至テ、中尾・中原・湯屋・川床ノ四ヶ村御領分ナリ、此公事ハ、天正十五年、大閤秀吉公天下一統ノ上、安國寺孫也惠瓊法印ヲ上使トシテ、筑後ニ差下サレテ、決斷有テ、永ク筑後ニ屬シタルナリ、又三池郡ノ内ニモ、原野多シ、手鎌・横洲、其外ノ村々ノ内ニモ、未開ノ地多シ、本體紹運公ノ臣岩屋戰死ノ者ノ子孫ヲ、御領中ニ住居セシメテ、地所ニ原野ヲ給リ、思ヒ々ニ開立テ、知行トナシ、後ニ此領地ヲ進上シ、御藏米ヲ頂戴シテ、御奉公ヲ勤ム、今ハ關善左衛門ノミ、開立タル儘ニテ、地方ニテ知行スルナリ、是ヲ横洲給人ト云ナリ、然レハ後年ニ至程、田畠モ増殖シ人モ増殖シテ、御所務モ増殖スルコトナレバ、此御役ヲ勤ル面々ハ、御益筋ヲ一途ニ思ヒ込テ、忠勤ヲ遂ケ、子孫ノ榮ヲ可樂ナリ、是肝要ノ心得ナリ、

一大庄屋御役

横洲給人

立花家領大
庄屋役ノ初

神君ハ、(秀忠)當將軍家ニ召出サレテ、御勤功有リ、元和七年、再筑後國山門郡・三池郡・三潞郡ノ内、下妻郡ノ内、上妻郡ノ内、高拾壹萬九千六百石餘給リ、三池郡ノ内一萬石ヲ、(立花種次)御弟高橋公ニ御分地有テ、立花種次、常陸筑波ヨリ、筑後三池ニ移封ノコト、本月十日ノ條ニ見ユ。奥州棚倉城ヨリ、筑後國柳河城ニ御移住有リ、依テ田中公(吉政)ニ爵セラレタル檀・樺嶋カ子共ヲ召出サレテ、大ニ勞リ、領知ヲモ給リテ、親々ノ忠儀ヲ賞セラレテ、已前ノ如ク、大庄屋ノ御役ヲ命シラレテ、彌忠勤ヲ勵ミ、御役ヲ大切ニ勤メタルナリ、其子孫、代々此役ニ命シラレテ、今ニ勤役ヲナシ居ルコト也、是大庄屋役ノ初ナリ、尤此兩人ハ、前々ヨリ、家ニテ御役ヲ持タルナリ、今ハ九組ニ分リテ、銘々一組ツ、ヲ受持テ、人々ノ器量ヲ撰テ、命セラル、コトナリ、尤郡御役ノ支配ヲ受テ、勤務ヲナス、百姓ノ願ヲ取次、公事訴訟出入ノコトヲ司リ、組々ノ臨時米金ヲ受持チ、百姓ノ艱難ノ救ヒ、教戒ヲ加、公役ヲ勤サセ、年貢諸納ヲ(先カ)尖ナラシメ、耕作ヲ勵スコトヲ司リテ、勤ルコト也、是此役ノ主意ナリ、上○豊後府内城主竹中重義、暇ヲ給セラレ、江戸ヲ發シテ國ニ歸ルコト、便宜左ニ合

彼ス、

〔本光國師日記〕二十

元和七年正月二十一日

七一

竹中重義
傳ヲ訪フ
崇傳面セズ
崇傳重義ノ
爲メ牧西堂
ノ轉衣ニツ
キ輪旋ス

元和七年正月二十四日

七二

一 先刻御出之處、筵之道場ニ罷在、不懸御目、御殘多存候、明日御上之由、珍重ニ存候、仍而牧西堂長老成公帖之儀内々被仰候ニ付而、五山衆一統ニ御判申調、舊冬本寺南禪へ上せ置候、早々上洛候而、轉衣候様ニ可被仰渡候、官物以下入用之事、先規之通、本寺ニ各被存候間、其御心得尤ニ候、爲其令啓候、恐惶謹言、

正月十日

うらかき
金地院

〱 竹采女様人々御中

猶々、先刻不懸御目候故、爲念如此候、以上、〇コノ書狀案、日記本文ノ正月十一日條ノ前ニ記載セリ、

二十四日、丁卯尾張名古屋城主徳川義利直義ノ江戸ノ新亭火夕、陸奥仙臺城主伊達政宗・出羽米澤城主上杉景勝・長門萩城主毛利秀就・肥前佐賀城主鍋島勝茂・薩摩鹿兒島城主島津家久等諸大名ノ亭、災ニ罹ルモノ多シ、

〔本光國師日記〕二十 一同廿四日、尾張中納言様火事、

秀忠義利ノ
亭ニ臨ムコ
ト延引ス

立花宗茂崇
傳ヲ見舞フ

片桐貞隆等
ノ見舞

一 廿五日、右之求西堂飛脚(久三郎)を上ス、〇中 此便宜ニ、伊賀殿・周防殿へ書狀上ス、尾州中納言殿屋敷火事、諸大名類火之事懇ニ申遣ス、書狀共ハ、いつれも廿四之日付也、

一同廿九日、精侍者飛脚上ス、〇中 又伊州・周防殿へ、廿九日之日付ニ而書狀遣ス、火事之事、御成延候様子申遣ス、後宗恩へも狀遣ス、右同前、久右衛門へも追而狀遣ス、

右三通届候様ニと申遣ス、良西堂へも切紙遣ス、久右へも御同前、

一同日、立左近殿三州吉田カ二月朔日之狀來、尾州中納言様之火事承付驚入候、近所ニ候へ共、ふと聞及候、満足との書中也、當地宿カ届ル、則返書遣ス、〇宗茂、暇ヲ給セテ國ニ歸ルコト、本月二十一日ノ條ニ見ユ、

一同五日、片主膳殿・甲喜右衛門天王寺カ二月朔日之狀來、爰元火事驚候との見廻狀也、態飛脚之由、

一同日、徳永左馬殿正月廿九日之狀來、火事之見廻狀也、万吉カ被届ル、則返書遣ス、一同日、久右衛門より飛脚下、與三、火事之見廻也、正月廿九日之狀來、良西堂・圭西堂・歐首座、何も廿九日狀來、火事之見廻之書中共也、七も狀を下ス、

一同日、後宗恩二月朔日之狀來、火事之見廻狀也、則返書遣ス、

元和七年正月二十四日

七三

元和七年正月二十四日

七四

一 同日、板倉周防殿二月六日之狀來、就火事尊書忝との書中也、○中略、梵堂西堂成公帖ノコトニカ、ル、年末雜載佛寺ノ

一 同日、南禪常住方飛脚下ル、二月二日之連署來ル、木綿たひ三足來、火事之見廻之文也、○下略

一 二月九日、大文字や道叱二月二日之狀來、火事之見廻狀也、態使之由、岡次郎兵方届ル、

一 同日、田中母義妙壽院方文、綸子五・竹・二小袖二來、返事遣ス、案左ニアリ、

御文、殊こりんす五まき下され候、覺しめしよるかすくかたしけなくそんし候、いつそやいちくさうすまいり候こ、色く御ねん比こなされ候よし、たいま又御小袖二下され候とて、かたしけなかり申候、誠こ御用おき御中こ、きとく成御心かけ、御禮申つくしかたく候、めてたく、
二月十日

妙壽院さま御返事 たれこても御申

一日の、ふりよの火事こ、御きもつふしおしかりまいらせ候、こ程も、ひもとちかく候て、さもをつふし申候ツル、さてうけ給候御事、よき御ついても候

一 同日、嵯峨眞乘院仲春初三日之狀來、態飛脚こ而、火事之見廻狀也、紹高方被届ル、則返書遣ス、

一 同日、さか妙智院二月三日之狀來、是も火事見廻こ、態使之由也、水野河内殿方被届ル、則返書遣ス、

一 同日、相國寺卜隱飛脚來、二月三日之狀來、火事之見廻狀也、扇子一箱來、則返書遣ス、豐光寺二月三日之狀來、是も火事之見廻也、同返書遣ス、○下略、承良、相國寺ニ入寺ノ用意ノコトニカ、

一 二月十三日、正傳寺祝首座方飛脚來、二月四日之狀來、火事之見廻狀也、又清兵へ方へ別紙來候、是も文言同前、見藏主煩然と無之との狀也、盛法藥受用之由、則返書遣ス、

一 同日、ぬし道惠・半兵衛・次郎兵衛方、面々こ狀來、二月朔日之日付也、火事見廻ス、

元和七年正月二十四日

七五

元和七年正月二十四日

之狀也、岡二郎兵方届ル、則何も返書遣ス、道叱返書も認遣ス、次郎兵へ渡ス、
 一同十七日、昌琢二月三日之狀來、(里村) 火事之見廻狀也、(白野權實) 唯心御届候、
 一同日、(二月十八日) 壽命院二月四日之狀來ル、酒井五郎介殿方届ル也、火事之見廻也、
 一同廿二日、圭西堂二月十二日之狀來ル、扇子一箱二本入來ル、逃火事候祝儀參候、此
 時良西堂二月十一日之狀來、宮十二へ之狀來、則届ル、此狀細内記殿之内加々山主馬、
 知足院を頼候とて被届ル、則圭・良へ返書遣ス、知足院へ返事遣ス、
 一同日、(二月十八日) 北山鹿苑寺二月六日之狀來、火事之義申來ル、板いか殿二月八日返書來、
 周防殿も、八日之狀來ル、
 一同十五日、(三月) 深津彌左衛門二月廿二日之狀來、大坂より來ル、火事見廻之狀也、宿より
 届ル、返書遣ス、

家屋焼失ノ
大名三十人

〔寒松日記〕

三 廿四日、(正月) 自夜半風、(中) 遣與七於江戸、江戸大名衆火事及卅人云々、

〔涼源院記〕

一 正月廿九日、壬申、午刻時分まで、昨日之雨事ノ外降也、(中略) 京都火
ル、本月二十八 日ノ條ニ收ム、江戸武家 虫焼亡候由、(白野光慶) 中納言より申來也、其内寺澤志摩守・嶋津薩摩守燒
 亡之由也、

日野光慶江
戸ニ見舞ノ
飛脚ヲ遣ス
出火ノ原因

類焼ノ衆

火災前晚ヨ
リ辰刻ニ及
ブ

二月一日、癸酉、天晴、中納言ヨリ、今日江戸飛脚遣候由申來也、燒亡爲見廻也、則書
 狀調遣候也、(白野權實) 唯心様・加藤左馬頭・寺澤志摩守・柳川豊前守へ遣候也、今度公方様、尾
 張中納言殿御成、去廿日之由候へ共、御延引こて、廿八日可爲、御用意廿二日こ、(全彰) 金銀
 之木具之道具こ火付、燒アカル由也、類火之衆、(政宗・忠宗) 松平陸奥守父子・米澤中納言・毛
 利長門守・(高津家久) 松平薩摩守・鍋島信濃守父子・(池田忠雄) 松平宮内少輔・寺澤志摩守・真田伊豆守・小
 田原備前守・(高増) 大關右衛門・南部信濃守・(長重) 淺野采女・(兵守) 成田左馬助・(實季) 秋田城介・(重頼) 松下石見
 守・(政盛) 戸澤右京・(忠政) 田中筑後守、(田中忠政) 卒スルコト、(略) 六年八月七日ノ條ニ見ニ、各廿間燒亡也、承及候通書付候也、
 〔時慶卿記〕 (四十) 七 正月廿四日、天晴、(中) 一後二聞、(略) 昨曉ヨリ、江戸尾張中納言亭ヨ
 リ燒出、今日辰刻迄燒ト、大名ノ家廿餘ヶ所ト、

二月一日、癸酉、天晴、(中) 一江戸大名衆燒失之由、昨日、川信州ヨリ書付被見候、今朝
 則所々へ狀遣候、(曲眞頼正紹・今大路頼清) 延壽院父子・(家久) 島津宰相・(高虎) 政宗・(定綱) 藤堂和泉・(命本元綱・同宣綱) 松平越中守・(景勝) 朽牧齋父子・
 加古豊前・(白野權實) 唯心院・(信長家平・津氏) 織田兵部内儀・(川副七) 下津内記等・(景勝) 孝藏主、此衆家無事也、一爲燒所々
 ハ、尾張中納言殿・島津薩摩・米澤中納言・毛利長門守・松平陸奥守父子・鍋島父子・

元和七年正月二十四日

元和七年正月二十四日

八〇

御道具取置候衆ハ、小野崎權平・江戸十藏・森田傳五・御藏へ御物入候衆ハ、岡半丞・清水彌作・佐藤小才次・田代傳七・太窪天五郎八・岡彌八郎・完戸勘四郎・岡甚八、是ハ内外の火事コかもわす、御座所へ可參由、碩庵備思・賢高ハ、御門場ハ御座所へ申次可致由、右之通何れへも申渡候、○中 一天氣よし、

〔曼殊院文書〕

五 山城

猶々、大樹御機嫌能候間、是又御心易可被思召候、内々之儀少も疎意不奉存候、以上、

爰元就火事早々尊書、過分忝奉存候、近年無御座大火事ニ而候、併私中屋敷無事ニ御座候間、乍恐御心安可被思召候、猶奉期後音之時候、恐惶謹言、

大僧正

二月廿六日

天海 (花押)

曼殊院良親王 竹内御門跡様之而 御小姓衆中

〔毛利家文書〕

四

其地火事之様子、慥ニ相聞候、先以二所子共たち無事之由、安堵太慶無此上候、

毛利秀就亭ノ類焼

曼殊院良親王親王南光坊天海ヲ音問アラセラル

宗瑞ソノ再建ニツキテ指圖ス

作事ハ運クトモ經費少キ方ニ命ズベシ

屋敷地割

檜ニテ造作ノ箇所ハ江戸ノ箇所ニテ調ヘ松ノ箇所ニテ造作ノ箇所ハ國ノ許ニテ調フ

一作事之次第、完主殿・井孫左差上せ候節者、其許直左右無之ニ付而、餘無心元存、なにかもかまハいす指上せ候故、しかハ不申候つる、吉左右候てから、於于今者、此所へもとつき、先於爰許存之通、一つ書を以申候、

一作事之儀、急ニ出來候様にとの事ニ候ハ、造作大分入増可申候、此節之此方手前にて候之條、ちとおそく出來立候とも、物之入おとり候かたへ被申付可然候するかと存候、

一屋敷地わり兩大工ニ申付見及候ニ、門櫓・隅矢藏・馬屋殘候時者、面一かたハ無別條候、左候時者、景勝上杉、淺采女屋敷之かた長藏をさへ被申付候へハ、外がハの分の相澄申候、左候時ハ、内之家之遲速者此方次第たるへきと存候條、其段御分別所かと存候事、

一右之地割、其許進之候條、毛利秀元など御談合候而、無後悔之様ニ能々吟味させられ、のちまて被作候家之差圖まで被仕、けんをつもり、それハをし付られ候て、其内當分被作候ハて不叶家之分被仕分、又其内檜木にて作候ハて不叶家をハ其許にて被申付、松にて申付候て不苦家之分をハ爰許にて申付、船にて廻シ候て作せ候様ニ被申付

元和七年正月二十四日

八一

秀就夫妻ノ
居間ヲ先ニ
スベシ

元和七年正月二十四日

八二

候者、造作入おとり可申と存候、又其内番所・臺所已下者、先平板屋にて、當來年者
堪忍候て、裏向秀就居間など、のちこ作替候事不成分を、右申候とく、其許爰許手
け仕申付候て、今年春へかけ相調、先被移、次第く右之假屋を被仕替候様之手遣
候い、造作も入おとるへきやと存候、いつれも以後く者、御成なども被申候て
不叶事たるへく候條、左様之時之傳よき様を被仕候て、のちなをされさる儀候、
其段者只今地わり有之事候、御分別之前候、能々御談合候て、御儀定尤候、
一右之仕立候へい、其許當分掃除外之いたかこひなとい、定而もい可被申付候條、
從爰許之人數者上せ候とも、右之役に立ましく候、此辻之被申付様にて候へい、當
分檜木にて被申付者、うらむきの家壹つたるへく候條、其手傳者五十六拾人とても可
相成候之條、それほと先人を上せ候て、其跡之儀、於爰許材木を取せ、松雜木にて仕
立まのし候家之儀、手分を仕可申付候之條、此御返事迄者、其許へ人數之儀被申候共、
先ひかへ置候て、御左右を待可申候、万一急之被仕立候て不叶公儀之大躰にて候い
、爰許にて仕組候て廻シ候事者、此已前之とく二重之跡まはりたるへく候條、なに
もかも其許にて買立被申付儀たるへく候、左候い、手傳之普請衆なども、其許より

國許ヨリ手
傳ノ者ヲ上
ス

作事費ノ借
方

公儀ノ銀子
ヲ借入レラ
レザルカ

攝津御影仕
置ノ人數

元和七年正月二十四日

八三

被申次第可差下候、此已前も、餘之衆ハ先外がハを被申付、うち之家ハ次第く被申
付、去年去々年こそ首尾仕たる様に聞及申候條、此度も左様候て不苦儀に候者、
右申候様こそ手くはり可被申付候哉、いかにも我等無案内之事候之條、是非如此と
申所も不相成候、此上者御分別次第候、
一作事方こかきり、金銀なども一度にい不入物に候條、一圓こ其許にて被申付候とも、
貳拾貫目三拾貫目つ、追々こかり候て下し候様候へい、利分之便こ相成事候、此段
不及申候、御校量之前候、
一借銀之儀、何とぞ成道にて候者、井新左・寺與左など迄秀元より談合候て、公儀之銀
子など三四百貫目も借用被申事者相成間敷候哉、此度之ハ類火にて候之條、用捨所に
ても無之候するや、内々手前不相成所、大炊殿迄ハ内談も候するやと申候つる、左様
之差合せにも、無偽所之ためにも候するやと存事候、是又不相成道候い、上方
之儀、何とぞ手遣候て見可申候、
一先書こ申とく三景之仕置之人數も配候て、此節上せ候するとの事候へ共、其許今度
火事こ付而、先ひかへ置、此御返事之上にてと申事候、何も此條々能々御吟味御談合

元和七年正月二十四日

八四

候而、井孫左事、繼夜於日可被差返候、其内ハ、萬被仰越候所をも相調候ハて待可申候、爲御心得候、

一來年公儀御普請之儀、今度火事之衆などにも當り可申事候哉、定而しかとは聞被申間敷候へとも、大按量承度候、三景之仕置など爲心持候家中之儀も按了〔書〕之外すりきりつめ候、先以高知行之衆からはたと相成ましき手音にて候、爰許にての當分去年水流之井手溝以下をさへ仕事不成候て、當秋損を目の前に置ながら、うつらうつらとふて候て、罷居衆、拾人ハ七八人も有之と聞え候條、何事ニ付ても、ありめさへならさる見懸に候間、あたかハぬ事共申懸候する躰無之仕合之候、是又御按量之ために申候、完主・井孫左こも可被相尋候、猶追々存出し次第可申候、恐々謹言、

〔元和七年〕
二月七日

〔毛利〕
宗瑞(花押)

秀就

秀元進之候

此書中、井〔井原元以〕・真作〔余忠〕こも可被仰談候、く、以上、

去朔日其元立候飛脚、十四日來着候、秀元御狀具披見候、

一其元火事之儀、最前被仰越候様、上下無事之候而、案堵申候、

一長門二所、下屋敷へ移被居候哉、先以可然候、彼宿からのより、ひう〔就隣〕か其外存者之相

尋申候、こやなとつまり候之由候條、彌火用心專一ニ存候、先書申候様、此度之作事

ハ、此已前之様急に調候様にハ、いかにも入目之短束相成間敷候間、よの衆ハとも候

へ、此方之ハ先外之まゝりを人並ニ被調候而、内之家をハ、其元爰元分候而被申付、

ゆるりと被移候様候ハ、造作も入おとり可申と存候條、下座敷に馬や有之所を被退

候而成共、かりや之一つも二つも被申付、うら方に餘御氣つまり候ハぬ様被申付、

長屋をハ臺屋などに被申付候而、今年來年まで御入候ほと之仕合ニ被仕候而、上屋敷

之儀、かつて次第こそろくと被調候様候而ハいか、可有之候哉、手前之ほと引合、

先存寄通を申事候、此上ハ御兩人御談合次第たるへ候條、最前申候様、井孫左こ早

々趣可被仰越候、

一秀就御暇も被遣さうに申候哉、可然存候、併此度之事ハ、御暇被遣候共、さい子など

被置候ハぬ衆なみに、ふたくと被上候てハ、いか、あるへ候哉と存事候、去年其

元和七年正月二十四日

八五

元和七年正月二十四日

八六

元へ參上も遅參之様候條、御暇被遣候共、公儀不苦敷候い、先其元祇候候而、普請
なとのもつきをも被申付、下屋敷住居の所をも、しとくとうらかたなをも有付
被申、其上にて、世上げてい聞合候而被上候様候い、公儀も、又うら方などに被思召
候所も、また屋敷之普請延引候而も不苦事にて候いんかと存事候、是又不及申候へと
も、秀元よく御分別候而、とかく公儀内儀可然様、秀就へも御談合候而可然存候、秀
元思召候所無用捨被仰、又爰元へも、我々申候段も一かう當時ほとしらすこ申候ま、
無御用捨可承候、爲其重疊以飛脚申入候、恐々謹言、

右馬

(元和七年)
二月十七日

宗瑞(花押)

秀就

秀元 參申給へ

〔東武實錄〕

七下

(正月)

同二十四日、黎明尾張中納言義直卿ノ家ヨリ出火、諸大名ノ宅二十

〔別本敬公實錄〕

二

七年辛酉春正月二十四日、公邸火、

徳川頼信ノ

亭出火トノ

説

伊達家上屋

敷本屋敷共

ニ焼亡ス

政宗屋敷普

請ノ奉行ヲ

江戸ニ上ス

上杉景勝亭

ノ類焼

〔伊達山治家記録〕

二十

(正月)

此月廿三日夜半比、江戸ニ於テ、紀伊中納言頼宣卿御屋敷

出火、公ノ兩御屋敷

(伊達政宗) 御上屋敷・共ニ焼亡ス、御上屋敷ハ、公御座シ、御本屋敷ハ、嗣君御

座ス、御屋敷類火ノ由註進有ルニ就テ、御造營ノタメ、奉行トシテ、馬場藏人親成、輕

部次郎兵衛

諱不 石母田權兵衛安頼・倉兼小兵衛

諱不 大工棟梁梅村日向等ヲ差登セラ

ル、月日不知、御屋形

御造營ノ様子不傳、

〔上杉年譜〕

五十

(正月)

同月二十三日、江戸櫻田邸類焼ス、然レトモ諸士・奴隸ノ徒ニ

至ルマテ、不意ノ變ナキ由、御留守居千坂伊豆守ヨリ注進ス、

〔上杉年譜〕

五十一

(元和)

同七年辛酉春正月二十三日、江府櫻田邸類焼ス、然レトモ千徳

君從屬ノ諸士ヲ始、在府ノ面々、奴隸ノ徒ニ至ルマテ、不意ノ變ナク、此旨、脚力ヲ以

テ、米府へ注進ス、

〔上杉家記〕

三十六

(正月)

同二十三日、尾張義直ノ第火ヲ失シ、延テ我邸ニ及フ、三公外

勝公御年譜

大政秘鑑

二月朔日、景勝書ヲ男定勝ニ與ヘテ、無事ヲ賀シ、且ツ故ノ直江重光ノ妻直江氏ト共ニ、

鱗邸ニ移居セシム、上杉古

文書

元和七年正月二十四日

八七

元和七年正月二十四日

已上

其元火事之付而、定而とうてんすへく候、併無何事出候よし、簡要候、いろこやしき不自由たるへく候へ共、其元こまつく居候て尤候、後室(直江氏)こも、自其方、此よし可申候、猶重而可申候、謹言、

二月朔日

景勝

(上杉定勝)喜平次殿 參

〔後編舊記雜錄〕

七十六

兵庫忠朗譜中

元和七年正月廿四日、家久(島津)公江府亭權池魚災、公往

以主日州佐土原城主島津右馬頭忠興家、忠朗亦奉從之、於是將軍家、以寢衣十・道服三、賜于久朗、

〔西藩烈士干城錄〕

二

島津忠朗列傳第十

兵庫頭島津忠朗

(平)初名忠□、又忠明、稱又入郎、

(元和)○中 七年辛酉正

月廿五日、江都大火、延燒芝邸、忠朗從公寄寓三田佐土原邸、(忠興)是時、幕府、賜忠朗以寢衣十襲・道服三襲、(略)

○幕府、罹災ノ諸大名ニ銀子ヲ給スルコト、本月二十九日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

島津家久ノ
罹災ノ
島津忠興ノ
家ニ徙ル

類焼ノ諸大
名屋敷

徳川頼信ノ
領地伊勢ヨ
リ米船江戸
ニ着岸ス

頼信米船ヲ
沖ニ碇泊セ
シム
米穀ヲ秀忠
ニ獻ゼント
請フ
秀忠受ケズ

〔元和年錄〕

坤

(正月)一廿三日、曉尾張殿新屋形より火事令出來、不殘炎上、其餘炎、後の

御堀を越、伊達政宗・上杉景勝・松平長門守・鍋嶋信濃守・同紀伊守・同和泉守・嶋津大隅守・眞田伊豆守・戸澤右京・森美作守・南部信濃守・秋田城之介・成田左馬助・(忠興)太田原備前守・大關右衛門大夫・溝口伊豆守・田中筑後守・淺野采女正・寺澤志摩守・松平宮内大輔・仙石兵部少輔、大名屋敷廿三間、一日一夜炎上、

〔校合雜記〕

三十

一酉の年江戸大火の砌、紀州大納言殿伊勢の御領分より、米船五

艘着岸せり、米高千八百石なり、紀州役人は是を悦ひ、頼宣卿へ申上る、御米船着岸仕候様之義、常々御聞に達し申事にては是なく候得共、只今の節に候間奉伺候、御手前に兵糧御事欠の事も無之候間、此度の御米は御拂に可仕候いんやと申上候、頼宣卿聞し召て、其船は江戸浦に入り候や、はや沖へおし出し掛置可申候と御下知有て、言上ありける、我等在所より米船少々着岸いたし候、少分の事にて候へども、此節の儀に候間、御用に差上申度候と御老中月番へ仰遣はされ、上聞に達しけるか、御用には是なき由仰出されたるゆへ、さらば手前へとり申よふにと仰出されけり、時分柄の義なれば、世上の聞へといふ、遠き慮りを、心ある者の感しけると也、

元和七年正月二十四日

八九

八八

崇傳義彌ニ
書狀ヲ託ス

元和七年正月二十五日

九〇

二十五日、辰秀忠ノ使吉良義彌、參内シテ、歳首ヲ賀シ奉ル、

〔本光國師日記〕

二十

正月

九

二十

九

日

吉良殿御上之書狀上ス、

板伊州・同防州へ書狀

遣ス、廣橋内府・西三條様へも書狀遣ス、崇壽院殿へも文上ス、久右衛門かたへ、自筆

之而書狀遣ス、奉公人之儀申遣ス、右之狀共端首座こもたせ、吉良殿へもたせ遣ス、

二月

同日

廿三日

廣橋前内府正月廿九日之狀來ル、吉良殿被届ル、

〔時慶卿記〕

四十

七

正月

廿五日

天晴、

略

略

一吉良左兵衛上洛ノ由聞候、以使者申候、

此方へモ衣紋之事ニ預使、但不入ト、禁中御禮ノ由候、南隣ニテ裝束ト、其後前内府へ、

板周防モ被出由候、例年之可爲義也、

略

略

一吉良ハ一昨日上洛ト、後ニ聞、一數寄

屋取置、庭モ掃除申付候、助一、

略

一吉良へ遣狀、茶之義申候、何トモ無返事、

時慶義彌ヲ
茶ニ招ク

義彌來ラズ

秀忠ニ御返
翰アリ

廿七日、天晴、略

略

一吉良左兵衛へ、重箱ニ淺漬等ノ物ヲ送也、

廿八日、天晴、略

略

一吉良ヨリ有狀、御返事上ヨリ被出ト、

廿九日、雨天、午刻晴、略

略

一吉良左兵衛ヨリ錫鉢三、賜狀、返事候、其後行テ一禮、

肩衣袴一クタリ贈候、有盃、壬生孝亮官務モ有合、暫語也、

二月大一日、癸酉、天晴、略

二日、天晴、略

二十六日、巳後陽成天皇ノ御忌日ニ依リ、青蓮院尊純ニ命ジテ、法華

懺法ヲ修セシメ給フ、後毎月之ヲ行ハシメ給フ、

〔門主傳〕

二十五

〇

華頂要略十四所收

圓智院二品法親王諱尊純

正月廿四日、從禁裏、以女房

奉書、自今毎月廿六日、御懺法參勤之事、被仰出、申御請了、即毎月參勤、

同廿六日、參内、於御持佛堂讀懺法、御齋食、於御學問所御相伴、

同廿六日、參内、御懺法勤仕、導師竹門、御齋食御相伴、

同廿六日、參内、御懺法導師勤仕、竹門參仕有之、

十二月廿四日、毎月懺法御布施米、於山科卿被渡之、昨日、從土山駿

〔十二月廿四日、毎月懺法之御布施物被渡之、〕

同廿六日、參内、懺法如例、同日、今上御星供勤仕之、

〔土御門泰重卿記〕

四

正月廿六日、己巳、晴、院御所様御命日、予精進也、〇下略、中

御持佛堂
御齋食

御布施米

御星供ヲ勤
仕ス

元和七年正月二十六日

九一

ノコトニカ、ル、本月二十七日ノ條ニ收ム、

三月廿六日、戊辰、晴、○中 舊院御命日也、精進也、○下

九月廿六日、甲子、晴、事外霜降、早天朝參申候、今日後陽成院御命日、青蓮院御齋之（尊號）

勤行也、御相伴にて、主上御飯上也、其以後御酒進上也、正親町三條殿・予兩人見繕之（實有）

取持也、正親町三條殿則御相伴也、事外青門も沉醉、予・正親町三條退出申候、予、女（中）

院御所へ伺公、終日伺公、夕供御御相伴にて被下、退出、○下略、御甲子待ノコトニカ、（門院近衛前子）

十一月廿五日、壬戌、晴、從五辻明日禁中御齋、房主青蓮院殿・曼珠院宮御參也、御取（之他）

持伺公也、雖然所勞之故難成、予伺公可申候由申來候間、無異義相心得之由返答申候、

廿六日、癸亥、晴、早朝伺公仕候、竹内門跡・青蓮門跡御參、事外寒天也、於御持佛堂レ

イシ懺法相終、主上御聽聞、四辻・予、於御縁聽聞仕候、御齋まいり候、主上御相伴也、（季應）

御放雜談共有之也、○下 略

十二月廿六日、癸巳、晴、○中 後陽成院御命日也、精進也、○下 略

二十七日、庚午 中和門院、參内アラセラル、

〔涼源院記〕 一 正月廿七日、庚午、晴、及晚禁中へ女院御所御幸也、常ノ長柄ノ御輿也、北ノ御

長柄ノ輿

御聽聞アリ

門より長橋へ御成也、

〔時慶卿記〕

七十 正月廿七日、天晴、○中 一女院御所へ禁中へ御成ト、

廿八日、天晴、禁中御連歌、女院御所御夢想、何むらさきの色のかはらん、千世の（近衛信季）

春かけてや契松の藤 御願主 靄すむ池の汀のとけし 御製也、 陽明・三宮、齋祐ト（好七親王）

號、兼退ハ無御出座、尊覺・同鳥大・四中・阿中・中々・予・水無瀬前宰相・右衛門督・（西御院時直）

嗣良朝臣・孝治朝臣、基音ハ執筆也、亥刻ニ滿、御席小御所、御元服ノ間也、御振舞ハ（高倉）

内々ノ番所也、魚類也、御前ニテモ折御肴以下魚類也、但ハ日中ハ精進也、晚炊ハ無是（マ）

非、滿ノ、又粥アリ、其後御學問所へ被召テ、臺物色々、又吸物被出、御前へモ上、

謠ハ予發聲申候、其後ハ各何モ發聲アリ、御トヲリ五盃ツ、也、予ハ一盃給、御肴陽明

也、巡ノ舞陽明、次ニ予、次烏丸、次水無瀬、次ニ右衛門督也、其後祝言ヲ謠、各退出

候、珍重々々、

〔土御門泰重卿記〕

四 正月廿六日、己巳、晴、○後陽成天皇御忌日精進ノコトニ 明日女

院御所、うちへ御幸、依之今日御見廻申上候、則御對面、種々御物語共、亥刻侍御前、

沉醉退出也、

御連歌アリ
中和門院御
夢想

御謠アリ

御舞モアリ

廿七日、庚午、晴、今晚御幸之由、中院殿(通村)より申來候、御供奉人數など爲談合書立之一紙到來、御尤之由返答申候畢、申刻召候、則伺公、遲參之衆度々人を遣候、予後中院伺公、申下刻御幸、○下略

廿八日、辛未、晴、予御番、於御學問所、女院御所御夢想御連歌御興行、主上出御、入夜相終也、申下刻雨降、○下略、京都火災ノコトニカ、ル、本月二十八日ノ條ニ收ム、

○中和門院參内ノ本年中ニカ、ルモノ、便宜左ニ合致ス、

〔土御門泰重卿記〕

四

二月廿五日、丁酉、雨天、○中略、中院通村、源氏物語進講ノコトニカ、ル、二月八日ノ條ニ收ム、予伺

公也、則今晚御幸之由承及候、御花見、御振舞有之也、初夜之過之御幸也、供奉之衆

阿野・中御門中納言・予・小倉等四人也、(實朝)

三月二十九日

三月廿九日、辛未、雨天、今晚女院御所禁中へ御幸也、供奉之衆阿野中納言・五條・予・(爲通)

岩倉等也、(具起)略

四月九日、庚辰、晴、午時雨大之降也、○中略、中院通村・土御門泰重等、花見ノコトニカ、ル、年末雜載諸家ノ條ニ收ム、晚還幸之供奉伺

公申候、中御門中納言・阿野中納言・予、召御前、供獻被下候、其後清水谷召候、(實任)四時

還幸、各退出也、

五月十三日

五月十三日、甲子、御番、早朝伺公申候、未下刻退出、行水、飯後、今晚女院御幸供奉罷出候、今晚雨降、朝も時々雨降也、宿伺公、各退出也、初夜時分召御前供獻、番所に休息也、夜半之時又召候、則伺公申候、種々御物語共也、

廿一日、壬戌、雨天、晚女院御所還幸也、供奉之衆之内予・阿野・中御門中納言等召御

前、供獻被下候、則忝事也、三人之外五條・北畠・花園・油少路・岩倉等、以上八人也、(實朝)

初夜過還幸也、此時分天晴、

八月五日

八月五日、甲戌、晴、從阿野中納言、今晚女院御所御幸之由被觸、畏之由申入候、○中略

晚雨氣、中院同道女院御所へ伺公申候、○下略

十九日、戊子、曇氣、今晚女院御所還幸御觸、從阿野申來候、予所勞之由御理申入候、

○下略

十月二十日

十月廿日、戊子、晴、終日曇氣也、御所へ御見廻申上候、内々依勅意也、召御前、屢御雜談共也、退出可仕候由仰、予・高倉羽林同道退出申候、今晚女院御幸、供奉予・一條殿、御風呂へ伺公申候、雨降也、

廿八日、丙申、晴天也、昨宵雨降也、○中西剋、女院御所還幸之由、從阿野中納言被觸、

畏之由申入候、○中 朝參申候、宿之予參候、今宵一字燒亡之由承候、還幸之還、四方之人走躁也、

十二月十三日

十二月十三日、庚辰、雨氣、今晚御幸也、予御番也、○中 入夜伺公、

四月一日

〔時慶卿記〕四十 四月大一日、壬申、雨天、○中 一女院御所ハ禁中御座、御留守へ御禮、

御禮、

西同院時慶
紫蘭等ヲ中
和門院御所
ニ獻ズ

三日、天晴、○中 一女院御所御留守ニ紫蘭ト鉄線花ヲ獻、自身植候、芍藥モ惡ヲノケ用意申付候、椿藏主ニ對面候、

五月十四日

五月十四日、天晴、○中 一女院御所、昨夕禁中へ御成ト、

八月五日

〔時慶卿記〕四十 八月五日、天晴、晚曇、○中 一女院御所禁中へ御成ト、右衛門督局迄以使者申候、

十月二十八日

〔時慶卿記〕五十 十月廿八日、天晴、寒雨止、一女院御所、女御殿へ珍重申入、○中 一女院還幸ト、後ニ聞、

十二月十三日

十二月十三日、天曇、○中 一女院御所禁中へ御幸ヲ見舞申候、御次ニテ食アリ、外山殿相伴候、御供衆中御大・阿野中・中院・白川等、清水谷・久世・五條・花園・小倉等參上也、

〔土御門泰重卿記〕四 正月廿八日、辛未、晴、予御番、○中 略、禁中御連歌ノコトニカ、申下剋雨降、戌刻許裁買之鏡屋町一丁燒亡、家數六十六七家也、降雨無風、立處消へきに、夜明迄燒也、天運不思議之事、予・中院ハ、衣冠撤、從御番所、隣端迄見之被遣候故、潛微行、所見之様子申上候、其以後主上入御也、○下

〔涼源院記〕一 正月廿九日、壬申、午刻時分まで、昨日之雨事ノ外降也、○中 昨夜寅刻之時分、虫町○内閣文庫所藏ノ一本、南 燒申候也、○下 略、江戸大火ノコトニカ、

中院通村及
比土御門泰
重ヲシテ火
災ノ状況ヲ
檢分セシメ
給フ

〔孝亮宿禰日次記〕六 正月廿八日、辛未、晴、○中 深更、室町鏡屋出火云々、

〔春日社司祐範記〕元和七年辛巳 一七日、カル、本月二十四日ノ條ニ收ム、

〔東武實錄〕七下 同二十八日、夜中京都室町燒亡、

〔附録〕

〔涼源院記〕 一 正月十七日、庚申、晴、○中略、舞御覽ノコトニカ、本月十七日ノ條ニ收ム、戌刻木下ノ東町東カハ三間焼亡、板倉防州（重宗）、二三百人引具、火ヲケシ被申由也、寄申候人を改、物取人二人成敗也、

二十九日、壬申、幕府、罹災ノ諸大名ニ銀子ヲ給ス、

〔東武實録〕 七下 是春、（伊達）松平陸奥守正宗、其子美作守忠宗カ家、類火ニ焼失ス、是ニ依テ、白銀一万千六百枚、其子忠宗ニ白銀四千六百五十枚賜ル、

〔元和年録〕 坤 一廿九日、（正月）火事ニ逢候大名、何も銀子被下、

煙草ノ禁ヲ嚴ニス

一火事之爲にも、いよく下々迄、たはこ御法度、ニスルコト、四月是月ノ條ニ見ユ、

〔寛永諸家系圖傳〕 七十 伊達政宗 同七年（元和）の春、政宗館類火にかゝるによりて、銀

子一万千六百枚を拜領す、

忠宗 同七年春、類火にかゝるによりて、銀子四千六百五十枚餘を拜領す、○寛政重修諸家譜伊達政宗譜及

比同忠宗譜、殆下同シ、

〔伊達山治家記録〕 二十 二月辛卯大十三日、乙酉、（伊達忠宗）嗣君ヨリ御書到着ス、今度御屋

忠宗秀忠合カノコトヲ

父政宗ニ報ズ

政宗謝禮ノタメ伊達成實ヲシテ江戸ニ赴カシム

敷類火ニ就テ、公方（秀忠）台徳院殿ヨリ御合カトシテ、公へ銀子五百貫目、嗣君へ同二百貫目賜フノ旨仰上ラル、御拜領ノ日、并ニ上使アリ、伊達安房殿へ御書ヲ以テ、銀子御拜領御禮トシテ江戸へ差登セラルヘキノ旨、仰遣サル、御書左ニ載ス、

急度以飛脚申候、仍而今度火事ニ付テ、從公方様爲御合力銀子五百貫目、（忠宗）美作所ニ二百貫目拜領仕候由、唯今申來候、外聞實義大慶可爲御同前候、依之常之使者ニ而御禮可申上義ニ無之候、乍御大義爲上申度候、早々御用意尤ニ候、當年之役等、其心得可申候間、可御心安候、（忠宗）万万若狭所ヨリ可申候、恐々謹言、

二月十三日

政宗 御書判

伊房州 御宿所

安房殿仙臺發足ノ日、并ニ江戸ニ於テ御使者務ラルノ日、及様子等皆不知、

〔仙臺武鑑〕 十四 最上源五郎義清國替、附、保春院建立

（元和）同七年正月、當家江戸ノ邸宅爲延火回祿ス、政宗君國ニアリ、秀忠公白銀一萬六千餘枚、政宗君ニ、四千六百枚ヲ忠宗君ニ賜フ、此年再ヒ經營スヘシト、普請ノ被仰出ケル

元和七年正月二十九日

一〇〇

ニ、國老ノ諸臣皆申ケルハ、近年軍役ニ費テ、且吉凶ニ財費ス所不少、大厦ノ樓閣作り成テ、軍役アラハ、國ノ大事ヲ如何セン、姑ラク經營ヲ停止シテ可ナリ、政宗君聽玉ハス、今四海風波ナシ、御宇長久ニ及フ吾竊カニ慮レリ、若凶徒アリ一旦世ニ起ルハ有ニ於テハ、台命ヲ以テ官府ノ財ヲ申乞テ、軍費ヲ充ヘシ、若夫天下大ニ亂レ、逆儔四方ニ起ラハ、暴ヲ伐テ、汗吏貯ル怨府ノ財寶ヲ取テ、不足ヲ補ヘシト、志氣磊々落々タリ、故ニ君ノ胸度世ニ拘ハラズ、常ニ太平ヲ樂ミ、痛飲佚遊曠達ト稱セラレ、豪爽ノ蹤、世人欽慕セサルハナシ、○上 下略

〔伊達世臣家譜〕

一門之部

伊達成實

(元和)

七年二月、有奉使于江戸之命、

先是將軍家賜白金故、公遣成實、成實拜謝之也、成實果發邪否未詳云、

〔歷代古案〕

三

追而申候、去年堀懸之御普請、當年は御赦免之旨、被仰出候間、其御心得可被成候、以上、

急度申入候、仍就今度火支、御參勤候而も、爰元可爲不自由と思食、御上可有御延引之旨被仰出候、然者此度之類火、一段御笑止之被思食候、依之銀子參百貫目被進候、委曲

上杉景勝

居亭ノ營作成ラザル間ハ參觀ヲ免ゼラル

千坂伊豆守申渡候、恐々謹言、

二月七日

安藤對馬守

重信

土井大炊助

利勝

本多上野介

正純

酒井雅樂頭

忠世

(上杉景勝)
米澤中納言殿人々御中

〔上杉年譜〕

五十

(元和七年)

同年春二月七日、去月二十三日江府邸回祿ニ依テ、秀忠ヨリ、

南籙三百貫目恩賜アリ、其上居宅營作ノ功終ラサル間ハ、參府免許アリ、且亦去歲掘殘ノ御普請モ、今年ハ赦免ノ命アリ、千坂伊豆守營中ニ召シテ、老中列座、酒井雅樂頭嚴旨ヲ傳ヘ、老中連署ノ奉書ヲ渡サル、即日千坂ヨリ、羽檄ヲ以テ注進ス、其奉書云、○奉書 略ス、

堀普請ノ役ヲ免ズ

元和七年正月二十九日

一〇一

元和七年正月二十九日

一〇二

上ノ歴代古案ニ同ジ、マ
タ上杉家記、異事ナシ、

〔上杉年譜〕

百三十一
宗憲公一

同二十一日、

略

今日、朽木丹後守へ使節ヲ以、舊記ノ趣差出サ

ル、

略

一〇中略、江戸城石垣普請ノコトニカ
カル、六年二月十一日ノ條ニ收ム、然所ニ、

同七年正月廿三日、

景勝櫻田屋鋪類焼付而、從

台徳院様白銀三百貫目、酒井雅樂頭忠世・本多上野介正純・土井大炊頭利勝・安藤對馬

守重信連名之以奉書右拜領、舊臘堀殘之御普請モ先御免被仰出旨申傳之、此節之總奉行

并御役人モ相知不申候、

〔後編舊記雜錄〕

七十六

家久公御譜中ニ在リ

一今度之火事之付、良子五百貫目御拜領候、誠之をひた、敷儀、目出度仕合不過之候、

御外聞与申、御國之うるをひ、各御満足御同前候、將又御下向路筋之儀、時分海上靜

候付、西表御下たるへき由候條、其御心得尤候、〇上下略、二月五日附、島津久元等宛、喜入
忠政等連署狀、全文ハ二月四日ノ條ニ收ム、

〔伊勢文書〕

三

家康公・秀忠公、到御當家御厚恩之條々

一元和同六年、江戸の家久公御參勤、同七年二月廿四日、屋形三十六有失火、從秀忠様銀子

島津家久

五百貫目、家久公に拜領、〇下略、家久、歸國ノコトニ
カカル、二月四日ノ條ニ收ム、

備中足守邑主木下利房、江戸ニ參觀ス、是日、京都ヲ過ル、

〔時慶卿記〕

四十

正月廿九日、雨天、午刻晴、〇中

一木下宮内江戸下向由候、錫鉢三

遣、〇寛政重修諸家譜木下利房
譜・備中足守木下家譜、所見ナシ、

〇諸大名ノ江戸ノ亭、類火ニ災スルコト、本月二十四日ノ條ニ見ユ、

長門萩城主毛利秀就、桂元綱及ビ神村元種ヲ毛利就隆ニ附屬セシム、

〔毛利家文書〕

四

桂美作守・神村豊後守事、其元より任被申越候旨、於此表重疊申聞、請付候條、日向へ

引付申候、併子共之儀之付而、彼衆申所、此度請之次第、久佐將監口上に申聞候條、被相

尋、可被得其意候、兩人申所も無餘儀存候、彌彼衆申所聞届可申談候、先一通之申分將

監に申聞候、恐々謹言、

正月廿九日

秀就毛利

宗瑞毛利（花押）

毛利宗瑞秀
就ニ命ズ

元和七年正月二十九日

一〇三

元和七年二月一日 二日

二月 癸酉 大盡 癸酉朔

一〇四

一日、酉、中和門院ト共ニ、女御御殿ニ幸シ給フ、

〔時慶卿記〕七十 二月大一日、癸酉、天晴、略 一禮出所々、女御殿・女院御所（德川和子）（中和門院近衛重子）ハ

未禁中ニ御座候、大御乳入迄參上候、女御殿ニテハ弓氣多出テ奏者候、略 一於近衛殿（信尋）

參會衆多也、一女御殿へ參上、主上ヲ始、女院御所御成、御振舞在之ト、

〔土御門泰重卿記〕四

二月九日、辛巳、雨天、略 不足本長櫃ヲ釣殿文庫ニ納ムルコト

文庫ニ移シ藏セシメ給フ條ニ收ム、中御門中納言伺公、今夜還幸之義延引、及深更退出也、

十一日、癸未、晴、略 長恨歌等ノ頭書點書寫ノコトニカ、ル、本月二十四

小御所御浅水橋之上御酒宴也、予依召伺公、主上・女院數盃也、予天酌三盃被下候、其

以後還幸、又於彼御所、各供奉衆、召女院御前、供獻被下、

二日、甲、御香アリ、

〔土御門泰重卿記〕四

正月廿九日、壬申、雨氣、從中院振舞可申候由承候間、則懸

物香之御觸有之、予・中院一所之拜見、點懸返上申候、入夜雜談闌也、水無瀨殿御出也、

晚晴、

堵物香

天酌

還幸

還幸延引

御振舞

火本
鬪取

春分

雙六

二月二日、甲戌、晴、略 巳日祓ノコトニカ、其以後懸物思案仕候、水引三百把、其入程折用

意仕、其上銘にハ、うなわと書付申候、持參、酉刻伺公仕候、頓而始候、主上・女院・

曇華院殿・大聖院殿・孝勝院殿・近衛殿左府・青蓮院殿・資胤卿言・季宣卿言・實有（三條）

卿中納・季繼卿言・宣衡卿言・通村卿言・之仲卿言・嗣良朝臣・予・章西堂言・鹿苑寺、（高倉）

各車座相并居、御香、（桂野）火本の万里小路入道也、七炷之衆實有卿・嗣良朝臣・章西堂

也、予三炷也、三人御懸物見取也、其次鬪取也、章西堂上様之拜領、長持之五色之卷物

とん 五卷也、御銘の女さうそくとある也、五きぬといふ御心なるよしうけ給候、女院御

所白き御小袖一重、嗣良朝臣拜領也、さや二卷近衛殿・實有卿拜受也、其以後事外大御

酒也、

〔時慶卿記〕七十 二月二日、天晴、略 一禁中ニ有御香ト、万入道（萬里小路桂野）モ伺候ノ由候、

略 一春分也、

○三日、御雙六等ノコト、便宜左ニ合致ス、

〔土御門泰重卿記〕四 二月三日、乙亥、晴、御番、召御學問所、主上・女院御所

出御也、御雜談共心靜被仰聞、御返答申上候、其以後御双六なと勝負被遊候ハ由仰也、

元和七年二月二日

一〇五

元和七年二月四日

一〇六

種々の御たわふれと御さ候、其後供獻まいり、近年御機嫌よく御さ候、上下共供獻被下候、銀子一枚ツ、十人計拜領仕候、予第一取始にて御さ候、及深更、其以後前後不覺、御番所退候、

四日、子幕府、薩摩鹿兒島城主島津家久ニ暇ヲ給ス、尋デ、家久、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、

〔後編〕七十六 家久公御譜中ニアリ
○薩摩

已上

急度令啓候、

一昨日四日、本多上野守殿・土井大炊助殿、爲御使被成御出、御暇御給候、

一今度之火事之付、良子五百貫目御拜領候、誠之をひた、敷儀、目出度仕合不過之候、

御外聞与申、御國之うるをひ、各御満足御同前候、將又御下向路筋之儀、時分海上靜

候付、西表御下たるへき由候條、其御心得尤候、○幕府、羅災ノ諸大名ニ銀子ヲ給スルコト、正月二十九日ノ條ニ見ユ、

一内々被仰遣候ツル御懷人之事、今月二日御男子御誕生候、尤以目出度候、何も近日罷

下可申談候付、不能詳候、恐惶謹言、
宮原吉兵衛景辰女
梅千代丸、後出羽守忠尙ト申上、
町田圖書頭久幸養子ニナラセラル、

家久西表ヲ
歸國スベシ

朱カキ
元和七年
二月五日

伊勢兵部少輔

貞昌判

喜入攝津守

忠政判

(島津久元)
下野守殿

(久幸)
町田圖書頭殿

(重種)
三原備中守殿 人々御中

此正文、御文庫十七番箱廿卷中ニアリ、季通糺合ス、

〔後編〕七十六 家久公御譜中
舊記雜錄 正文在御炊太夫 ○薩摩

以上

今度江戸仕合能令上洛候、然者追付歸國候之間、海路爲祈禱、大神樂三座分之銀子申付進之候、懇祈憑入候、猶伊勢兵部少輔所可相達候、恐々謹言、

松平薩摩守

家久御判

朱カキ
元和七年
二月廿六日

一〇七

海路祈禱ノ
大神樂三座分
ノ銀子申付
進之候、懇祈
憑入候、猶伊
勢兵部少輔所
可相達候、恐
々謹言、

元和七年二月四日

御炊大夫殿机下

〔後舊記雜錄〕

七十六 古御文書廿六卷中
家久公御譜中ニアリ ○薩摩

猶申候、御事繁内御懇書、過當之至奉存候、以上、

京都ニ滞在
女御徳川和
子ニ謁ス
茶會延引

尊書拜見、忝奉存候、如御意之、先日者致伺公、得貴意、本望之至奉存候、然者内々明
廿八日之御歸國可被成之由候處、女御様へ御祝言被仰上付而、廿九日迄御延日之由、御
尤奉存候、先度者伊兵少迄様子申入候處、此度者御歸國御急被成付而、御茶相延可申由、
伊兵少被申越候處、被入御念御書中之旨、忝次第共存候、猶爰元御通之刻、得御意可
申候、恐惶謹言、

山口駿河入道

〔直友〕
惠倫〔花押〕

二月廿七日

松平薩摩守様 貴報

〔後舊記雜錄〕

七十六 古御文書廿六卷中
家久公御譜中ニ在リ ○薩摩

尙々、此鞠一顆、心能御座候間、致進覽候、將又調合薰二包、進入候、以上、

其後以書中不申入、無音、所存之至^{〔外カ〕}御座候、去春者御心靜不得御意、御殘多奉存候、

家久飛鳥井
雅胤ヨリ鞠
等ヲ贈ラル

定而御在國候而、緩々与可爲御遊興候、御鞠被遊候哉、來春者必御上洛之刻、切々申入、

蹴鞠興行可申候、此邊相替儀無御座候、猶期後音入候、恐惶謹言、

九月五日

松平薩摩守様

〔時慶卿記〕

四十

二月廿三日、天曇、日不明、^{○中}一島津薩摩守へ見舞、諸白樽二ツ・

鹽引一尺、時直^{〔前測略〕}ハ燒物二・香合也、同時ニ行、茶ヲ被出、少時ノ立、伊勢ノ兵部少輔奏
者也、

廿八日、天晴、^{○中}一嶋津薩摩守茶可賞由、内侍原宗順迄申候處、明日下國ト、何モ状

之趣者可申達由候、今朝^{〔板倉直守〕}ハ板周防守へ振舞、其後女御殿へ御禮ト、一シユス一卷、使

ハヲアイ市正ト號、進物ノ請取ヲ乞間、備後申ニ[○]、切昏遣候、

廿九日、天晴、一松平薩摩守へ昨禮狀遣候處、有返事、

〔義演准后日記〕

二十

二月廿九日、淨明珠院佛事如恒、嶋津奧陸守、理性院へ來、
當座在之、花モケニ心アリツ、尋ネクル神ノためにや咲殘ル覽、院主、但予ニ頓而内

證申來、即讀テ遣了、隨門御出、

元和七年二月四日

一〇九

醍醐理性院
ヲ訪フ
義演觀助ノ
タメニ和歌
ヲ代作ス

〔飛鳥井〕
雅胤

元和七年二月四日

一一〇

〔伊勢文書〕 三 家康公・秀忠公、到御當家御厚恩之條々

一〇中略、家久、江戸亭罹災ノ時ニ、秀忠ヨリ銀子ヲ給セラル、コトニカ、ル、正月二十九日ノ條ニ收ム、歸國之刻、貞宗之御脇指、道舎与申御馬拜領候事、〇中

右權現様・台徳院様、御恩賞不淺候、就中關ヶ原合戰之時、御家者可致滅布候處、被成御赦免儀、永々不被成御失念儀肝要奉存候、以上、

伊勢兵部少輔

寬永十六年十二月八日

貞昌

霜臺老

〔島津家覺書〕 一（元和）同七年二月四日、家久御暇被下候刻、御腰物并白銀五百貫目拜領

仕候、御暇之節、拜領物段々相替候、御鷹・御馬等相添被下候儀も有之候、

〔後舊記雜錄〕 七十六 家久公御譜中 〇薩摩 二月四日、秀忠公使本多正純・土井利勝、賜告於家

久、乃登營奉拜謝如舊蹤矣、伊勢貞昌・喜入忠政、從家久、今茲在于江府、故投書於本邦同職、言家久賜告之事、如左書中

〇前掲二月五日附島津久元等宛伊勢貞昌等通署狀ヲ指ス、由今般之火事、〇徳川義利亭火ヲ失シ、諸侯亭

幕府家久ニ
太刀并ニ白
銀五百貫目
ヲ給ス

伊勢貞昌從
喜入忠政江
戸ニ留ル

類焼スルコト、正月二十四日ノ條ニ見ユ、述拜領銀五百貫目、斯年家久宅地焼失之事不傳、雖然兩老書中炳焉、

則定是歲有火災、奚疑思、既元和元年櫻田宅遇類焼、〇島津氏ノ江戸櫻田ノ新營ノ亭、類焼スルコト、元年九月二十一日ノ條ニ見ユ、至

于此再火、因賜銀居多者乎哉、家久發江都赴本邦之日不傳、稽當月中旬發駕、而三月下

旬入麿城乎、時供奉家老獨伊勢貞昌而已、抑喜入忠政者、姑留江府、替島津久元・町田

久幸而后還薩摩者乎、

〔附錄〕

〔後舊記雜錄〕 七十五 家久公御譜中 正文在島津左衛門久通 〇薩摩

已上

此方爲見廻、至遠路使者、殊折・樽、芳染至候、將又公方様御機嫌能、御使之而節々種々拜領共候、於仕合者可心安候、來春者早々可令歸國候間、期其節候、恐々謹言、

元和六年 閏十二月十日

（島津久元殿） 又五郎殿

〔後舊記雜錄〕 七十五 家久公御譜中 正文在入來院主馬重矩 〇薩摩

元和七年二月四日

一一一

元和七年二月六日

一一二

此方爲見廻、到遠路使者、殊折・樽、芳染之至候、將又公方様御機嫌能、御使之而節々種々拜領共候、於仕合者可安心候、來春者早々可令歸國候間、期其節候、謹言、

朱カキ
元和六年
閏十二月十日

家人御判

(重高)
入來院石見守殿

發程

大和郡山城主松平忠明、江戸ニ參觀ス、

〔東大寺雜事記〕 二

二月四日、忌日アリ、松平下總守殿江戸へ御下向、數馬殿も御

伴、○忠明、參觀ノコト、寛政重修諸家譜
松平忠明譜・武藏松平家譜、所見ナシ、

六日、戊寅、御樂始、

〔時慶卿記〕

七十 二月六日、天晴、○中略 一禁中ニ御樂初在之而、右衛門督モ參勤也、

於小御所、樂人(並カ)□エンニ在之ト、樂七ツト、

〔土御門泰重卿記〕 四

二月六日、戊子、晴、於禁中御樂始、各伺公也、予致祇候、

依召也、○中略、泰重等ヲシテ、皇朝類苑ヲ取出シ進メシ
メ給フコトニカ、ル、本月二十四日ノ條ニ收ム、其後予・五條退出可仕之由、御案内申入、

則退出申候、今晚滋野井へ參候、

興福寺薪能、

樂七番

南大門能

春日社頭能
金春大夫

中東時廣中
坊秀政ヲ饗
ス

秀政ノ所作
見事ナリ

金剛大夫

寶生大夫

〔春日社司祐範記〕

元和七年辛酉記
○大和

(二月) 一六日・七日、於南大門能有之、三座トシテ勲仕之、

一八日、社頭之能、金春大夫勲仕之、五番沙汰之云々、酒頭正眞院經長、順役沙汰之、
(東地井術範) 予者不參也、

一能以前大神主殿、中坊左近殿へ振舞有之、内衆大略供奉衆迄事外馳走、珍肴共也、能以後又來臨、夕飯有之、何モ奔走也、兩度迄膳送給り、御懇意也、晩者大藏大夫同道ニテ舞曲、四五番沙汰之、夜半過迄逗留ト云々、左近殿、舞曲一段之數寄也、自身之所作見事也、樽代百足被持了、治部少輔殿へ小袖一ツ被遣之、
(中東時廣) 一九日、從早天雨下、社頭之能無之、
(千鳥) 一十日、○中略

一雨止之間、社頭之能金剛大夫勲仕之、五番沙汰之、酒頭若宮神主祐紀、順役沙汰之、不參之間、其式不記之、
一十一日、旬如例、社頭之能有之故、御供午剋以前也、不參之間、其式不記之、寶生大夫能勲仕、五番沙汰之云々、酒頭新祐爲順役沙汰之、
(衆也)

〔春日社司延通記〕

元和七年辛酉正月以來御神事引付
○大和

元和七年二月四日

一一三

元和七年二月六日

一一四

一六日(二月)ヨリ、門能在之由也、八日、金春大夫法樂、申之能五番沙汰了、酒頭(正統)經長、九日、雨降了、

十日、金剛太夫法樂申之能五番在之、酒頭祐紀、

十一日、法姓(實生)太夫法樂申之能五番、酒頭祐爲、タウフノスイ物・香色々、三ヶ日如此、

〔東大寺雜事記〕 二

二月六日、薪能如何廿番アリ、一座アリ、

七日、能六番アリ、見物、子安ノ宮下遷本願貞辨、

八日、宮ニ能、金春大夫五番見物也、諷誦四ツ上ル、任雅・道圓・道薫・妙□、

九日、忌日アリ、雨天故能ナシ、

十日、門ニ而四番見物、宮ニハ金剛大夫懃ム、專實房親父死去、其まゝ參籠無勿躰、

十一日、門ニ而四番見物、宮ニハ實生大夫上ル、數馬内方ヨリ初尾トメ銀十二匁來ル、

十二日、一段天氣、門ニ而能六番見物、略

十三日、御經アリ、門ニ而能六番見物、略

陸奥會津若松城主蒲生忠郷、同國長橋村新宿ノ市日ヲ定ム、

〔新編會津風土記〕

七十二 陸奥國大沼郡之二 橋爪組

大八郷村 此村、元和ノ頃マテハ、長橋

村ト云、其後イツノ頃ニカ、今ノ名トス、府城ノ西南ニ當リ、行程二里五町、家數二十軒、東西一町、南北三町十七間、下野街道ヲ夾ミ、北ハ高倉山ニ近ク、三面田圃ナリ、東二町五十五間、本郡南青木組大石村ノ界ニ至ル、其村ハ辰巳ニ當リ、二十四町四十間餘、西八町三十三間、橋爪村ノ界ニ至ル、其村ハ戌亥ニ當リ、十七町、南一町二十五間、北三町三十間、共ニ本郷村ノ界ニ至ル、其村ハ丑寅ニ當リ、四町三十間餘、又未ノ方十間、八重松村ノ界ニ至ル、其村マテ八町、未申ノ方三町四十七間、田羸岡村ノ界ニ至ル、其村マテ十二町、此村モトハ此ヨリ西一町ニアリ、元和六年コ、ニ移シテ、市場トス、イクホトナクテ、市モ止シトソ、其時蒲生氏ヨリ與ヘシ文書アリ、左ニ出ス、

定

大ぬまこふり長橋村新宿に市相立候、毎月四日・九日・十四日・十九日・廿四日・廿九日にまかり出、商買可仕者也、

元和七年二月六日

本山豊前守

福西吉左衛門

外池信濃守

元和七年二月六日

一一五

七日、卯、近江膳所城主本多康俊卒ス、子俊次嗣グ、

〔東武實錄〕

七上

二月七日、

本多縫殿助康俊卒ス、

是月、本多下總守俊次ニ、父康俊カ遺領江州膳所ノ城食邑三万石賜ル、
○本書、康俊ノ卒去及
俊次ノ襲封ヲ六年ト
ナスハ誤
ナラン、

〔寛永諸家系圖傳〕

九十

本多

忠次彦八郎

康俊彦八郎、
縫殿助、

俊次下總守

忠相美作守

俊昌主馬助

俊之内藏助

景次將監

女子 前田大和守か妻、右近利豊か母、

世系

酒井忠次ノ
二男

信長ニ質ト
ナル

秀吉ニ質ト
ナル

下總小篠ヲ
領ス

三河西尾ヲ
領ス

康俊大坂ノ
陣ニ從軍ス

康俊 忠次やしなひて子とす、實ハ酒井左衛門尉か二男なり、母ハ清康君の御むすめ、

天正三年康俊七歳のとき、大權現の仰によりて、人質と成て、岐阜の城にいたる、

今年五月、武田勝頼と長篠にをひて御合戦のとき、援の兵を織田信長に乞、信長、康

俊か質たるによりて、これに會す、こゝにをひて、味方大に勝利をえたり、同十年、

御前にをひて元服し、御諱の字をたまわり、康俊と號す、同十八年、相州小田原陣の

時、康俊、仰によりて、人質と成て、聚樂にいたる、同年、關東御入國のとき、下總

の國小篠郷を拜領す、康長元年、從五位下に敘す、同五年、關原陣に供奉をつとめ、

御歸陣のとき、仰をうけ給りて、參州吉田の城に留主をつとむ、同六年、三州西尾城

を拜領し、且采地二万石を給ふ、同八年、大權現將軍宣下拜賀御參内の時供奉十一

騎、康俊そのかすにそなわり、御沓の役をつとむ、同十三年、大權現參州に御鷹狩の

とき、西尾の城に渡御あり、此とき康俊御膳を獻す、此のちまた、御鷹野の次に、西

丸の城に渡御し給ふ事兩度、或ハ五日あるハ七日、毎度御膳を獻す、同十九年、大

坂御陣のとき、康俊仰をうけたまわりて、江州膳所城に加勢す、十月四日奉書をたま

わり、同月六日膳所にいたる、大權現二條城に着御のち、仰をうけたまわり、河州

元和七年二月七日

一一七

元和七年二月七日

一一八

膳所ニ移ル

享年

須那に到、制法を沙汰す、但此地の民凶賊をおそれて山林にのかれ、かへるによりて、案堵せしむ、そのうち備前島に陣をとる、元和元年大坂再陣のとき、河州須那に陣す、そのうち仰をかうふりて、陣を松原に遷し、奈良口の敵をさゆ、落城のとき、城中に入、首百十三級をえたり、同三年、江州膳所の城にうつり、食邑三万石をたまわる、同年、台徳院殿御入洛、還御のとき、膳所の城に渡御したまふ、康俊御膳を獻す、同七年、五十三歳にして卒す、法名縁崇、

俊次 元和七年、父卒してのち、西尾の城をたまひり、三万五千石を拜領す、

〔寛政重修諸家譜〕 六百八 本多

忠次 彦八

康俊 九十郎、隼人、彦八郎、

俊次 下總、下總守、從五位下、致仕號淨有、母は定盈か女、

忠相 清三郎、修理、美作守、母は俊次におなし、本多修理忠盈か祖、

俊昌 助、主馬、母は上におなし、本多岩次郎忠曉か祖、

俊之内 助、内藏、母は某氏、本多彌留直俊か祖、

景次 木工之助、將監、母は俊次におなし、本多伊織忠重か祖、

女子 母は上におなし、前田大和守利孝か室、

康俊 實は酒井左衛門督忠次か二男、母は清康君の御息女、永祿十二年、吉田(三河)に生る、

天正三年長篠合戦のとき、東照宮の仰により、織田家の質となりて、岐阜の城にいたる、(七歳に)のち三河國にかへり、八年、忠次か養子となり、十年、御前にをいて元服し、御諱の字をたまひり、康俊とめさる、十七年、家を繼、十八年、小田原陣のとき、人質となりて、京師におもむき、聚樂にあり、八月關東にうつらせたまふのち、下總國匝瑳郡小篠郷にをいて、五千石をたまふ、慶長元年、從五位下に叙し、四年、伏見にましますのとき、石田三成隱謀のきさしありて、彼地おたやかならず、康俊晝夜向嶋の館に候して、忠勤を勵す、五年、上杉景勝御征伐のとき、したかひたてまつり、また關原の役に、御後備となり、御歸陣のとき、三河國吉田城を守衛す、六年二月加恩ありて、三河國西尾の城をたまひ、同國幡豆郡のうちにして、二万石を領す、八年、東照宮將軍宣下ありて御參内のとき、供奉に列し、御沓の役を勤む、これよりのち三河國に御鷹狩の時、しはく居城に渡御ありて、康俊御膳を獻し、時服・白銀等

元和七年二月七日

一一九

本多忠次ノ
養子トナル
家康ヨリ偏
諱ヲ與ヘラ
ル

家康ノ上杉
景勝征伐ニ
從フ

西尾城主ト
ナル

元和七年二月七日

一一〇

大坂冬陣ニ
膳所ノ守衛
ニ加ハル

河内須那ノ
一揆ヲ鎮壓
ス

夏陣ニ秀忠
ニ從フ

大野治房ト
戰フ

膳所城ニ住
ス

を拜賜し、或ハ數日御滯座ありて、馬をよひ御鷹の鳥をたまひ、また家臣本多半兵衛好次も御前にめされ、御紋の羽織をたまふ、十九年、大坂御陣のとき、十月四日、奉書をたまひり、近江國膳所城の守衛にくわゝる、すてに東照宮二條城に着御のち、河内國須那の凶徒蜂起せしにより、仰をうけたまひり、かの地に至り、賊徒を誅して、其騷擾をしつめ、たゞちに大坂に出張し備前嶋に陣す、元和元年、再ひ大坂に御陣を出さるゝのとき、台徳院殿にしたかひたてまつり、また須那に陣し、五月五日、おほせにより、松原に陣をうつして、奈良口の押へとなり、七日總攻のとき、先鋒松平筑前守利光か陣の右に備へ、吹貫數多翻して敵陣にすゝむ、ときに利光か兵、敵將大野主馬治房と相戦ひ、防きかねて見へしかい、康俊横合に馳入て、敵の備をやふり、つゝるに城中に乘入、軍功をあらはす、この日康俊か手に首百五級を得たり、二年、東照宮薨御により、三河國大樹寺にをいて法會行はるゝのとき、其奉行をつとむ、三年、一万石を加へられ、近江國滋賀・栗太兩郡のうちらうつされ、膳所城に住す、このとし、台徳院殿御上洛ありて、還御の時、居城にわたらせたまふ、康俊御膳を獻す、とくに長谷部國重の御脇指をたまふ、五年、福嶋正則か安藝・備後兩國の所領沒收のと

福嶋正則所
領沒收ノ際
廣島ニ赴キ
城ヲ請取ル

葬地

室ハ菅沼定
盈ノ女

酒井忠次ノ
男

き、廣嶋に赴き、諸將とおなしく其城を請取、且番衛をつとむ、七年、領知にありて病にかゝるのむね聞しめされ、上使石谷十藏貞清をして、懇のおほせをかうふる、二月七日、膳所にをいて卒す、年五十三、輝嚴縁崇梅香院と號す、かの地の縁心寺に葬る、室は菅沼織部正定盈か女、

俊次 七年、遺領を繼、

〔寛政重修諸家譜〕六十 酒井

忠次 左衛門督

家次 左衛門尉

康俊 九十郎、隼人、彦八郎、縫殿助、 母は上〔松平清康女〕におなし、本多彦八郎忠次か養子、

〔近江膳所本多家譜〕

忠次 彦八郎、後縫殿助、又隼人佐、

康俊 九十郎、後隼人、又彦八郎、
從五位下、縫殿助、

實酒井左衛門尉忠次二男、母徳川清康女、妻菅沼織部正定盈女、

永祿十二己巳年、於三州吉田出生、元和七辛酉年二月七日、於江州膳所卒、法名

三河吉田ニ
生ル

元和七年二月七日

一一一

元和七年二月七日

梅香院輝巖縁崇、

一一二

俊次從五位下、下總守、母菅沼織部正定盈女、

忠相美作守、母同俊次、仕徳川氏、

俊昌主馬、母同俊次、仕徳川氏、

俊之内藏助、仕徳川氏、

景次將監、母同俊次、仕徳川氏、

女子 前田大和守利高妻、

九十郎康俊ハ、天正十七己丑年、養父忠次ノ讓リヲ受ケテ、彦八郎ト改ム、同十八庚寅

年、豊臣家小田原ノ北條ヲ討ツヘキ時、徳川氏エ人質ヲ望マレシニヨリ、康俊人質トナ

リテ、聚樂エ到レリ、此年、徳川氏關東エ移封アリシカハ、康俊モ封ヲ下總國小篠郷エ

移サレヌ、五千石慶長元丙申年、從五位下ニ敍セラレ、縫殿助ニ任ス、同六辛丑年二月、

所領ノ地加ヘラレ、都合二万石ニテ、參州西尾城ヲ領ス、元和三丁巳年、一万石ヲ加ヘ

ラレ、又江州膳所エ封ヲ移ス、元和七辛酉年病テ卒ス、年五十三、嫡子俊次家ヲ繼ク、

〔酒井家系譜參考〕六 康俊縫殿助、續本多氏、家康公御諱字、此君御出生の年月、御系譜異本にも見

小田原征伐
ノ時秀吉家
康ニ人質ヲ
求ム

康俊出生年
月考

伊奈ノ本多
ト稱ス

へす、藩翰譜によれば、○藩翰譜、異事ナシ、永祿十二己巳年の御出生と見ゆ、月日未詳、編年集の説によれ

ハ、元龜二年未年と見ゆれと、御弟信之君元龜元年の御出生なれハ、藩翰譜の説はなるへ

し、此君の御童名諸録に所見なし、此君の御養父を本多彦八郎忠次と稱す、異本并信正抄に、彦次郎と作れる

ハ非なり、代々三州寶飯郡伊奈庄に住せし故、世に伊奈の本多といへり、今ハ此家を膳所本多といふ、清康君、

牧野兄弟を攻給ひし時、忠次の祖父縫殿助正忠一番に御味方せしより、其子助大夫忠俊、

其子修理亮光忠に至るまで、度々の軍功勝て不可計、忠俊死去の後、嫡子光忠所勞ありし

かハ、次男彦八郎忠次家を繼ぐ、彦八郎は酒井左衛門尉忠次か手に屬して、生涯の粉骨、

諸録に載る所詳なり、後に縫殿助と稱す、或ハ隼人になつといふ、酒井忠次か次男康俊ハ、天正三年五

月、神君より信長へ、長篠表加勢の事被仰越し時、七歳にして、岐阜へ人質として被遣、

信長是を丸毛兵庫助長照に預置る、十二の年本多忠次か養子と成り、十四歳にして元服

し、編年集には、天正十年九月廿五日、十二歳にして、於御前元服し、御諱字を給はると註せり、御一字給はりて、彦八郎康俊と稱す、天正十八

年小田原攻の時、秀吉より神君へ人質被望しかハ、康俊を被遣、是ハ實父・養父ともに

三州歴々の御譜第たれハなり、同年關東御入國の時、下總小篠の地五千石給ひる、慶長

元年五月、神君任大臣の時、敍爵して縫殿助に成る、翌年三州西尾二万石給ふ、慶長八

元和七年二月七日

一一三

縫殿助ト稱
ス

元和七年二月七日

二二四

大坂陣ノ軍
功
法名

本多モ菅沼
モ酒井忠次
ノ組下

年、將軍宣下拜賀の時、御沓の役を勤む、此時四位に敘すといふ説あり、藩翰譜其外此家の事を註せし諸録に見へず、且又いまた四品の階なき頃なれハ、信しかた大坂兩度の御陣に、嫡子下總守俊次と共に御供して、五月七日の戦に、嫡子俊次・二男美作守忠相、自身に首を取、康俊か手に首數百十三討取、元和三年一万石御加増にて、江州膳所の城に移り、同七年辛酉二月七日、五十三歳にして卒す、法名梅香院殿英譽輝巖總縁崇大居士と號す、嫡子下總守俊次家を繼ぐ、略○中康俊君の家系、御系譜異本に委しければと、町武鑑の書面と全く同しき故不舉之、此君も大督寺殿の御腹に御出生なり、夫人ハ菅沼織部正定房の女なり、本多も菅沼も、共に一智公酒井忠次の御組下なる故、其因を以て御縁組成るへし、總て此頃の習風を見るに、養子・婚姻ともに、大かたは同組相備の間にて取組たる事と思ひ、御家にていへハ、本多忠次を初め、牧野康成・西郷清員・五井の景忠・福釜の親俊、何れも一智公の御組下なり、

○康俊、家康ノ將軍拜賀ノ禮ニ侍スルコト、慶長八年三月二十五日ノ條ニ、大坂冬ノ陣ニ、戸田氏鐵ヲ助ケテ、近江膳所城ヲ守ルコト、同十九年十月四日ノ條ニ、同冬ノ陣ニ攝津備前嶋ニ陣スルコト、同年十二月三日ノ條ニ、同夏ノ陣ニ大和口ヲ守ルコト、元和元年五月五日ノ條ニ、河内岡山ニ戦フコト、同月七日ノ條ニ、秀忠ヲ

花押

ソノ居城膳所ニ饗スルコト、同三年九月十三日ノ條ニ、三河西尾城ヨリ近江膳所城ニ轉ズルコト、同年是歲ノ條ニ、福島正則改易ノ時安藝廣島城ヲ請取り番衛ヲ勤ムルコト、同五年六月二日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔花押彙纂〕

部ホ之 本多康俊



○園田龜藏氏所藏花押帖（攝津）

元和七年二月七日

一一五

元和七年二月七日

一一六

西尾ハ古ノ
西條

〔三河堤〕

五 幡豆郡 城地之部並古屋敷出生家
城ニシテ、吉良家ノ部將ヲ置タリ、酒井
正親以來此地ヲ城ニ定玉フ也、○中略

西尾城

自江戸八十一里、諸書曰、古ノ西條ニテ、吉良家代々ノ城地
ナリト、按ルニ、西條城地ハ今ノ西ノ丁ノ城ナリ、西條ノ別

伊奈本多ト
稱ス

一本多縫殿助康俊

扶桑城主記云、領二万石、慶長六年爲城主、姓藤氏、本多彦八郎忠次ノ嫡男、實酒井忠次
ノ二男、元和三年替江州膳所、在十七年、俚言ニ、此家ヲ伊奈本多ト云フ、廣孝・忠勝等ト
ハ別ノ家ナリ、或ハ同流トモ云、寛永系圖ニ云、彼ハ堀川關白兼通公ノ末流也、代々住城劔賀茂郡、子孫移三州
寶飯郡伊奈村云々、家譜云、彦八郎忠次永祿年中奉仕大神君ヨリ以來、大ニ忠ヲ顯、依無嗣右欽命、酒井左エ門尉
忠次ノ二男ヲ養子シ、讓家督、縫殿助、大神君ニ奉仕シ盡忠、御一字賜ヒ、康俊ト號、天正十八年關東御入國
ノ時、下總國佐倉領ノ内、小佐子五千石ヲ賜、天下一統ノ後、三劔吉良ヲ賜、其後段々御加恩有、後江州膳所ノ
城ヲ賜、其子俊次守、其子康長、當時膳所城六万石、其弟康將、當
時勢州神戸一万五千石領云、系傳寶飯郡伊奈村ニ出、又三川水ニ委シ、

〔三河堤〕

六 寶飯郡 城地之部並古屋敷出生家
正十八年八月、關東御入國ノ時、下總國佐倉領ノ内、小佐子五千石ヲ賜、天
下御一統ノ後、三州吉良ヲ賜フ、按スルニ、其後段々加恩ヲ賜、移江州膳所城、

伊奈村

上島 古城中 縫殿頭康俊 實ハ酒井左エ門尉忠次ノ
ト云、古城 略

世系

正忠彦二

良

忠俊 助大夫、初ハ彦
大夫正俊ト號、

忠次

彦八良、
隼人正、

康俊縫殿
頭、

俊次下野
守、

〔鹽尻〕

三十 本多彦八郎忠次 堀川關白兼 通公ノ裔 の嗣本多縫殿介、初彦、實ハ酒井左衛門尉忠次の
二男、母は清康公御女也、天正十年、大神君御前にて元服、御諱の字を賜はり、康俊と
稱せし、是大神君御從弟也、

〔附録〕

康俊ハ家康
ノ從弟

康俊ノ三子
俊昌始メテ
秀忠ニ調ス

同五子景次
秀忠ニ調ス

〔寛永諸家系圖傳〕

八十

本多俊昌 主馬

元和七年、江戸にをひて、はしめて台徳院

殿を拜したてまつる、

景次 將監、

元和七年、はしめて台徳院殿に謁したてまつる、

八日、庚辰、

權中納言中院通村ヲシテ、源氏物語ヲ進講セシメラル、

〔土御門泰重卿記〕

四

二月八日、庚辰、晴、御番也、召御前、○中略、不足本長櫃ノコ
日、書籍・樂器等ヲ釣殿文庫ニ移シ藏セシメ給フ條ニ收ム、其以後源氏物語講尺ハしまる、中院ヨミ、予聽聞仕候、及酉刻相
終也、大御酒也、上様數獻きこしめし候、予・中院、醉裡無正躰候、良子五枚拜領也、

大御酒

兩人共忝かり申候、子細有之也、其以後番所退也、

十四日、丙戌、晴、女院御所ニテ、中院源氏よみ被申候、聽聞伺公申候、御振舞アリ、

十五日、丁亥、晴、涅般也、懸物持參、香包十也、源氏よみ被申候、御聽聞左府・三宮

如昨日、其外阿野・中御門、其外數人有之、其以後御振舞有之也、其以後懸物圖取有之

也、予團扇一本取之、頓而退出申候、

十九日、辛卯、略、源氏講尺聽聞、女院御所へ伺公、終日御聽聞也、廣橋前内大臣御參

候也、御相伴、夕供御被下候、申刻雨洒也、○下略、土御門久脩、奈良ヨリ歸京ノ
コトニカ、ル、本月十二日ノ條ニ收ム、

元和七年二月八日

一一七

通村女院御
所ニテモ進
講ス近衛信尋
好仁親王

廣橋前内大臣御參

廿日、壬辰、晴、依源氏講尺、女院御所へ伺公申候、

廿五日、丁酉、雨天、於女院御所、源氏講尺有之、予伺公也、○下略、女院御所御幸ノコトニカ
カル、本月二十八日ノ條ニ收ム、

三月一日、癸卯、雨天、於禁中源氏講尺可致聽聞之由仰也、則伺公仕候、○下略、鬮鷄ノ觸
ノコトニカ、ル、

三月三日ノ
條ニ收ム、

五日、丁未、晴、源氏講尺、女院御所へ致伺公、今日夕顔卷相終也、○下略、觀花ノ御宴ノコ
トニカ、ル、本月二十八
日ノ條
ニ收ム、

七日、己酉、晴、於女院御所、源氏御講尺有之也、伺公申候、

十三日、乙卯、晴、於女院御所、源氏講尺有之也、聽聞伺公申候、今日は八條殿御參候、(智仁親王)

智仁親王

講尺相終、○下
略

十七日、己未、晴、於女院御所、源氏講尺、予聽聞伺公申候、

四月廿日、辛卯、晴、○中略、泰重、細川宗立ヲ訪フコ
トニカ、ル、本月是月ノ條ニ收ム、今日女院御所御講尺有之由承及候、○下
略

廿三日、甲午、晴、女院御所御講尺有之、聽聞伺公、○下略、和漢聯句御會ノコトニカ
ル、本月二十三日ノ條ニ收ム、

廿五日、丙申、晴、○中略、御點取聯句ノコトニカ
カル、本月二十三日ノ條ニ收ム、今日女院御講尺有之由承及候、

五月二日、癸卯、雨天、女院御所御講尺有之也、○下
略

一條兼遐

八日、己酉、晴、於女院、源氏講尺有之也、雖御番、相博仕、聽聞仕候、宿こゝ御番伺
公仕候、御尋無之也、

十二日、癸丑、雨天、於女院、御講尺、則聽聞伺公、講中大雨如車軸、此中旱天、万民

苦勞之處、蘇渴息雨也、夜入一條殿伺公、及深更罷歸候、

十八日、己未、晴、請取之御番也、今日源氏講尺、於禁中有之也、予・平松(時興)聽聞也、上

近衛殿・青蓮院殿也、予、於御前供御被下候、平松其儘番所へ退出也、四時分予・高倉(綱良)

召御前、於小御所、御池月御覽也、則主上・女院御兩所也、供獻相催され、上も一ツ二

ツきこしめし候、女院も同前、予・高倉傾數獻、其間種々御雜談共也、○下略、御庚申待ノ
コトニカ、ル、正月
十七日ノ
條ニ收ム、

九月廿五日、癸亥、雨天、風吹、飯後源氏講尺、女院御所へ伺公、(青蓮院尊純)青門御聽聞也、夜入

終也、○下
略

廿八日、丙子、晴、御禮、女院御所へ伺公申候、源氏講尺有之也、予聽聞也、晝御番

倉橋をたのみ申候、晚い予伺公申候、(泰吉)

十月四日、壬申、雨天、女院御所伺公、源氏聽聞仕候、○下略、改元ノ議ノコトニカ、
ル、八月二十四日ノ條ニ收ム、

近衛信尋
青蓮院尊純
講釋終ルノ
後中和門院
ト共二月ヲ
賞シ給フ

乙女ノ卷

五日、癸酉、晴、今日於女院御所講尺有之由承及候、予明日御聯句之用意、伺公不仕候、
○下略、和漢聯句御會ノコトニカ
カル、本月二十三日ノ條ニ收ム、
廿四日、壬辰、晴、源氏御講尺有之也、伺公申候、(高倉本應)右衛門佐・松橋等也、乙女半分有之也、

廿五日、癸巳、晴、昨日殘有之也、雖然女院御所久敷召使之左近と申候北面侍今日申刻許相果之由御案内有之也、其内東御所俄御虫發御絶春、(大體幸高他)狂顛、講尺御延引之事也、針立・藥師等伺公申候、少御驗氣之由承及、退出申候、

廿六日、甲午、晴天、講尺各伺公、今日乙女相終也、○下略、中和門院、御宴ヲ獻スルコト
ニカ、ル、十月二十七日ノ條ニ收ム、

十一月四日、辛丑、雨天、雹相交也、○中略、和漢聯句ノコトニカ、ル、
年末雜載學藝・遊戯ノ條ニ收ム、於女院御所、源氏講尺、

予伺公仕候、乙女相終也、其以後予御てん一折・鴨一折・諸白一樽持參進上仕候、御機嫌よく、事外きこしめし候、中院・小倉等伺公、此衆沉醉、夜半過退出、○下
略

玉鬘ノ卷

七日、甲辰、今朝雪、○中略於女院御所御講尺、伺公聽聞、玉鬘也、夕供御御相伴也、御酒被下候、倉橋番代伺公仕候、○下略、倉橋泰吉、紀伊和歌山東照社正遷宮ニ參
向スルコトニカ、ル、十一月二十日ノ條ニ收ム、

十二日、己酉、晴、○中略今日、於女院御所、源氏講尺有之由承及候、

十三日、庚戌、晴、御番之伺公、今日源氏御講尺有之由承及候、御番之故不參也、宿之倉橋被參候、予爲養性也、○下略、戸田爲春饗應ノコトニカ
カル、年末雜載諸家ノ條ニ收ム、

十四日、辛亥、晴、○中略、戸田爲春饗應ノコトニカ
カル、年末雜載諸家ノ條ニ收ム、今日於女院御所源氏講尺有之也、度々闕如迷惑存候、○下
略

十二月四日、辛未、晴、○中略源氏講尺聽聞申候、○本書、元和八
年ノ記事闕ク、

〔時慶卿記〕四十 五月十八日、天晴、炎暑也、○中略一平松ハ御番、又源講尺禁中ニテ在之テ、爲聽聞、番ヨリ直ニ參由候、(時興)

〔時慶卿記〕五十 十月二日、天晴、○中略一平松ハ女院御所ニ、源氏講尺ニ參上也、十一月廿二日、天晴、○中略一平松、女院御所へ參候、源講相延ト、

十二月四日、天晴、曙ニ雪散、○中略一女院御所ニ源氏講尺、平松參上候、九日、天晴、○中略陽明へ見廻申候、女院御所ニ源氏講尺ニ、從晝御參ト、○本書、元和八
年ノ記事闕ク、

〔後十輪院殿中院御詠〕通村 元和八年四月廿二日、女院にて源氏物語の講談おほりしに
女院御方

あかなくもさらに見はてぬ心ちして名殘を思ふ夢のうきりし

明年四月二
十二日終講

中和門院御
歌

元和七年二月八日

御返し

中院通村返歌

うちわたす夢のうき橋けふの猶うれしき世にもかけてみるかな

左大臣(近衛)公(信尋)

近衛信尋

一たひのうちわたりてもおぼつかかな猶しるへせよ夢のうき橋

返し

通村返歌

しるへせしおほつかなさも中くに入れたらぬ夢のうきいし

三宮好仁親王

好仁親王

浅からぬをしへしなくわたるへき道やいしらむ夢の浮橋

かへし

通村返歌

わたるてふなさへわすれて今いたゝみつとなかけそ夢のうき橋

阿野中納言實顯卿

阿野實顯

うけつきて猶そこひなき源をさらにくみしる人のかしこさ

返し

通村返歌

くみしらぬ心よりこそたえす行山下水もあさくみゆらめ

北畠親顯

親顯朝臣(北畠)

たとりつゝなかはふみし我みにの猶名残ある夢のうきはし

○女院、中院通村ヲシテ、源氏物語ヲ進講セシメ給フコト、便宜合斂ス、日野資勝・西洞院時慶等ヲシテ、源氏物語ノ詞ヲ書カシメ給フコト、四月三日ノ條ニ、マタ通村、再ビ女院御所ニ同書ヲ進講スルコト、九年二月十五日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔乙夜隨筆〕一高倉家ニアル(高倉)永慶卿筆ノ源氏ハ、三條西より本ヲ借テ、(三條西實顯)逍遙院・(同公條)稱名

院・(公條兄、俗名公顯)西室三人之筆ノ本ニテ、一字ヲ不違寫シタル本也、三條西家ノ本ハ、全部青表紙ヲ以テ寫シタル本也、但紅梅一冊ハ定家卿筆ノ本紛失ニヨリテ、以他本寫タル由、三條西物語之由、永慶卿語リタル云々、(中略)通茂卿物語、

一中院所持後十輪院筆源氏、(中略)并通純卿筆源氏、兩部ともこ、高倉家ノ本ヲ以テ寫タル本也云々、同物語、

十二日、甲春日祭、

〔公卿補任〕五十權中納言從二位同季繼、(四社)一、二月十二日、春日祭上卿參行、

〔涼源院記〕一、二月十二日、甲申、晴、○中略、月次連歌ノコトニカ、ハ、今日春日祭也、年末雜戲學藝・遊戯ノ條ニ收ム、

上卿四辻季繼

元和七年二月十二日

元和七年二月十二日

上卿四辻中納言參行也、○下

〔時慶卿記〕

四十七二月十三日、天晴、暖氣、○中

一春日祭、昨日大膳職ハ依輕服、

十左衛門立候、上卿今日下向、

〔孝亮宿禰日次記〕

六二月三日、乙亥、晴、來十二日春日祭之由、勸修寺權左少

辨被示之、

十日、壬午、雪降、自權左少辨經廣、春日祭一通到來、(主生)忠利方同有一通、

十二日、甲申、晴、春日祭也、

〔弘誓院亮記〕

二二月十二日、甲申、晴、春日祭、上卿四辻中納言、季繼、奉行藏人權左

少辨經廣、○官公事抄、

異事ナシ

〔春日社司祐範記〕

元和七年辛酉二月十二日、甲申、春日祭執行、奉行神主時廣、

一御戸開、戌剋、上役神宮預延豐、當職不參故也、精進新十疋代米十合貳斗遣之、從神

主同前、

一曉(前後天氣快然也)天上卿御參社、不參之條、其式不記之、御宿西形部少輔館也、

一上卿御幣一本、四手共ニ殿番神人持來之、

奉行勸修寺

經廣

御戸開

精進料

上卿宿所

〔春日祭上卿御參向之記〕

○春日社記

(元和)同七年辛酉二月十二日

延豐

四辻從二位中納言季繼卿

〔春日祭歷名部類〕

(元和)同七年二月十二日、甲申、祭、(式日)延引、

辨不參

上卿權中納言季繼

辨不參、

奉行藏人權左少辨經廣

○本書、式日延引

〔春日祭上卿已下參行歷名部類〕

○春日社記同七年二月廿四日、申、上卿權中

納言季繼

○本書、春日祭ヲ二十

〔附錄〕

〔土御門泰重卿記〕

(土御門泰重)二月十六日、戊子、晴、家君今朝奈良春日大明神御社參也、

予(土御門泰重)咳氣之故熱居也、(武田左内助爲年始使一桶、從豐前上也、

十七日、己丑、晴、今日小作奈良より歸候、晚雨降、

十九日、辛卯、(○中略、中院通村、女院御所ニ於テ源氏物語今日家君、(長)奈落より御下向也、

出羽久保田城主佐竹義宣、江戸ニ參觀ス、

元和七年二月十二日

土御門久脩
春日社ニ詣
ス

供衆ノ書立

〔梅津政景日記〕 十 正月二日、○中 一江戸御供衆御書立有、○中 一朝^{梅津政景}雪少ツ、

降、夜ルたまり雪也、

二月二十日
出發ノ旨ヲ
觸ル

正月三日、○中 一來月廿日^{佐竹義宣}江戸へ御上可有由、御ふれ狀廻候、○中 一朝^{梅津政景}風吹、雪

少ツ、ふる、

出發ヲ更メ
テ二月十日
トナシ十二
日ニ延期ス

二月八日、○中 一屋形様江戸御登之儀、十日と被仰出候へ共、十二日迄被延置候、御

境發

供衆ノ十六日可罷立由被仰付候、一朝曇ル、ひる^{梅津政景}雨ふる、夜ル雪ふる、

二月十二日、一屋形様江戸御登として今朝御立、境まで御座被成候、半右衛門事も、
仙北迄御供仕候、江戸御供衆、十六日可罷立由被仰付候、仙北迄、江戸へ不參衆
被召連候、○中 一朝曇ル、ひる^{梅津政景}天氣吉、

朝舞

二月十五日、一昨日太風之様子、爲飛脚半右衛門所迄申越候、○中 一太曲^{梅津政景}屋形様今
日朝舞へ御出之由、半右衛門所^{梅津政景}書中有、拜領の菱喰之由候て、拙者所へ越被申候、○中

供衆ノ出發

一御供衆の明日罷立候へと被仰付候へとも、小傳治^{梅津政景}を始、過半今日被罷立候、一天氣

吉、

二月十六日、一江戸御供衆仰出之とく、昨日不被參衆、無殘今日被罷立候、一天氣

鷹師

よし、
同十八日、○中 一天氣よし、一かや橋^{梅津政景}、御鷹師衆被罷下候、屋形様^{梅津政景}の、去月廿八

萱橋

日かや橋御逗留、九日栗橋迄、晦日江戸迄御着之由、栗橋まで御供致、かや橋^{梅津政景}之被罷

栗橋

有、當六日^{梅津政景}かや橋を罷出候由、

二月晦日
宣江戸ニ著

三月十九日、一太澤備前・深谷藤左衛門、江戸^{梅津政景}被罷下候、屋形様^{梅津政景}の、去月晦日^{梅津政景}之

江戸へ御着之由、朔日^{梅津政景}の長井信濃殿を以、公方様^{梅津政景}御上使之由、二日^{梅津政景}之御見舞、御仕

合之由、五日^{梅津政景}之被罷出候由、○中 一天氣吉、

同十日、○中 一天氣吉、一半右衛門所へ參候へ、昨日平澤彌左衛門有御用、江戸^{梅津政景}之

下之由被申候、御用之儀不語、不知、

同十二日、○中 一朝天氣吉、ひる^{梅津政景}雨ふる、風吹、一御城^{梅津政景}江戸御登候御女房衆御用

之、壹歩判町中にて尋候へ共、一切無之由、今井田面^{梅津政景}・武石因幡被申候間、六十粒かし

申候、

四月十四日、○中 一雨ふる、風吹、一今井田面・武石因幡、今朝江戸へ罷立候由、

五月二日、○中 一ひる天氣吉、夜雨ふる、一江戸御供衆ノ替、八月朔日^{梅津政景}之罷出、十

供衆ノ交替

女房衆

供衆給人上
下人數
一箇月ノ扶
持方
夫丸

米ノ相場

五日以前之江戸へ參着致候へと御書立參候由、半右衛門物語にて候、夕ノ御飛脚也、
九月廿五日、一天氣よし、略一江戸御屋敷中御ふち方有人御尋之候間、御扶持引御藏
衆へ尋申候へ共、人數難知由被申之付、御臺所衆彼是聞合、細見申候へり、御供給人上
下人數五百三人、此壹ヶ月ノ御扶持方米百貳拾石七斗貳升、但壹人ニ付八合ツ、御臺
所くい分百人、此米十八石、但壹人ニ付六合ツ、夫丸七十七人、此米十貳石七斗五
合、壹人ニ付五合五勺ツ、御馬添御かち衆六十人、此米九石九斗、壹人ニ付右同、御
足輕御小人御馬屋衆三百十六人、此米六十六石三斗六升、壹人ニ付七合ツ、米十石ハ
(義直伊達氏)御袋様、同十石ハ御臺様、同夫丸五人、此米八斗貳升五合、壹人ニ付五合五勺ツ、御
屋地常御扶持方百三人、此米十五石四斗五升、壹人ニ付五合ツ、(小田野)彦二郎殿下侍上下廿
九人、此米六石九斗六升、壹人ニ付八合ツ、同臺所十貳人、此米貳石壹斗六升、壹人
ニ付六合ツ、同馬添五人、此米八斗貳升五合、壹人ニ付五合五勺ツ、同小人九人、
此米壹石八斗九升、壹人ニ付七合ツ、同夫丸六人、此米九斗九升、壹人ニ付五合五勺
ツ、右人數合千貳百廿五人、同米都合貳百七十六石七斗八升五合、此小判百三十八兩
貳歩、但壹兩ニ付貳石ツ、當月ノ相場也、

參觀道中及
江戸ニ於
ケル入費ノ
算用

極月九日、略一江戸御登之付、當二月十二日ハ同八月十五日迄金銀御遣被成候帳面
算用致候へと被仰付、細申候覺、灰吹六十五貫三百目、小判之ハ千百五十五兩三步、但
壹兩ニ付五十六匁五分かへ、小判貳千貳百八十七兩、壹歩判貳百粒、小判之ハ五十兩、
丁銀五十貳貫四百三十目、小判之ハ八百五十壹兩とは銀八匁四分、但小判壹兩ニ付六十
壹匁六分かへ、判金四十九枚、小判之ハ三百六十七兩貳歩、壹枚ニ付七兩貳歩かへ、右
小判合四千七百十壹兩壹歩、判金之ハ六百貳十八枚、壹兩壹歩也、八月十六日ハ極月今
日迄ノ金銀御遣之覺、灰吹銀七十八貫六百目、小判之ハ千三百六十六兩三步とは銀十壹
匁八分七リン五毛、壹兩ニ付五十七匁五分かへ、小判貳千兩、判金七十貳枚、小判之ハ
五百四十兩、壹枚ニ付七兩貳歩かへ、壹歩判四百五十粒、小判之ハ百十貳兩貳歩、右小
判合四千拾九兩、壹歩判金之ハ五百三十五枚、六兩三步也、一天氣よし、

〔天英公御書寫〕

上 ○梅津本

一騎

戸村十太夫(義國)・宇留野源兵衛(勝忠)・福原彦太夫(晴賢)・澁江彌五郎(宣光)・向庄九郎(正)・小瀬民部少輔・梅津
長三郎(政景)・同主馬・岡半之允・信太内藏助・清水彌作・大山六左衛門(重政)・高屋五左衛門・川
井權兵衛・小野崎奎兵衛・根岸惣内・小川形部(刑)・江戸長左衛門(山縣源盛)・山方掃部・佐藤小才次・

元和七年二月十二日

元和七年二月十二日

一四〇

山方清衛門・介川源七・田代傳七・森田傳五、
たは(歌)い(悲)

平野主税・中村左近・片岡四方助・芳賀七之允・岡勘右衛門・小野崎權平・江尻軍兵衛・
片岡又左衛門・信太佐太郎・堅高・碩庵(備前)・小野崎半九郎・柿岡六右衛門・眞宮三右衛門・
小野崎左近・野尻徳兵衛・川井理左衛門・江戸十藏・坂本監物、(山形秋田郡)阿仁ノ山之、樋口九右衛
門・高根織部・後藤三右衛門・小室惣左衛門・片庭久右衛門・牛與・玄正・玄良・玄音、
茶やのうちの者拾人、馬添之者無殘、其元之居候通、馬やのもの拾貳人、中間足輕(愛
元之詰候人數ほと、尉九郎右衛門、

右之通致催促、路錢合力扶持方如例渡候而、八月十五日之江戸へ參着候様之可申付候、
一日二日はやくのほり候も不入儀之候、いづれも同日之爰元へ參着候様に可申付候、右
書付之内之人數之内(佐竹善臣)も、煩人など爰元へ來り候而も、供以下も不成者越候事無用之候、
猿若のほり候(善)い、道之傳馬なとこみ候い、五六日も先(義成)こも不苦候、鷹匠七人、此替
之時可差上候、かや橋(善)こさし置候鷹師替、六月壹人可指上候、六月之何時替候い、相
澤其元にて可存候間、其日積(義成)之而可差上候、小場式部所(義成)來り候蘆毛之馬、金澤黒三右

極印ヲ打タ
ザル院内銀

萱橋ニテ遊
獵ス

林檎ヲ採取
スベシ
梨ニハ手ヲ
著クベカラ
ズ

盆遊夜遊ヲ
停止ス

衛門かのほり候時可指上候、銀子百五拾貫目野代(山形山形郡)・舟越(山形秋田郡)にて拂候判金之分、無殘阿仁之
下金其時分調候分、いつものやう(山形秋田郡)之爲吹候て可上候、銀子い、極印不打院内銀計可指上
候、是も八月のほり候者を奉行(別筆)にて申付候、謹言、
(元和七年ニ當レリ)
卯月廿二日

御名乗御居判

〔羽陰史略〕 一 同七辛酉年(元和)

一二月十二日、御發駕、萱橋御遊獵、晦日江戸エ御着、三月朔日、爲上使永井信濃守様
御出、同二日、御參府御禮、

〔天英公御書寫〕 〇梅津本(下)

其元庭之植申候りんご、さためて可爲盛候、皆おとし候而、内々なとへ可遣候、梨
こい少も手を不付置候様之可申付候、御堂之立候庭(山形秋田郡)こも、りんご可有之候間、市右
衛門・半之允なとこ申付、明候而、其りんごをも爲取、けむしついでこひろわせ候
而、庭を草なと爲取、又如右之立候やう(山形秋田郡)こさし置候様之可申付候、以上、

先度も如申遣、七月盆(山形秋田郡)こ、皆あそひ事、又夜る(山形秋田郡)、むさとありき候事、かたく可
致停止候、心指有もの之前に、燈籠なといくるしからす候、町中も其分に候、夜い

元和七年二月十二日

一四一

花火モ停止ス

八月廿二日野代舟越ヨリ材木ヲ取寄セ置クベシ

秋田仙北金銀山ノ様子報告スベシ

元和七年二月十二日

一四二

町をさし、一町宛之内にて、子供などのおとりは、くるしからす候、花火もかたく停止可申付候、以上、

來春中下候時分、其元作事など、そろく可申付候處、何時も舟之往來はやく候而、野代・舟越材木取候事不成候間、當年八月前、野代・舟越材木取寄候而、可差置候、先丈木澤山可入候間、是も野代丈木ヲ取寄候而、可差置候、壁之道具に取候壁栗板無殘、亦羽板能候を、是ハ澤山可入候、亦太閣板も、貳百枚ほど取寄、可差置候、無之候者、夏山を爲取候而可置候、秋田・仙北中之銀金山共之様子、のほり以來是非不申越候か、いつもの分を候迎不申越候哉、替儀も無之候哉、具可申上候、此中ハ、爰元替儀無之候、加賀筑前も、御暇にて被歸候、○コノ事、前田利光參觀ノコトヲ誤聞セル見ユ、上方衆不屑成衆も、過分御暇を而、のほり候、此中ハ御上洛之沙汰も一圓無之候、手前之寸白機合も、五三日ハ少好候、安藤對馬殿久々御煩にて候、悉はや御つまり候、延壽院道三も、何共成間敷と被仰候、何も笑止かりにて候得共、不及是非候、桑山伊賀も、可爲五三日中を而候、伊駒讚岐守御暇にて被上候か、俄々京都にて被相果候、子共十二成候、則諸式被下候、○安藤重信卒スルコト、六月二十九日ノ條ニ、桑山元晴卒スルコト、七月二十日ノ條ニ、生駒正俊

役内川須川大曲境ノ橋ヲ架スベシ

雲雀梅津政景ノ出府

荊和野

卒スルコト、六月五日ノ條ニ見ユ、

一 役内川・須川・太曲・境、(出羽平鹿郡)此橋共稼候而、かけさせ可申候、

一 蛇川之書院之屋根ひさくいたし候事、是又無失念、急度可申付候、

一 蛇川と飯塚との間之道之儀、春中如申付候、能爲作可申候、山之根をほり候江を、地へふかくひろくほり候様可申付候、山方出候水を、何時も道へ通候而、道惡候間、

江をふかくひろく爲堀様可申候、謹言、

六月廿二日

御名乗御居判

〔附録〕

〔梅津政景日記〕 七月廿七日、一半右衛門北野へ休野被罷出候間、當年の皆納

と存、拙者も罷出候、雲雀調候て、ヤウ／＼(佐世)貳十三羽取申候、一罷登之付、義勝様方

御飛脚被下候、一天氣吉、ひる俄雨少有、

七月廿九日、一窪田(荊和野)かかりわの迄罷立候、半右衛門江戸への御用之儀申付候分、一

比内新田高千九百四十五石ノ内、川出しにて、四百貳十五石四斗あれ申候、去年も壹万

四五千人の御人足にて、川よけ致候由、當年も壹万百五十人にて川よけ致候間、給人分

元和七年二月十二日

一四三

長野村檢地

元和七年二月十二日

一四四

松前ノ鷹

にて罷成間敷由、一御登の時も申上候御北御知行長野村御檢地の事、(佐竹藩)一低(保土野)との村御檢地の事、口上向正九可被申候、一粗當御物成にて壹万石取候へと被仰付候、(出羽秋田郡)半右衛門存候の、古粗壹万石拂難成候間、三千石宛御取被成、別々古もみ御拂被成置候様にと申候事、一松前(出羽)の御鷹參候の、上可申候哉、得御意度由、一請取候金銀、半

横手

丞・惣左衛門・織部之相渡指上候目錄、判金貳百五十壹枚、吹金五貫百六十六匁六分五リン、壹歩判四十四粒、灰吹銀貳百貫目、丁銀十六匁四分、一天氣吉、

院内

八月朔日、一荊和野(出羽平鹿郡)の横手迄參着致候、六郷(出羽北郡)にて、彌五晝ノ振舞有、一天氣吉、(八月)同日、一横手(出羽雄勝郡)の院内迄參着致候、岩崎(出羽雄勝郡)にてひる振舞有、一天氣吉、一修理殿(佐竹藩)の

門ニ張文ア

院内迄御使有、江戸へ罷上之付、御餞として、銀子三枚被下候、同御袋の御使有、銀壹枚被下候、一去廿七日ノ晚、我等門へはり文有、様子(佐竹藩)の、田中豊前・黒澤甚兵へ、餘り堅諸事申付之ついで、迷惑之由、色々書立致候、私曲の儀の見へす候間、其書物甚兵へ之渡、豊前同前之、山ノ仕方おしへ申候、

金山

八月三日、一院内(出羽最上郡)の金山迄參着致候、一院内銀山ノ者共佗言申分(出羽雄勝郡)の、山近所篠子境迄木切盡、おかちの方も、道通より嶺かけ、北ノ方をのそき、境迄木切盡シ申候間、

大石田

道より南役内(出羽雄勝郡)ノ方とめ木之切申度由佗言致、杉峠迄甚兵衛を先立、山先木工右衛門・傳

天童

介參候、江戸にて請御意可申越由、挨拶致返し申候、一天氣吉、

笹谷
關根判場

八月四日、一金山(大石田)の大した訖參着致候、一天氣よし、

欠落者

同五日、一大し(天童)だ(天童)てん(天童)とう(天童)訖參着致候、一てん(天童)どう(天童)代官土屋美作(天童)の鷹ノ雲雀十・

酒・馬のはみ大豆壹表送被申候、我等も帷子壹ツ指越申候、一天氣吉、
八月六日、一てん(笹谷)とう(笹谷)のさ(笹谷)、や迄參候、せ(關根)き(關根)ね(關根)判場(關根)を(關根)の、氏家左近と申最上御下衆へ
狀ヲ越、今日罷通衆を(關根)の、手判なく相通申候、一天氣よし、
同七日、一笹谷(關根)の白石迄參候、宮にて宇留野源兵へ殿晝振舞有、一片鞍伊豆殿下代
金藏人と申者所(關根)の使有、様子(關根)の、伊豆小人之者欠落申候を宮にて見合、主人ヲ尋候へ(越前)の、
鈴木金右衛門之奉公申由挨拶致候間、同心致、爰元へ參候へ(越前)の、欠はつれ候間、こ(越前)すが
うにてとらへ參候、此度(大)の江戸罷登之候間、被召連、御歸之時分(大)の返し被下候やうこと
申候、尋候へ(大)の、太野金右衛門下之者之候て、おしはづれ參候ヲ見付被連候間、以來迄
指置、又何方へも欠落候へ(大)の六ヶ敷と存、即かへさせ申候處之、其者の口之由申候て、
又使有、同類貳人、石川權右衛門供致、笹谷迄參候間、被仰付御返し候様にと申候、家

元和七年二月十二日

一四五

元和七年二月十二日

一四六

福島

中之石川權右衛門と申者無之由挨拶致候へり、かくし候と存候か、うたかわしき躰之候間、様子委尋候へり、森川權右衛門事と見へ候間、其者り國之罷有様子具之申渡候へり、其以來善悪なし、夜明候間罷出候、一朝少雨ふる、ひるも天氣よし、風吹、
八月八日、一白石(除奥信夫郡)福嶋迄參候、一吹かけ少有、風吹、
一才川(除奥刈田郡)と白石ノ間にて、
小野崎五郎左衛門之相申候、

郡山

同九日、一福嶋(除奥田村郡)郡山迄參候、一天氣吉、風吹、

白川

同日、一郡山(除奥白河郡)白川迄參候、一天氣吉、風吹、

大田原

八月十一日、一白川(大)太田原迄參候、一天氣よし、風有、

宇都宮

同十二日、一太田原(下野那須郡)宇都宮迄參着致候、一ひる天氣吉、風有、

古河

同十三日、一字都宮(下總猿島郡)古河迄參着致候、一太風吹、てる、

草加

同十四日、一古河(草加)さうかまで參候、一ひるも雨ふる、一字都宮(武藏尾立郡)金右衛門江戸

江戸ニハ先
ヅ町宿ニ著
スベシ

へ指越候返事、小傳次殿(信太兵部少輔)・信兵(信太兵部少輔)有、明日江戸へ參着之儀り、出キ合次第之、五騎・三騎宛も可參由、小屋之儀り、去々年罷有候所之由、先町宿之有着候へと御意之由、一石川彈右衛門所(千世)鯉被送候間、十人計、我等宿にて振舞致候、片岡九郎右衛門、せんしゆ

江戸ニ著ス

太柿被送下、

八月十五日、一さうか(大)江戸迄夜之内參着致候、即夜明之御前へ罷出、御目見へ致候、

早ク參着爲致由被仰下候、福彦太・澁彌五・向正九、其外若キ衆五六人同前也、一天

氣吉、一須田八兵衛下之者三介と申ちうけん作銀ヲ賣候て、向町(田羽殿上郡)にてとらへられ、次

兵(田羽正)へ殿・勘兵(采津田政)へ殿にて御穿鑿被成候へり、八兵衛との・原木工右衛門・藤八郎と申者作

銀ヲたのまれ、賣候由、白狀致之付、八兵衛下之者穿鑿被有候へと御兩所(大)被仰遣候、

兵部少と拙者之被仰付、穿鑿仕、對決迄いたさせ候へ共是非難決候間、がうもん致候へ

と片岡九郎右衛門之申付、川井理左衛門檢使にて、御小人之者之相渡候、夜更鳥亂候

間、拙者共り町宿へ罷歸候、

八月十六日、一替候て、一番衆無殘被罷歸候、外記八右衛門之、我等駄輩壹疋ツ、借

候て、指越申候、一朝雨ふる、ひるも天氣吉、一昨日之八兵衛下之者かうもん致候

へ共、慥(大)こ(大)おち不申候、乍去口ちかい、木工右衛門雜物之内(大)作かねの道具の様なる

物出候間、信太兵部と拙者、色々穿鑿仕候へり、無疑作かね致候と、藤八郎先はくち

やう致候、其書付を以、木工右衛門之穿鑿致候へり、是も同前之はくちやう致候、同類

元和七年二月十二日

一四七

銀貨偽造者
自白ス

供衆ノ交替

町奉行島田
利正等銀貨
偽造者ヲ佐
竹家ニ引渡
ス景之ヲ審
問ス

拷問

佐竹家犯人
ヲ島田利正
等ニ引渡ス
佐竹亭ノ普
請細川宗立
ノ門ニ做フ

の無之由申候、就之兵部少被仰付、三介同前こ、三人之者爲引被遣候への、治兵へ殿・
勘兵へ殿御請取被成、籠者こ被仰付候、一御屋地御廣間御番所御立直可有之由、指圖
被下置、申付候へと、拙者こ被仰付候、御門も御立直可被成由被仰出候、細川三齋(宗立)ノ御
門御意こ入候間、其とくたてさせ候へと被仰出候、何も御このみ色々有、御廣間たて十
五間、横十間之中、三方ノ御ゑんかうさまとひ入なし、内ノ小壁さしはり付の下地、ゑ
んうら板はりて、垂木尻あまうちへ計出し候て、其外の御差圖こ有、御門のけやき、長
サ十二間ほと、御番所の御差圖こ有、

八月十七日、○中略一ひる天氣吉、夜雨ふる、一石井監物・小曾戸備前、御臺所前ノ隙
明、惣左衛門・織部こ引渡、今日罷立候、

伊勢長島城主菅沼定芳、江戸ヲ發シテ、國ニ歸ル、

〔菅沼家譜〕 左近定芳傳

一同七辛酉年、○中略、菅沼定芳、年頭ノ賀禮ヲ勤ム、二月十二日、發江戸、廿日着長嶋、
ルコトニカ、ル、正月一日ノ條ニ收ム、二月十四日、丙戌、虫シク吹也、○中略、日野資勝、土御門泰重ヨリ短冊清書
ノ依頼ヲ受クルコト等ニカ、ル、年末雜載學
十四日、丙公家ノ從僕ニ、身元不詳ノ者ヲ抱へ、及ビ長脇差ヲ佩ブル
ヲ禁ジ、且、夜中禁門ノ出入ニ係ル令ヲ頒ツ、

武家傳奏ノ
指令
初夜以後ハ
名乗リテ出
入スベシ

〔涼源院記〕 一 二月十四日、丙戌、虫シク吹也、○中略、日野資勝、土御門泰重ヨリ短冊清書
ノ依頼ヲ受クルコト等ニカ、ル、年末雜載學
藝・遊戯ノ傳奏衆ヨリ、
家中ノ者ニムサトシタルモノカ、ヘヌヤウニ、又小者ニ長脇指禁制、又初夜已後惣御
門出入之時、名ノリテ出入可申との義也、

則相番へ觸申候也、

〔時慶卿記〕 四十 二月十四日、朝霞、晝晴、風立、○中略一召仕候者法度、從奉行被
申出候、長腰刀・脇指等、不似相行儀等ノ義也、

十六日、戊子、中和門院、新上東門院一周忌御法會ヲ山城般舟三昧院ニ修
シ給フ、

〔涼源院記〕 一 二月十六日、戊子、晴、清十郎來、今日新上東門院御弔、於般舟院
(中和門院近衛前子)
有、女院御所ヨリノ御弔也、着座光慶卿・左大辨宰相(廣橋)兩人也、○下
十八日、庚寅、昨夜雨降、清十郎來、○中略、周易講釋ノコトニカ、ル、今日新上東門院御弔、
年末雜載學藝・遊戯ノ條ニ收ム、今日新上東門院御弔、
般舟院ニテ有也、着座之義、今朝俄ニ被仰出候へ共、他行にて不參申候也、中御門大納
言之由也、○下略、水無瀬宮法樂和歌御會ノコトニカ、ル、本月二
十二日ノ條ニ收ム、内閣文庫所藏ノ一本ヲ以テ校合セリ、

新上東門院
ト般舟三昧
院
泉涌寺ノ法
事

西洞院時慶
泉涌寺ニ詣
故院ノ女中
衆モ詣ゾ

曼殊院良恕
親王追善ノ
論義ヲ行ハ
セラル

好仁親王追
善連歌ヲ行
ハセラル

元和七年二月十六日

一五〇

〔時慶卿記〕^{四十} 二月十七日、天晴、^{〇中} 一新上東門院御一回忌、於般舟院ニテ在之、少々參上候衆在之ト、御在世之中ハ一切般舟院ニテ無之、泉涌寺計也、今ハ内ノ御計ニ依テ也、

十八日、雨天、一早朝泉涌寺へ詣、御燒香料三十疋上、有頓寫、五卷ノ十一ヲ一把書寫候、依所望名字ヲ下ニ書付候、舊院ノ女中衆モ皆々被越候、帥殿・二位殿・雲勝院・少納言殿・吾妻殿・越後殿・新中納言局等、寶光庵・瑞庵・^(好仁親王)三宮御方、北面ニハ井家攝津守・^(光徳)速水長門守等、各奉公之衆參上候、

〇三宮好仁親王、新上東門院追善連歌ヲ催サル、コト、曼殊院良恕親王、同ジク追善ノ論義ヲ行ハセラル、コト等、便宜左ニ合敘ス、

〔時慶卿記〕^{四十} 二月七日、天晴、暖氣也、^{〇中} 一竹門へモ新上東門院御追善ノ論義アリシニ雖被召、御理申而不參、

十四日、朝霞、晝晴、風立、^{〇中} 一三宮御方ヨリ來十七日ニ可有御連歌、新上門院御追善ト、^(西洞院時慶)予ハ所勞ノ御理申入、

十五日、天晴、霞、一三宮御方へ昨禮申入處、又有使者、十七日ハ所勞條參間敷旨申入、

入、
十八日、^{庚寅}中和門院、紀伊蓮永寺日乾、^{孝順}ヲシテ、法華經ヲ講ゼシメラル、

〔時慶卿記〕^{四十} 二月十七日、天晴、^{〇中} 一女院御所ヨリ文アリ、明日法華講談在之、聽聞ニ被召候、御請申入、奉應儀也、

中和門院西
洞院時慶ヲ
召サル

十八日、雨天、^{〇中} 一女院御所へ參仕、法花一巻方便品ヲ、日健講談御所望アリテ、申上候、御對面所ノ良ノ間ニ、北面ニ垂簾、又西方ニモ簾、東ノ方ニハ陽明御座、簾外也、^(近衛信尋)

南面ニノ講談也、見臺ヲ被出候、本満寺ノ當住相從テ參上也、八軸箱ニ入テ持參也、^(西洞院時慶)予ハ西ノ簾ノ前ニテ在之、清水谷侍從・岩倉木工伺公也、此外別ニ無人、簾中ニハ曇花院殿御座候、午刻ニ初テ、申刻ニ談了、其後土器出、重箱アコヤ等ノ物出テ一盞、其後西

御振舞
物ヲ日乾ニ
賜フ

ノ簾ノ間へ出テ御振舞アリ、其後十帖ニ一卷段子ヲ給テ、上人退出、奏者所へ送出、參上ノ時モ迎ニ出候、其後予ハ奥へ被召テ伺候、陽明御座候、他所ヨリコブシノ花大枝上候、予ニ瓶ニ可入旨仰ニテ、入之、其後陽明モ被入有興、又法談ノ^(批評)批判アリ、

法談ノ批判
アリ
日乾時慶ヲ
訪フ

十九日、雨天、^{〇中} 一日乾禮ニ來入、^(白服カ)諸一樽・折一被持候、盃ヲ進、暫法花ノ不審尋

元和七年二月十八日

一五一

候而、記之、

廿日、天晴、○中 一朝女院御所見廻申候、一昨日ノ御禮申入、茶々局ニ逢候テ、日乾ノ義ヲ申候、一陽明へ參候、不懸御目、○中 一日乾へ禮狀遣候、廿三日、天曇、日不明、○中 一寂勝院日乾先日ノ返事在之、廿六日、雨天、○中 一日乾へ遣狀、所勞ト雖賞理也、

〔參考〕

〔本化別頭佛祖統記〕

十四列傳 身延山歷代列傳

第二十一代寂照院日乾上人傳

師諱日乾、字孝順、號寂照院、俗姓者塚本氏、越之前州人也、偕母入京、隨侍重上、時白蓮師十二歳、穎悟強記、涉六春秋、究台教三大部、又遊三井、學俱舍、往于南都、習瑜伽・唯識・律部等、歸而爲六條談林講主、瑞世本滿寺、慶長七年壬寅、代于重上、進于祖山、久遠寺居之一年、又歸于洛、師善論議、祖山立正會堅義嚴密懿軌整整者、師之功也、○中中和門院就師聽法、審問殊渥、賜紫方袍、○下

出羽久保田城主佐竹義宣、川井佐大夫組下ノ足輕ノ訴訟ヲ裁決ス、

〔梅津政景日記〕十 二月十三日、一川井佐大夫指南ノ足輕、御のほりさし目安指

上候ニ付、物成ノ算用申付いたさせ候へと、梅津政景半右衛門被申ニ付、御算用出し、細見申候へい、足輕取コ不足人數不足ノ分、元和四年ニ納米四十壹石三斗七升九合有、元和五年ニ納米六十三石壹斗貳合五勺有、此米調次第ニ中途へ可申上候間、今日中中被相調候へと申渡候、○中 一朝カひる迄天氣吉、少雨ふる、晚ハ曇ル、

二月十四日、一川井佐大夫指南ノ足輕、去々年、近江蒲生郡日野へ拾五人登候者ニ御借銀百五十目、足輕前ノ濟候ヲ、佐大夫手前ニ籠置候、此度濟、元和四年・同五年足輕數不足ノ知行分、米代銀六百五十五匁六分にて濟、但只今ノ相場、天鉢屋書付有、足輕手前へ請取米ノ内、元和四年・同五年分かかり候分い、五三日中ニ川井權兵衛極候いんと書付被致候間、明日も佐大夫この江戸御供被罷立候へと申渡候、右之様、半右衛門所へ、明日ノ日付にて飛脚、佐大夫手前カ指越候、我等添狀致候、大一太風吹候て、○中四ツ時カ八ツ時迄つよし、雨時々ふる、夜天氣吉、風休、

二月十五日、○中 一佐大夫指南ノ足輕共、我等所へ目安有、様子い、此度佐大夫不屈之儀共書立、御佗言申上候儀、數年佐大夫ニ退窟仕候間、佐大夫指南はなれ申度存、申上候、縦佐大夫取籠ヲ返し不被下候共、指南さへはなれ候い、不苦由申候、其故い、此度

元和七年二月十八日

一五四

ノ目安にて佐大夫疑心御座候いと存處之、尙以權兵衛、我等庭にて相、善惡右之とく指南被仰付候い、此度目安ノ遺恨可届由、直之被申候と訴訟致候、此段ノ半途迄も參、又目安にても申上度候へ共、跡ノ目安御穿鑿被成被仰付候間、如此之由申候、我等挨拶仕分り、權兵衛左様之申候い、其方共訴訟之儀尤也、指南をい餘人ニ被仰付候様之可申上候間、少も無氣遣罷有候へと申付候、右之様子權兵衛へ尋候へい、何れ之者共い、跡々のとく仕候處之、此内壹人高腰ヲかけ、見ぬふりヲ致候間、其とく之申候、不届之由申たる由にて候、不及是非候、一天氣吉、

同十七日、一佐大夫指南ノ足輕取分指引申候いと存、双方御算用場へよひ出し、算用いたさせ見申候所之、權兵衛兼而拙者へ被申分り、元和四年ノ物成こもはつれ、五年こもはつれ、六年こもはつれ、此度申事致候いと承及之付、佐大夫手前ノ米ヲ大俵百貳十俵ほど渡候間、是を以四年・五年ノ佐大夫取籠こさし次くれ候やうにと被申候間、尤之由存、其段足輕共之爲申聞候へい、それい佐大夫・權兵衛へ偽にて候、我等之被下置候足輕前知行ノ物成取候へと、切手ヲくれ被申候へ共、取申たる者も御座候、いまた取不申候て、百姓手前之御座候もの候、佐大夫米にてい無之候、我等知行當物成ノ由申候

間、權兵衛へ尋候へい、右之不替候、佐大夫手代ノ者、手前ノ米之由申候間、我等として偽たる由被申候、拙者申候分り、左様之候い、元和四年・五年ノ佐大夫取籠米にて、銀こても、足輕手前ノ分被出候へと催促致候へい、急度い成間敷由被申候間、拙者申分り、若キ人ニ不似合、偽被申候ヲ、拙者誠と存、かたらわれ候而、足輕共之拙者ノ米こてもかねにても相渡候いと申候へい、又權兵衛へ被申分り、五日まちてくれ候やうこと被申候、貴所直々御理リ書付も候故、拙者誠と存、半右衛門所へ書狀遣披露致候へと申越候間、半右衛門不罷歸以前之濟候様こと申候へい、廿二日以前之可濟由被申候間、其分之致候、使石橋兵右衛門・山口清左衛門、一天氣よし、

二月十八日、○中 一十七日ノ日付にて、半右衛門所より返答有、川佐太指南目安之儀申上候へい、指南計被召離、佐大夫い江戸へ御供之被召連候様之申上候由、○中 一天曇ル、少雨ふる、

同廿二日、○中 一川井佐大夫指南之足輕、元和四年・同五年ノ知行物成、佐大夫手前之取籠指置候分、わきまへ渡候いと、權兵衛へ被申之付、壹人宛ノ前をくゝり、帳之作、

義宣ノ處分

元和七年二月十八日

一五五

權兵衛へ相渡候、此御檢使之田代新右衛門・細谷助兵へヲ半右衛門被申付候、明日請取渡有、一晩、半右衛門所にて振舞有、一天氣よし、

二月廿三日、一佐大夫指南ノ足輕かゝりの米、元和四年・同五年分無殘引渡候由、此檢使細谷助兵へ・田代新右衛門被參候、○中一天氣吉、

○出羽黒川村百姓ノ、佐竹義宣ニ訴フルコト等、便宜左ニ合致ス、

〔梅津政景日記〕十 二月七日、○中 一朝少雨降ル、ひるも天氣よし、○中 一仙北

出羽仙北黒川村百姓佐竹義宣ニ出訴ス久保田町人若狭尾藤兵衛ノ訴訟

黒川村百姓目安指上候、穿鑿致候へと被仰付候間、尋候へ共、答不申候、一當町若狭屋藤兵へ目安指上候、様子ハ、阿仁御しち屋の銀子預り申候て、無沙汰致候様子共、跡々半右衛門・拙者も承、わきまへ候へと申付候へ共、合點不致と見へ申候、御前へ差上候此銀、向右近殿御申次、正九ノ催促被申候分也、

二月九日、一當町人若狭屋藤兵衛御目安指上候、様子ハ、向右近ヲ頼、御藏銀拾貫目借申候て、阿仁金山にて、伊勢ノ甚九郎・舟頭五郎右衛門・我等手代借申候へ共、借失候所を、我等之濟候へと、正九郎所ノ催促被致候儀、迷惑之候間、半右衛門之も、主馬之も其段爲申聞候へ共、其利くつあき不申候由申上候之付、拙者之穿鑿極候へと被仰付候

藤兵衛ヲ處罰ス

買物女ノ賣

出奔シテ他ニ居付キタル者ノ處分

間、今日、半右衛門所にて穿鑿仕、其方之申付候様子、跡々半右衛門・我等承届たる様子、書物共掛御目之候へハ、籠者可仕由、半右衛門之被仰付候、一朝ハ雪ふる、二月十日、一若狭屋藤兵衛籠者之、半右衛門所之而被申付候、様子ハ、當町人年寄共、半右衛門所へよひ寄、右之半右衛門・我等所へ爲申入様子、半右衛門・我等爲申付様子、此度目安ノ趣爲申聞、壹度不成不届人之候間、如此被仰付之由被爲申聞候、何も御尤之由申候て罷歸候、○中 一天氣吉、

二月廿四日、○中 一湯澤ノ半内と申もの女房、〔庄〕新城之而目安指上候由、様子ハ、しち物之身を置候を、仙北ノ内盜賊人御座候て、うられ爲參由申上之付、御請被成、御馬添小貫大郎兵へ被指添、半右衛門所へ被遣候、○中 一天氣吉、

四月朔日、一橋本五郎左衛門下ノ者、本國仙臺へ親之相之參候間、いとまヲくれ候へと申候て、五郎左衛門所を罷出、人見甚九郎場之所之取之罷有候を、五郎左衛門見付、去年中ハ、返し候様之、羽石内記迄戻し申候へ共、何角まきらハかし、不被返之付、半右衛門ノ所へ披露致候ハんと被申候間、拙者、双方ノ様子相尋候へハ、五郎左衛門所へかへさて不叶者にて候間、小野崎吉内を以、内記へ申理、かへさせ申候、昨日五郎左衛

門からめ請取、此者之儀何と致候のんと被申候間、拙者申分、去年中出入むすほられざる者候、拙者いろいろ候て、返し進候上、身命をもらい、御分國を拂度存候へ共、内記遅々被致、返し不被申候間、其方存次第可被致挨拶致候へ、拙者にまかせ候由被申候間、もらい候て、身命をたすけ、御分國はらい申候、院内に手判丹波所を取候て、目長田迄人を添、送申候、一雨ふる、

二十二日、午、甲水無瀬宮法樂和歌御會、

〔涼源院記〕

一 二月十八日、庚寅、昨夜雨降、清十郎來、○中略、新上東門院御追善ノコト、ニカ、ル、本月十六日ノ條ニ收ム、

水無瀬殿御法樂御短冊一首參候、題路芝、出題飛鳥、（飛鳥并種鹿也）

廿一日、癸巳、朝少雨ソ、キ、四時分ヨリ晴、清十郎不來、○中略、中院へ、禁裏水無瀬法

樂歌講之遣申候、及晩返事有、椿ノ義申遣候、

廿二日、甲午、晴、清十郎不來、早々水無瀬御法樂清書にて、長橋殿へ進上申候、路

芝、今朝、中院より、椿ほらせ可進上仕由書狀到來、則返禮申候て後、椿ほらせ、桶之

植て進上仕候、中院より、侍相副、進申候也、○下略

二十三日、未、乙和漢聯句御會、

題

日野資勝椿ヲ上ル

〔土御門泰重卿記〕

四 二月廿一日、癸巳、雨天、不罷出也、御三返御聯句、從禁

中被下候、則持參仕候、明廿三日御會之由御書付有之、御懷昏之端之、

廿二日、甲午、雨天、明日探句也、不罷出候、

廿三日、乙未、晴、御番也、御會御連衆、（集雲寺藤）藤長老・（前外合季）柔長老・（古調兼務）稽長老・（所叙顯題）暁長老・（鳳林宗孝）章西堂・（公卷）洪

西堂・（前叙善徳）光西堂・（九段中選）仙西堂・（西殿之）達西堂・（後南光勝）召堂・（無疾體格）勝西堂・（公卷）格長老、僧十二人、公家ニハ西園寺大

納言・（土御門泰重）予二人也、御聯句卯刻始也、申上刻之相漫也、供御兩度被下候、僧退出之時、杉

原十帖・銀子貳枚ツ、各拜領也、忝候由被申候、其以後退出也、予御番之故、後又召御

前、今日之句共御穿鑿有之也、

〔考亮宿禰日次記〕

六 二月廿三日、乙未、晴、禁中御會有之、忠利參、○下略、常陸東照社神寶調

進ノコトニカ、ル、三月十七日ノ條ニ收ム、

〔鳳林和尚朝參之記〕

鳳林章長老參内之覺

同七年二月廿三日

同（御會）

○和漢及ビ漢和聯句御會竝ニ内御會ノ本年中ニカ、ルモノ、便宜左ニ合敘ス、

〔涼源院記〕

一 五月廿九日、庚午、朝少間雨降、則晴、○中略今日禁裏御聯句有、暁長

老、退出之刻來臨、

元和七年二月二十三日

探句

連衆

供御ノ下賜

五月二十九日

六月二十八日

六月廿八日、戊戌、晴、〔日野光慶〕中納言、禁裡御聯句月次過て退出之刻來臨、略下

九月十日

〔資勝卿記〕

一 九月十日、戊申、雨、午刻ヨリ晴、〔中略〕聯句ノコト及ビ短冊清書ノコトニ

暁長老・玄西堂・中納言、今日、禁裏御聯句にて退出之次ニ來臨候也、則懸御目、返申候也、〔下略〕産ノ藥ノコトニカ、ル、〔年未雜載疾病・死歿ノ條ニ收ム、〕

同日二十一

廿一日、己未、晴、〔中略〕宗義成、疾ムコトニカ、ル、今日禁裏御聯句にて、暁長老退出之刻立

寄候也、〔中略〕色紙短冊清書ノコトニカ、〔年未雜載學藝・遊戯ノ條ニ收ム、〕中納言も、禁裏御聯句退出之刻立寄候也、

御夢想ノ一
巡ヲ西洞院
時慶ニ賜フ

〔時慶卿記〕

七十 正月十三日、天晴、朝寢ノ日出、〔中略〕一禁中ヨリ御夢想之一巡ヲ

給、

六月二十八日

〔時慶卿記〕

四十 六月廿八日、天晴陰、涼也、〔中略〕一禁中ニハ御聯句、五岳ノ衆被

執筆平松時
興

召、又堂上ニハ西園大・日中等ト、執筆ハ時興ニ初而被仰付候而參勤、御會滿ノ、〔案陰玄臣〕南昌院來

七月九日

義ノ、執筆ヲ稱美也、進盃、吸物・小漬ヲ出候、

同日二十一

〔時慶卿記〕

四十 七月九日、天晴、〔中略〕一禁中御聯句、平松執筆ニ參勤候、

同日二十一

廿一日、天晴、涼氣也、一公宴聯句御會、御人數ニ時興初而被召加、多人數ト、又

〔實村〕橋本モ同前、

八月四日

八月四日、天晴、〔中略〕一禁中御聯句、執筆ニ時興參勤、午刻滿ト、時直ハ當番參勤也、

同日二十七

廿七日、天晴、〔中略〕一禁庭芍藥出入ノ次ヲ裁直、道ニ召具、又此方ノ者侍二人・下人二

ニモ申付候、三四十根改候、及極晚、明日御聯句ノ御取置ニ、内々・外様衆御學問所ニ

伺候也、於白砂茶ヲ喫、咽乾故歟、出候非藏人衆給仕候、平松モ花山代ニ參勤候、鳥飼

衆十左衛門奉行ニ被出、同仕、

九月十日

廿八日、天晴、〔中略〕一禁中御聯句御會ト、長野來義候、

同日二十九

九月十日、雨、夜中ヨリ太降、一禁中御聯句御會ト、平松俄ニ被召テ參勤、執筆ト、

〔時慶卿記〕

五十 十月二日、天晴、〔中略〕一禁中御漢和一巡給、申入、次平松へ遣、

一巡ハ、ヲコチ宛所ニメ上ル、

十月六日
執筆高倉永
慶

六日、天晴、公宴聯句御會ニテ、千句滿ト、平松モ御連衆也、以上廿八人ト、執筆ハ永慶

朝臣ト、八日、天晴、一公宴御會、十三日前御稽古、又百勻漢和在之ト、俄ニ時直被召、

九日、天晴、〔中略〕一漢倭ノ御一巡給、草ヲ、從長橋伺候、則直ニ竹門へ持參候、予カ

次也、

同月十三日

御振舞兩度

元和七年二月二十三日

一六二

十三日、天晴、日暖、一禁中漢和之御會參會、執筆時興也、上旬御製也、入韻、（曾七部）式部卿宮、第三竹門、陽明・阿野中・予和、已上、後ハ御製モ和ヲ被遊、其内漢一二在之、（有節攝保）漢保長老・良長老・光西堂・勝西堂・釜西堂、以上、初夜過ニ滿、御振舞兩度在之、（後清光勝）虎間如例也、陽明・八條殿・竹門ハ御學問所ニテ、其儘御膳進也、

〔土御門泰重卿記〕 四 二月卅日、壬子、晴、禁中御聯句御一巡被下候、書付持參

申候、○下略、土御門泰重ノ弟和泉ノ敘爵調ハザルコトニカ、ル、正月五日敘位ノ條ニ收ム、

三月廿七日、己巳、晴、○中略、巳日祓ノコトニカ、三月三日ノ條ニ收ム、明日禁中御聯句之會、（船下回シ）下見探勻也、

廿八日、庚午、晴、御會御連衆十七人也、從早朝伺公、御會始、予少遲參、迷惑申候、御聯句終、又召御前、今日句共御雜談共也、予御番之故、晝夜共退出不申候、晚雨氣也、

四月十三日、甲申、晴、午時女院様御振舞被下、直御番伺公申候、晚召御前、御聯句一巡共仕候、宿（倉橋番代也、○下略、皇朝類苑校合ノコトニカ、ル、九月是月、皇朝類苑ヲ公卿及ビ幕府ニ頒賜シ給フ條ニ收ム、

十七日、戊子、晴、從御所召之故伺公申候、○中略、皇朝類苑校合ノコトニカ、ル、九月是月、皇朝類苑ヲ公卿及ビ幕府ニ頒賜シ給フ條ニ收ム、入夜、御聯句廿句計有之也、左右丞相御參也、今晚少雨降、

十八日、己丑、晴、御番、倉橋番代、今日被仰出候來月大章句仕上申候、此君風德否、（イナヤ）

三月二十八日

同月二十五日
七點取聯句
七十句四吟

同月三十日
五吟

元和七年二月二十三日

一六三

養子避炎蒸、又花後（トスルナキヲ）時七菊、（光西堂・勝西堂）賁園夏五畦、花後菊面白之由、兩西堂被申候故、其分書付申候、罷歸候、○下略、細川宗立、泰重ヲ招ケコトニカ、ル、本月是月ノ條ニ收ム、

十九日、庚寅、晴、御所之御會、從早朝伺公仕候、卯初刻御會始也、申刻相終也、予七句也、

廿三日、甲午、晴、○中略、中院通村、女院御所ニ於テ、源氏物語ヲ進講スルコトニカ、ル、本月八日ノ條ニ收ム、晝倉橋番代頼申候、未刻從御所、御番宿伺公可申候、否之事御尋之由、從園少將申來候、將又廿五日・六日御内會可

被遊之由、伺公可申候由仰候、宿之事、又廿五・六日御會之事、畏之由御返事申上候、雖然女院御所御前供獻被下候、御理可被仰候由仰にて、初夜過迄侍候キ、其以後御番伺公、御下格子也、○下略

廿五日、丙申、晴、御點取御聯句、御製・予・光西堂・勝西堂四吟也、今日七十句出來申候、○下略、女院御所源氏物語進講聽聞ノコトニカ、ル、本月八日ノ條ニ收ム、

廿六日、丁酉、晴、未刻召候、則伺公、昨日御聯之不足、今日滿紙也、御點取之由仰也、○下略、一條兼選ヲ教誡シ、學問ヲ勵マシメ給フコトニカ、ル、四月二十六日ノ條ニ收ム、

卅日、辛丑、雨天、午晴、御聯句御會五吟也、柔長老・光西堂・勝西堂・予・御製等

也、御會相漫、柔長老白御給三ツ拜領也、初夜時分相漫退出也、○下略、一條兼退ヲ教誡シ、學問ヲ勵マシメ給フコトニカカル、四月二十
六日ノ條ニ收ム、

五月廿八日、己巳、晴、○中略、土御門泰重疾ムコトニカ、明日御會一巡被下候、書付上申候、
廿九日、庚午、晴、○中略、一條兼退ヲ教誡シ、學問ヲ勵マシメ給フコトニカ、ル、四月二十六日ノ條ニ收ム、終日起臥、彌驗氣也、今日御會、
殊更予弟章句仕候間、出座仕度事候へ共、御理申入、出座不仕候、

七月廿一日、辛酉、晴、御聯句御會有之也、未刻相終也、予手前、橋本（實村）・花山院宰相中
將三人句代仕てまいらせ候、祝着かり也、予事外草臥也、

廿五日、乙丑、晴、○中略、土御門泰重亭普請ノコトニ從御所召、則伺公、御聯句相始、御内
稽古也、御人數、御製・予・右大臣殿・光西堂・勝西堂五吟也、五十韻有之、明日可被
成之由仰也、各退出也、

廿六日、丙子、晴、○中略、同普請、未刻從御所召、伺公申候、昨日御聯句不足、今日相滿
也、○下略、花火ノコトニカ、ル、七月二十三日ノ條ニ收ム、

八月四日、癸酉、晴、（金地院以心崇傳）傳長老章句佳、皆御聯句御會今日御興行也、早天伺公申候、ハヤ
傳長老伺公也、各參集次第御會相始、未刻相終、各退出、予、女院御所へ伺公申候、今

七月二十一日

御内稽古
五十韻

八月四日
崇傳ノ章句
秀佳

智仁親王

日御會様子共御尋之事也、少滋野并事窺申候、御心得之由仰也、大御供獻被下退出也、
方違同前、

廿六日、乙未、晴、○中略、同普請、明日御會之用意、方違同前、○下

廿七日、丙申、晴、○中略、同普請、明日御會也、方違同前、

廿八日、丁酉、晴、早々伺公、御會始、御連衆古欄・英岳・最岳・所叔・柔長老・承章・
玄光・光勝・梵峯、公家右大臣殿・西園寺大納言・予三人也、御會申上、相滿也、（智仁親王）式部卿

宮終日御聽聞也、予當番、女院御所今日御禮伺公申候、方違同前、

九月廿一日、己未、晴、御聯句御會始也、俄八條殿御參、御連衆也、未刻相滿也、
廿七日、乙丑、晴、禁中御會之由承及候、

十月二日、庚午、晴、咸街御内會伺公可仕候由仰候、則伺公仕候、今日七十句有之也、

三日、辛未、晴、昨日殘三十句及黄昏相滿申候、（水原）予、常御所召、種々御雜談共也、

御酒被下候、夜半時分御番所へ退出申候、

五日、癸酉、晴、○中略、中院通村、女院御所ニ於テ、源氏物語ヲ進講スルコトニカ、ル、本月八日ノ條ニ收ム、予明日御聯句之用意、伺公不仕
候、終日額外披見申候、入夜右衛門佐來儀、明日執筆韻外字共相尋被申候、書付遣申候、

十月六日

當座

同月八日漢和御内會

四時分まで被居、其以後予一時餘夜學、其以後寢申候、
 六日、甲戌、晴、從日出以前早參、今日御連衆八條殿・西園寺大納言・日野中納言・花
 山院宰相・平松時興朝臣・予・西坊城遂長、以上七人、僧衆保長老・稽長老・洪長老・
 主長老・良長老・暲長老・光西堂・仙西堂・達西堂・勝西堂・玄西堂・峯西堂・御製共
 廿人御連衆也、一巡再返無之、當座也、少油斷有之、折すり申候、皆難義之事也、西坊
 城・平松等ハ、予行廻、句合力申候、花山院宰相殿も御頼候故、助言申候、憚之至也、
 申刻許御聯句相漫也、事外はやき由評判也、予事外草臥、早々退出申候也、
 八日、丙子、晴、早々伺公可仕候由、度々召使有之也、飯後伺公申候、今日漢和之御内
 會有之也、則御人數可相加之由仰候、則連御座候、以上九人也、二折うらより仕候、八
 句仕候、初夜過相終也、予御番之故御前伺公仕、御雜談被仰聞、供獻共被下候、夜半時
 分御番所退出也、

十三日、辛巳、晴、禁中漢和聯句御會也、御番倉橋へ相博申候、○下略、中院通村亭數寄ノコト、及ビ御日待ノコトニカ、ル、年末雜載諸家ノ條ニ收ム、疾病・死歿ノ條、及ビ五月十五日ノ條ニ收ム、
 十二月二日、己巳、晴、明日御聯句御會、於禁中御興行探勻之事也、終日不罷出候、再

十二月三日御會延引

同月九日

出御御製玄妙

三月二十八日
 四月十九日
 同月三十日
 五月二十九日
 七月九日

之返被下候、○下略

三日、庚午、今日御會延引、○中略、泰重亭普請ノコトニカ、カル、年末雜載諸家ノ條ニ收ム、請取御番也、終日御前不退也、
 八日、乙亥、晴、御番也、終日御前召、侍御雜談也、思召様子被仰聞候、忝事也、愚意
 少申上候、勅許之様相見也、明日御聯句用意不罷成、則宿直仕候、

九日、丙子、晴、今朝從番所退出、さかやき、飯後伺公、少遲參仕候、各朝參被申候、
 御會頓而相始也、午時主上出御、御聽聞、晚二句御製有之、僧衆御製承度由依申如此
 候、左右方共御製玄妙之由被申候也、公家衆(一條兼退)右大臣殿(但此御催也)、西園寺大納言殿・高倉
 嗣良朝臣・予、僧衆暲長老・柔長老・章西堂・光西堂、以上八人御連衆也、初夜過相終
 也、○下略

〔孝亮宿禰日次記〕六 三月廿八日、庚午、曇、禁中御會也、忠利參仕、

四月十九日、庚寅、小雨、禁中御會、忠利參、○下略、京都盜多キコト等ニカ、ル、正月十一日ノ條及ビ四月是月ノ條ニ收ム、
 卅日、辛丑、晴、禁中御聯句有之、忠利參仕、
 五月廿九日、庚午、晴、禁裏御會有之、忠利參、○下略
 七月九日、己酉、晴、禁裏御會、忠利參仕、入夜雨下、

元和七年二月二十三日

一六八

八月四日

八月四日、癸酉、晴、○中略、皇大神宮藤波友忠ヨリ鉈爵料到來、カ、ル、八月四日ノ條ニ收ム、禁中御會、忠利參、○下略、秀忠、初

同日二十八日

廿八日、丁酉、晴、禁中御會、忠利參、入夜雨降、

九月十日

九月十日、戊申、雨下、禁中御會、忠利參、

同日二十二日

廿二日、己未、晴、禁中御會、忠利參、昨日依召也、

十月六日

十月六日、甲戌、晴、禁中御會、忠利參、

同日十三日

十三日、辛巳、晴、禁裏御會、忠利參、

八月四日

〔本光國師日記〕三十 一同四日、禁中御聯句、

四月十九日

〔鹿苑日録〕五十 四月十九日、齋了、詣禁裡御聯句、

五月二十九日

五月廿九日、齋了、早々詣禁裡御會、

六月二十八日

六月廿八日、禁裡御聯句、齋了、早々伺候、

七月九日

七月九日、齋了、早々詣禁裡御聯句席、雲齋來臨、惠間鍋一ケ、見先日一樽之禮、〔御殿カ〕

同日二十一日

廿一日、禁裡御聯句、○下略、守藤、寂スルコトニカ、ル、七月六日ノ條ニ收ム、

八月四日

八月四日、齋了、早々詣禁裡御聯句之席、○下略

同日二十八日

廿八日、齋了、侍禁裡御聯句之席、○下略、皇朝類苑ヲ賜フコトニカ、ル、九月是月、皇朝類苑ヲ公卿及ビ幕府等ニ頒賜シ給フ條ニ收ム、

九月十日

九月十日、齋了、詣禁裡御聯句之席、

同日二十一日

廿一日、齋了、赴禁裡御聯句之席、

同日二十九日

廿九日、齋了、侍禁裡御聯句之席、○下略

十月六日

十月六日、早朝齋了、赴禁裡御聯句之席、今日三千句了畢者也、

〔鳳林和尚朝參之記〕〔兼書〕 鳳林章長老參内之覺

〔元和七年〕 同年三月廿八日 同〔御會〕

同年四月十九日 御會

同年八月廿八日 同

同年十二月九日 同

〔附録〕

〔時慶卿記〕五十 十一月三日、天晴陰、月不見、○下略 一、竹門御使也、來十六日漢

和會ニ被召候、兼約ノ義理申候、

〔土御門泰重卿記〕四 二月十日、壬午、雨天、今朝中院、門外迄御出、午時中院一

元和七年二月二十三日

一六九

元和七年二月二十三日

一七〇

一條兼退亭
和漢聯句會

家中振舞持參候、茶入之茶持參、一服申入候、水無瀨前宰相(氏成)・右金吾等御出候也、和漢一折興行、及深更歸候、四月二日、癸酉、晴、一條殿御會也、則參候、予・宏西堂・桂山・同弟子二人、以上十人也、酉刻相終也、

竹内孝治亭
和漢聯句會

五月十四日、乙卯、晴、竹内刑部少輔所(孝治)へ和漢興行出座申候、飯後名殘折二句仕、從禁中召、伺公申候、宿中山番代直被申候、從今晚神事也、

綾小路高有亭
和漢聯句會

六月廿一日、辛卯、晴、一條殿聯句御會出座申候、宏西堂・桂山・弟子、以上三人、橋本・予、以上七人也、一條殿御會予御談合、常之事也、

中院通村亭
漢和聯句會

七月廿日、庚申、晴、今日綾小路漢和興行出座也、入夜相滿、頓而朝參、遲參也、(高有)○下略、山城淨土寺村念佛躍ヲ獻ズルコトニカカ、七月二十日ノ條ニ收ム、

坊城俊完亭
聯句會

十月十三日、辛巳、晴、○中略、漢和聯句御會ノ、予、中院へ參候、○中略、夜入漢和五十句仕候、夜半之時分罷歸候、予蒙氣散々事也、○下略、御日待ノコトニカ、五月十五日ノ條ニ收ム、十一月四日、辛丑、雨天、電相交也、重右衛門漢和之一巡到來也、○下略

〔鹿苑日錄〕

五十

二月十三日、齋了、赴坊城殿之聯句席、

略

三月十日、齋了、赴日中納言殿聯句之席、及夜半而歸、(日野光應)

四月廿八日、齋了、赴桂庵夢想漢和之席、呈扇子五本、

十一月九日、赴亭川軒聯句席、

十六日、自早天赴竹裡御門跡漢和之席、及初更而歸、御會席綺麗也、

二十四日、申、丙秀忠ノ獻ゼシ御池釣殿文庫竣ルニ依リ、御本奉行等ヲシテ、書籍・樂器等ヲ移シ藏セシメ給フ、

〔涼源院記〕 一 二月廿四日、丙申、午刻已後雨微々之下、及暮晴、朝飯以後令朝參候へとも、御服之御取置無之、御池釣殿文庫心得見物候て、退出申候、○下略、四聖人ノ圖ノコト等ニカ、ル、年末

三月十一日、癸丑、晴、今日禁裡御振舞にて、午刻以前參内申候也、○中略其後御池見物可仕由仰にて、各御舟之乗申候、御鞞も有、御池ノ橋卅間計、中亭アリ、東向之御亭ノ座敷有、銅カワラ也、池之臨石カキ有、ソレヨリ廊ツ、キ之文庫有、今度將軍ヨリ被仰付候處也、○下略、内閣文庫所藏ノ一本ヲ以テ校合セリ、

御振舞
蹴鞠

〔土御門泰重卿記〕

四

二月廿四日、丙申、雨天、今日新御倉文庫へ御書籍共被納

元和七年二月二十四日

一七一

御本奉行等
伺候ス
出御
書籍ヲ置キ
改ム

元和七年二月二十四日

一七二

之、卯刻朝參、御本奉行不殘伺公、其外御屏風奉行・御樂器奉行・御硯文臺奉行、諸奉行各伺公、廿五人有之也、御道具入、其以後主上出御、御覽、御書籍納所依仰置改也、初夜時分退出也、

三月六日、戊申、晴、從御所召、御書籍奉行十人不殘也、御本共積直、御取置也、入夜召御前、大御供獻被下候、沉醉無正躰退出也、○下略、大御乳人某、伊勢大神宮ニ參詣スルコトニカ、ル、三月六日ノ條ニ收ム、

〔附錄〕

〔土御門泰重卿記〕四 正月十八日、辛酉、神事、晴、飯飯御番參候、蒙求標題不

審紙付、返上仕候、○下略、一條兼退、土御門泰重等ヲ饗スルコトニカ、ル、年末雜載諸家ノ條ニ收ム、

廿日、癸亥、晴、從御所召、則不待駕伺公、史記十一冊、○大藏寺法親王隨庵、取出、進上可仕之由仰也、

則冷泉・五條同道、乞鑰取出、進上也、兩西堂伺公、蒙求標題御穿鑿、予如申候罷成候、兩西堂不覺之事申侍候畢、不及注、兩僧退出、又予・姉小路召御前、夕供御まいり候、則兩人こも被下候、籠鳥共拜領、半夜前退出申候、忝御顔色共也、

廿三日、丙子、晴、雨天、已刻晴、○中略、泰重ノ亡母命日ノコト及ビ五山蒙參内ノコト等ニカ、ル、年末雜載諸家ノ條及ビ正月十日ノ條ニ收ム、午刻過巽御倉へ參、不足半長櫃取出、進上申候、予・烏丸二人也、漢書不足二冊相殘、如本御倉納

辰巳御庫
漢書

也、予・阿野・中御門中納言・園等召御前、夕供御まいり候時、又各被下候、御放之以後御酒まいり、予御双六二はん仕候、勝負こまけ申候故、種々御狂言共仰候、退出之時、種々物共各拜領也、予五色拜領仕候也、長恨哥・琵琶行○舟橋實覽之點書寫仕、進上可仕候由仰也、則御本本之、二種請取申候、

双六
長恨歌
琵琶行

二月六日、戊子、晴、○中略、御樂始ノコトニカ、皇朝類苑・國朝文類兩部取出、進上可申候之由仰也、則取出、上申候、其後予・五條退出可仕之由御案内申入、則退出申候、今晚滋野井へ參候、

皇朝類苑
國朝文類

八日、庚辰、晴、御番也、召御前、不足本長櫃取出申候、國朝文類入于本之御長櫃、召御前、御酒共被下候、○下略、禁中源氏物語講釋ノコトニカ、ル、本月八日ノ條ニ收ム、

九日、辛巳、雨天、今朝餘醉以外候、今朝不罷出、昨日判字穿鑿きいめ、伺申候、又召御前、様子一々申付すまし、不足本長櫃御倉入、忝も御相伴にて供御被下候、其以後退出也、中御門中納言伺公、○下略

十一日、癸未、晴、長恨哥・琵琶行頭書點書寫終、技合畢、上申候、○下略、女御御殿ヨリ還幸アラセララル、コトニカカル、本月一日ノ條ニ收ム、

判字穿鑿

元和七年二月二十四日

元和七年二月二十四日

一七三

元和七年二月二十四日

一七四

續世繼
御舟遊

十三日、乙酉、晴、○中略御番伺公、續世繼二枚寫申候、入夜召御前、供御之御そは被下候、其以後御淺水御舟めし、御遊山也、

辰巳御庫
御池御庫

〔涼源院記〕 一 卯月廿二日、癸巳、晴、清十郎不來、禁裏辰巳ノ御庫ノ御裝束共、御

本ニモ成申候を、御服、同臣下ノ裝束、御池ノ御藏へ入申候之付伺公仕候、中御門大納

言・予兩人、白川二位・藤右衛門佐・山科少將等也、則御服箱ハ、臣下ノ道具、長櫃一棹、

御池ノ御入申候て、退出之刻、非藏人番所にて御酒有、中御門父子・予・白川二位・藤

右衛門佐・山科少將等也、○下略、日野資勝、皇朝類苑ヲ拜見スルコト、三條公廣、江戸ヨリ歸京スルコト等ニカ、ル、三月十七日、水戸東照社勸請ノ條、及ビ九月是月、皇朝類苑ヲ公卿

及ビ幕府等ニ頒賜シ給フ條ニ收ム、

觀世身愛・同重成父子、江戸御成橋ニ、勸進能ヲ興行ス、

〔御當家記年錄〕 五 二月、於江戸御成橋、觀世大夫有勸進能、廿四日・廿五日・

晦日・三月朔日、以上四ケ日也、在江戸諸大名、構棧敷見物之、

〔重猿樂傳記〕 仁觀世 左近大夫二男、初名三十郎、觀世 左近大夫 同七百年二月廿四日、於江府御成橋、勸進能被仰

付、

〔觀世家譜〕 九世身愛 號暮閑 齋黑雪 同（元和）七七年、子息三十郎重成、江戸神田にて日數の勸

諸大名棧敷
ヲ構ヘテ見
物ス

進能行ひしに、身愛も俱に勤たりき、

十世重成、號似閑 齋安休 元和七年、左近重成、父身愛入道黒雪と俱に、江戸神田にて、日數勸

進能行ひぬ、

〔百轉〕 十 觀進能

一元和七年二月、觀世太夫一代能、

御成橋こおるて興行有之候事、

〔猿樂傳記〕 二 四座并喜多座之始末

一觀世太夫ハ、伊賀の服部一黨の者なり、足利將軍東山殿に仕へて、觀阿彌と云同朋也、

渠に仰せて、猿樂の業を學バしめ、勤しむ、其子世阿彌、其子の童阿彌と續て同朋に

て、是を相勤む、其子俗にして、觀世三十郎と號し、猿樂と成りて、金春か聳と成り、

彌藝術熟し、子孫相續す、（觀世秀吉）太閤御代、繁昌して、能太夫餘多ありといへとも、

金春・觀世最上たるも、右の譯故なり、太閤の御時、（德川家康）權現様上方御在勤の後、御休息

として、關東御下向の時、いつれの太夫成とも、江戸へ召連られ、御慰の能なさるへ

しと、太閤の仰に付、然らば觀世太夫を御連なされ度よし御願有て、御借りなさる、

元和七年二月二十四日

一七五

元和七年二月二十五日

一七六

宗雪
三郎
小次郎
福王
黒雪

是常に御出入仕りし故なり、それより毎度江戸へ下向仕候に付、御天下と成て、直に御家の太夫となりたり、入道して宗雪と號す、實生太夫か子を養子とし、家を譲る、三郎と云て家督す、五山の相國寺にて大能あり、觀世か家の石橋兩度あり、初度の宗雪、再度の三郎勤む、脇は觀世小次郎なり、後年三郎御科ありて、沒收追放せられ、蟄居の内病死す、その子鬼若召出さるゝといへとも、父沒收に付て家業退轉し、傳授の書物ありといへとも、その習なし、依之福王か家より、惣而の事を殘らす傳授す、福王か家の、觀世か家と同流にして、しかも觀世か座の脇の家なれ、謠の節も替りなし、此鬼若家を興し、後入道して、黒雪と號す、その子を左近太夫と云、○下略

二十五日、酉、北野社法樂和歌御會、

〔涼源院記〕

二月廿五日、丁酉、申刻より雨降、清十郎來、早々中院へ詠草を取遣申候、則來、早々之禁裡聖廟御法樂令清書進上仕候、題松間藤、○下略、曼殊院良恕親王、聖廟法樂和歌會ノコトニカ、

兼題

〔時慶卿記〕

四十

二月廿三日、天曇、日不明、○中略一昨晚聖廟ノ御法樂ノ題ヲ給時直、今朝時直へ遣、

廿四日、天晴、晚曇、○中略一聖廟御法樂ノ詠吟候、○中略一御法樂ノ詠草、(三條西實條)合遣候處、愚亭ノ門内へ來入、乍立申談而過、
廿五日、天晴陰、晚曇、一聖廟御法樂ノ哥清書ノ、時直与一同ニ上、○中略一北野代參久八ニ、御初尾ヲ供、
○コノ後北野社法樂和歌御會ノコト、便宜左ニ合敘ス、

六月二十五日

〔涼源院記〕

一 六月廿五日、乙未、晴、早天禁裏聖廟御法樂愚詠、題山家夏、出題(含題)冷泉中將、短冊清書候て進上候て、○下略、曼殊院良恕親王北野社法樂和歌會ノコトニカ、ル、下ニ收ム、

〔時慶卿記〕

四十 六月廿二日、天晴、雷鳴猶不止、白雨ハ少時、一切紙終日見之、一聖廟御法樂ノ題ヲ給也、暮山ノ雪也、

法樂和歌ノ兼題ヲ賜フ

廿四日、天晴、炎暑、雷不止、甚鳴、夜白雨、○中略一御法樂之詠吟案ト、三西へ詠草ヲ遣候處、端ニ可定由候、一夕ニ事々敷空ノ氣色也、雖然雷靜、

廿五日、天晴、炎暑也、一行水破、聖廟御法樂ノ短冊清書、奉掛名號、拜之而後ニ、時直詠進ニ相添テ、長橋迄上、代參北野、(近衛信尹)一三藐院殿御筆ノ名號之御像表具出來テ、取寄候、○中略從午涼風也、雷ハ不鳴、

元和七年二月二十五日

一七七

近衛信尹筆名號ノ神像

〔後十輪院殿中院連村御詠〕戀歌

非心離戀
元和七廿五内聖廟御法樂
身の上ニカ、ル、正月に今そかなしき出ていないたれかといひし人のわかれも

〔附録〕

〔涼源院記〕一

正月十六日、己未、微々雨降、午刻以後雨晴、空曇、○中略、江戸へ年頭ニ人ヲ下スコト

ニカ、ル、正月、竹門様ヨリ御使者有、御樽二ツ拜領、來廿五日聖廟御法樂御短尺二首、野徑十日ノ條ニ收ム、○下略、踏歌節會ノコトニカ、又中納言處へ參短冊も來候也、カル、正月十六日ノ條ニ收ム、

廿五日、戊辰、晴、竹門主聖廟御法樂之、御月次始之伺公申候也、予歌二首、

野徑雉

妻こひも入しらしとや朝かすみふかきすそのに雉子鳴らん

寄棹戀

いかにして人の心のあらいに小舟の棹のさしてよるへき

御人數八條殿・伏見殿御方御前・八宮・青蓮院殿・中御門大納言・予・中御門中納言・

日野中納言・伯二位・中山中將・甘露寺辨・勸修寺辨・御靈別當・同法眼・極樂寺等也、

良愨親王聖廟法樂和歌會

讀上甘露寺、御振舞御酒五返、讀上以後退出候也、○下略

二月廿五日、丁酉、申刻より雨降、○中略、北野社法樂和歌御會、其後竹門主へ聖廟御法樂之月

次之伺公申候也、題春契戀・春湖藻、二首之、懸御目、則清書、今日御人數伏見殿・

兵部卿宮・八宮・中御門大納言父子・予父子・清閑寺・中院・中山・勸修寺・御靈別

當・同法眼・極樂寺覺阿等也、御振舞有、讀上、勸修寺、其後又御酒之て、各退出、○下略

三月廿四日、丙子、晴、中院黃門へ明日歌談合之遣申候也、夜之入候て、返札到來申候

也、中院所勞之由也、

廿五日、丁卯、晴、竹門様へ、聖廟御法樂ノ御月次之伺公、愚詠歌題、

花未飽

いと、猶あかぬ心の花かつらかけていく世の春になれても

伏見殿・知恩院宮・予・中御門中納言・清閑寺中納言・日野中納言・伯二位・頭中將

町・小倉侍從・勸修寺辨・中川・御靈別當法印・同法眼、御振舞過て讀上、勸修寺辨也、

各退出、

卯月廿四日、乙未、晴、○中略、加藤明成、資勝ヲ訪フコト、明日竹門主月次御法樂歌、中院へ談